

包括外部監査の結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

関連団体に対する業務委託を中心とした取引について

平成15年3月

宮城県包括外部監査人

那須和良

目 次

包括外部監査の結果報告書

第 1 . 外部監査の概要	頁
1 . 外部監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件	1
3 . 特定の事件を選定した理由	1
4 . 外部監査の方法	2
5 . 外部監査の実施期間	5
6 . 外部監査の実施者	5
第 2 . 外部監査の対象の概要	
1 . 委託契約に関する主な法令等	6
2 . 監査対象の選定	8
3 . 監査対象となる関連団体	9
第 3 . 利害関係	10
第 4 . 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見	
1 . 社団法人宮城県交通安全協会との委託取引について	12
2 . 財団法人宮城県文化振興財団との委託取引について	25
3 . 社団法人宮城県危険物安全協会連合会との委託取引について	31
4 . 社団法人宮城県自動車会議所との委託取引について	37
5 . 社団法人宮城県建設センターとの委託取引について	43
6 . 財団法人宮城県建築住宅センターとの委託取引について	52
7 . 株式会社仙台港貿易促進センターとの委託取引について	69
8 . 財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワークとの委託取引について	83
9 . 社団法人宮城県観光連盟との委託取引について	88
10 . 宮城県新・伊達なむらづくり推進機構との委託取引について	95
11 . 社団法人宮城県物産振興協会との委託取引について	99
12 . 財団法人みやぎ婦人会館との委託取引について	105
13 . 財団法人宮城県スポーツ振興財団との委託取引について	117
14 . 財団法人宮城県体育協会との委託取引について	137
15 . 宮城県ライフル射撃協会との委託取引について	146
16 . 社会福祉法人宮城県福祉事業団との委託取引について	150

包括外部監査の結果報告書

第 1 . 外部監査の概要

1 . 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に定める宮城県との包括外部 監査契約に基づく監査。

2 . 選定した特定の事件

関連団体に対する業務委託を中心とした取引について

3 . 特定の事件を選定した理由

(1) 事務事業委託の位置付け

委託とは一般的には、法律行為又は事実行為を他の機関又は他の者に依頼する事をいうとされている。又委託には法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と、法令に基づかず私的契約によってなされる私法上の委託がある。地方公共団体が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき行う「公の施設の管理委託契約」は公法上の委託の一つである。他方私法上の委託である民間への業務委託は地方公共団体が直接実施するよりは、他の者に委託して実施させる方が、効率的なものを中心に、主として特殊な技術、高度の専門的な知識又は特殊な設備等を必要とする事務、事業、調査、研究といった業務について行なわれる。

宮城県(以下県という)では、行政資源の効率的運用や民間活力の増大を図るため平成 10 年度において「事務事業の民間委託に関する指針」を策定し、経常的に必要とされない専門的、技術的業務を中心に民間委託を進めてきている。

さらに平成 14 年 3 月に策定された「第二次宮城県行政改革推進計画」では民間活力の活用の一つとして「民間委託、民営化の推進」をあげ次のように述べている。

「民間委託や民営化の推進に際しては、県民サービスの維持・向上、コスト削減の両面からその効果、必要性などを再検証するとともに、組織や職員定数などと密接な関係がある事から、県組織のあり方と一体的な検討を進めます。特に、現業的業務、定型的業務、施設管理・運營業務等の民間委託等を引

き続き進めます。又、公の施設の管理委託などについて、単一の委託先を固定する事なく、公共的団体による競争原理を導入した委託方法の可能性や条例上の検討を進め、可能なところから実施します。」

このように県は事務事業の業務委託について踏込んだ対応を行ってきており、この状況を踏まえて、委託契約に係わる当事者の状況について主として財務面から検討を加える事は意義のある事と考える。

(2) 対象とした委託の範囲

県における業務委託は広範囲にわたっているため、その中から「関連団体」に対する業務委託を中心に検討を加える事とした。関連団体とは次のような相手先を想定している。

公社等外郭団体。

知事その他の役職員が代表者、専務理事、事務局長などを兼務、あるいは充て職として就任している団体。

県からの出向者、又は県役職員OBが主要構成員となっている団体。

団体の提供するサービスの受益者が、主に県の役職員または県役職員OBである場合の、その団体

団体に雇用されている者が、主に県役職員OBである場合の、その団体。

県の庁舎内に事務局を設置している団体。

県の組織が事務局を兼ねている団体。

このような団体を対象範囲としたのは、経済行為や事務処理で特別扱いを受けるかもしれないと危惧されるような関係があると推認され、県との第三者的关系を明確に確立する事が要請される相手先と考えたからである。

又これらの団体との契約はほとんどが随意契約によって行われており、契約内容の客観化の状況を検討する事も重要と判断した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の要点と主な監査手続

< 要点 >

契約の相手方の選定方法は適正か

< 手続 >

- ・ 選定方法は法令に合致しているか
- ・ 地方自治法上、契約の方法は一般競争入札が原則的方法とされており、指

名競争入札、随意契約等は一定の事由がある場合にかぎりすることができる。(法第 234 条第 1 項 施行令第 167 条...指名競争入札 同 167 条の 2 ...随意契約)

- ・ 県の財務規則 第 6 章契約「第 1 節一般競争入札」「第 2 節指名競争入札」「第 3 節随意契約」及び「随意契約を行う事ができる場合のガイドライン」に基づき選定しているか
- ・ 公の施設の管理委託の場合、委託について県条例が定められ、条例で定められた相手先となっているか
- ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか。随意契約は施行令、県ガイドラインのどの項目に該当するか。それは実情に合っているか。
- ・ 1 先と長期にわたって随意契約することの合理性があるか。関連団体であるが故に特定の 1 先と継続して随意契約している事はないか
- ・ 入札方式に変更し委託料圧縮をはかれる随意契約はないか

< 要点 >

委託理由に合理性があるか

< 手続 >

- ・ 委託は次のような理由に合致するか
 - 多量な事務を短期間で処理するため
 - 単純作業であるため
 - 事務を効率的に処理するため
 - 変則的な勤務条件が必要なため
 - 高度な専門的技術が必要なため
 - 臨時的な業務であるため
 - 行政サービス向上のため

< 要点 >

委託料の算定方法は適正か

< 手続 >

- ・ 随意契約の場合の見積書の徴収について、次の県財務規則の取扱に合致するか
 - 原則として二人以上の者から見積書を徴しなければならないが、一定の場合は一人からの見積書でもよい(財務規則第 109 条)
 - 一定の場合見積書を徴しない事ができる(財務規則第 109 条)
- ・ 公の施設の管理委託の場合、委託先の実費相当額で委託料が決められているか

- ・ 県組織の一部と見られる法人、公益的法人等は委託契約により利益留保をはかる必要性は少ない。この考え方が委託料に反映されているか
- ・ 妥当な委託料算出のため、委託先では委託業務毎の原価把握が適正に行われているか。
- ・ 契約に至った委託料の積算根拠は妥当で合理的なものか

< 要点 >

委託契約は適法であり、支払いは正確か

< 手続 >

- ・ 全ての業務委託について委託契約が締結されているか。相手が関連団体のため契約手続きが省略されていないか
- ・ 委託料は契約どおりに支払われているか
- ・ 委託業務の履行確認の後支払いが行われているか

< 要点 >

委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行なわれているか。

< 手続 >

- ・ 業務内容の変化(増減)に委託料は整合してきているか、時系列に検討する業務内容 1 単位当たり(一人、時間、面積...)委託料の時系列的推移に異常はないか
- ・ 同一内容の業務委託の他の地公体事例と比較して、委託料の水準は妥当か
- ・ 委託先で把握している契約毎の業務遂行コストの内容を分析して管理コストも含めて必要にして十分な水準を逸脱していないか検討する。又他の業務費用との区分が的確で、混入がないかどうかも検討する。
- ・ 委託先で委託業務が外注に付されている場合、適正な発注方法が取られているかどうか、外注先の指揮監督が行なわれているかどうか検討する。
- ・ 外注に入札方式の導入、作業手順の見直し、間接人件費等の管理コストの節減、働く人の動機づけによる作業効率の向上、派遣労働者、パート従事者の採用による単純作業の変動費化などによる業務コスト削減努力が行なわれているか。その余地はあるか検討する。

< 要点 >

当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか

< 手続 >

- ・ 安易に従来の方法を踏襲することなく、効率性など新たな観点から、委託

先、委託範囲、方法などに検討を加え行政目的達成度を高める方策が採られているか。

(2) 監査対象年度

平成13年度に係わる委託業務の執行事務を中心とするが、必要に応じて過年度にさかのぼり検討する。

5. 外部監査の実施期間

平成14年5月10日から平成15年2月28日まで

6. 外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	那須和良
同 補助者	公認会計士	柴田純一
同 補助者	公認会計士	渡辺雅章
同 補助者	公認会計士	菅原文憲
同 補助者	公認会計士	佐藤森夫
同 補助者	公認会計士	荒井公尊
同 補助者	公認会計士	須藤裕州
同 補助者	公認会計士	西村一幸

第2． 外部監査の対象の概要

1． 委託契約に関する主な法令等

県における業務委託は契約に基づき行われる。地方公共団体及び県における「契約」に関しては、関連する法令等において次のように取扱われている。

地方自治法 234 条(契約の締結)

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当する時に限り、これによることができる。

地方自治法施行令 167 条(指名競争入札)

指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一、 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをする時。
- 二、 その性質又は目的により競争に加わるべきものの数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をする時。
- 三、 一般競争入札に付することが不利と認められる時。

地方自治法施行令 167 条の 2(随意契約)

随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一、 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第三上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を越えないものをするとき。
- 二、 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必用な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三、 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
- 四、 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
- 五、 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込であるとき。
- 六、 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

七、落札者が契約を締結しないとき。

宮城県財務規則

第三節 随意契約

第 107 条の 2(随意契約できる小額限度額)

施行令第 167 条の 2 第 1 項第一号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

一、工事又は製造の請負	250 万円
二、財産の買入れ	160 万円
三、物品の借入れ	80 万円
四、財産の売払い	50 万円
五、物品の貸付	30 万円
六、前各号に掲げるもの以外	100 万円

第 109 条(見積書の徴収)

契約執行者は随意契約を締結しようとするときは、二人以上のものから見積書を徴さなければならない。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は、一人から見積書を徴することができる。

- 一、再度入札に付しても落札者がいないとき。
- 二、一人から見積書を徴することが有利と認められるとき。
- 三、二人以上から見積書を徴しても同一金額の見積がなされることが予想される相当の理由があるとき。
- 四、契約の相手方が特定人に限定されるとき。
- 五、前各号に定める場合の外、一件の予定価格が 50 万円未満の契約を締結しようとする場合で、契約執行者が適当と認めるとき。

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないことができる。

- 一、官公署と契約しようとするとき。
- 二、法令に料金の定めのあるものについて契約しようとするとき。
- 三、法第 243 条に規定による私人の公金の取扱又は法第 244 条の 2 第 3 項の規定による公の施設の管理の委託について契約しようとするとき。
- 四、災害その他緊急を要する場合において契約しようとするとき。
- 五、一件の予定価格が 20 万円未満の契約を締結しようとする場合において、二人以上のものから見積書を徴しても価格、品質及び規格のいずれについても同程度のものが得られると契約執行者が認め

て、契約しようとするとき。

六、土地改良法に規定に基づく土地改良事業の換地処分等に関する業務の委託について、契約執行者が積算した金額をもって契約しようとするとき。

七、前各号に定める場合の外、価格が表示され、かつ、一定しているものについて契約しようとするとき。

上記法令の外、県においては委託業務につき次のような取扱が定められている。

「業務委託等に係わる随意契約ガイドライン」(平成 8 年 4 月 1 日)

「事務事業の民間委託に関する指針」(平成 11 年 4 月 1 日)

2 . 監査対象の選定

県は、民間の持つ高度な専門性を活用し民間との多様な連携を図りながら、一層の行政運営の効率化を図るため、平成 10 年度に「事務事業の民間委託に関する指針」を策定し、全庁的に民間委託の推進に当たっている。

このような状況を踏まえて、県総務部行政管理課では平成 11 年度から県全体での業務委託の契約状況を把握するために全庁的な照会調査を実施してきた。平成 13 年度分についても業務委託に関する当該調査が行われたことから、この調査結果を利用する事により、調査回答書に記載されている委託先、委託業務の内容、委託金額などを基礎資料として次の方法で関連団体と委託業務を抽出した。

県と関連があると思われる主な関連団体の事業報告書、決算書、寄付行為、定款などを閲覧し、団体の事業内容及び県との関係を把握するとともに、この監査で対象と想定する関連団体に該当するかどうかを検討した。

調査回答書記載の委託業務の内容、委託金額の多寡、前年度及び当年度の契約方式などにより、この監査で対象と想定する委託内容かどうか検討した。

3. 監査対象とする関連団体

上記の抽出方法により次の 19 団体を監査対象とする関連団体として選定した。

監査対象とする関連団体

担当部局	担当課	関連団体名	主な委託業務	結果記載	意見記載
県警本部	運転教育課	(社)宮城県交通安全協会	運転免許更新時講習業務		
	交通企画課	(社)宮城県安全運転管理者会	安全運転管理者講習業務	-	-
環境生活部	生活文化課	(財)宮城県文化振興財団	県民会館管理運営他		
総務部	消防防災課	(社)宮城県危険物安全協会連合会	危険物取扱講習業務		
	税務課	(社)宮城県自動車会議所	自動車二税申告審査収納		
土木部	公園緑地室他	(社)宮城県建設センター	矢本海浜緑地管理他		
	住宅課	(財)宮城県建築住宅センター	県営住宅管理他		
企業局他	総務課他	(株)仙台港貿易促進センター	ビジネスサポートセンター管理他		
環境生活部	環境政策課	(財)みやぎ環境とくらしネットワーク	ふるさと環境学習支援		
産業経済部	観光課	(社)宮城県観光連盟	観光物産展示室運営他		
	産業技術振興課	(社)宮城県計量協会	試験等業務	-	-
	むらづくり推進課	宮城県伊達なむらづくり推進機構	マスター派遣指導業務		
	商業流通課	(社)宮城県物産振興協会	物産展開催業務		
教育庁	生涯学習課	(財)みやぎ婦人会館	みやぎ婦人会館運営		
	スポーツ振興課	(財)宮城県スポーツ振興財団	県スポーツ施設管理運営		
	スポーツ振興課	宮城県体育協会	北上川艇庫管理他		
	スポーツ振興課	宮城県ライフル射撃協会	ライフル射撃場管理		
保健福祉部	長寿社会政策課	(財)宮城いきいき財団	高齢者総合相談センター	-	-
保健福祉部他	社会福祉課他	(社福)宮城県福祉事業団	福祉施設管理委託		

結果記載欄の「 」印は、外部監査の結果に指摘事項として記載のあることを示している。(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に該当)

意見記載欄の「 」印は、包括外部監査の結果に添えて提出する意見として記載のあることを示している。(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に該当)

「 - 」は、監査の結果、特記すべき事項が検出されなかった事を示している。

第 3 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第4．外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

監査対象とした業務委託を中心とした取引について、次ページ以下において関連団体毎に記載している。外部監査の結果は「指摘事項」として記載した外、結果に添えて提出する意見についても「意見」としてこの場所で掲記している。意見は別建てで記載する方法が一般的であるが、同一場所に記載したのは取引概要の記載や指摘事項との関連で理解されやすいと考えたことによる。

1. 社団法人宮城県交通安全協会との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

(社)宮城県交通安全協会(以下県協会という)に対して県が委託する業務と委託金額は次のとおりである。

(千円)

担当部局課	委託業務	H11 年度	H12 年度	H13 年度
県警交通規制課	パーキングメーター等管理運用業務	16,017	15,720	15,518
同	道路使用許可調査業務	45,858	42,919	43,193
同	自動車保管場所調査業務	237,843	237,239	233,112
県警運転免許課	運転免許更新通知業務	1,999	1,999	1,977
同	運転免許証複写業務	0	6,732	6,941
県警運転教育課	運転免許証更新時講習業務	165,629	162,536	157,762
同	停止処分者・違反者講習業務	60,575	57,955	57,015
同	運転免許センター交通公園指導業務	2,076	2,083	2,083
同	原付講習業務	37,881	34,776	35,809
	計	567,878	561,959	553,410

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

県協会は「交通道德の向上と交通事故防止に努め、よって交通の円滑と安全とを促進する」ことを目的に昭和 24 年に設立され、爾来宮城県警察の外郭団体として交通安全に係わる諸事業に取り組んできている。

県協会の会員は、県内 25 の警察署管内に設立されている各地の「地区交通安全協会」が正会員となっており、交通道德の向上事故防止という県協会本来の目的遂行の上で「地区交通安全協会」との結びつきは強い。

県協会本来の目的の他、上記の県からの委託事業が県協会業務の大きな柱となっており、この他自動車学校も営んでいる。

事業規模

平成 13 年度の事業収入の内訳は次のとおりとなっている。なお特定預金取崩収入と収益事業からの繰入金収入は内部振替収入につき除いている。

事業の種類		金額(千円)	割合(%)
公益事業	公益一般事業	13,674	1.4
	県委託講習事業	204,550	20.4
	県委託パトロール・メーター管理事業	18,637	1.9
	地区協会委託事業	116,301	11.6
	公益事業計	353,163	35.3
収益事業	収益一般事業	322,335	32.2
	自動車学校事業	193,538	19.3
	二輪・原付講習事業	34,447	3.4
	指定法人関係事業	98,320	9.8
	収益事業計	648,643	64.7
平成 13 年度事業収入計		1,001,806	100.0
平成 12 年度事業収入計		1,025,151	
平成 11 年度事業収入計		1,049,660	

(注)平成 13 年度、12 年度、11 年度の各収支計算書総括表より作成

毎年度の収入規模は 10 億円余りで推移している。構成員からの会費収入は県協会の本来事業を行う公益一般事業収入の中に 2,040 千円含まれているのみで収益事業からの繰入金収入(平成 13 年度 75,000 千円)が大きな収入源となっている。県よりの委託事業は収益事業一般、指定法人関係事業にも含まれていることから、その合計は収入規模の過半を占めるに至っている。また、地区協会費受納受託を中心に地区協会の業務代行に係わる収入も大きい。

県との関係

上記の業務受託の外、人的な関係が次のとおりある。

- ・常勤の専務理事には代々県警の幹部職員退職者が就任している。
- ・平成 13 年度末の県協会職員 169 名には県退職者が 81 名(47.9%)含まれており全員が県警出身者となっている。県協会は交通安全業務に経験を持つ警察OBの受入先機関としての性格が強いと判断される。

(3) 業務委託の契約形態

県と県協会との業務委託契約は、全て 1 社特命による随意契約により行なわれている。これは随意契約によることができる場合について定めた地方自治法施行令 167 条の 2 のうち第 1 項第 2 号に基づき県が定めた「随意契約を行う

ことができる場合のガイドライン」で「法令で資格基準が定められており、当該業務の履行が可能な業者が1社に限定される場合」に該当することによるとしている。以下のようにほとんどの委託業務が公安委員会が認めた公益法人となっており、県協会のみが該当先となっている。このことから契約形態は現状に合ったものと判断される。

委託業務	根拠法令	内容
パ・キング・メーター(P・M)等管理運用業務	道路交通法	総理府令で定める者に委託
	同条施行規則	公益法人、公安委員会が認めたもの
道路使用許可調査業務	道路交通法	公安委員会が「交通安全活動推進センター」として指定した公益法人
自動車保管場所調査業務	自動車保管場所の確保等に関する法律	公安委員会が「交通安全活動推進センター」として指定した公益法人
運転免許証更新通知業務	道路交通法施行規則	公益法人、公安委員会が認めたもの
運転免許証複写業務	道路交通法施行規則	公益法人、公安委員会が認めたもの
運転免許証更新時講習業務	道路交通法施行規則	公益法人、公安委員会が認めたもの
停止処分者・違反者講習業務	道路交通法施行規則	公益法人、公安委員会が認めたもの
運転免許センター交通公園指導員配置業務	自転車トレーニングコース運営実施要領	指導員の能力を有するもの
原付講習業務	道路交通法施行規則	公益法人、公安委員会が認めたもの

(4) 委託金額の決定方法

委託金額については委託業務毎に県担当課において年間にわたる業務処理費総額の積算、あるいは1件当りの処理費の積算が行なわれ、総額あるいは1件当たり単価により年間にわたる業務として県協会との間で委託契約が交わされている。

なお、年間総額にて契約が結ばれている委託業務については、「精算の結果、その金額が契約金額を超えるときは契約金額を限度とし、残額が生じたときは返還するものとする。」とする精算条項が盛り込まれている。

委託業務毎の委託金額決定方法は次のように分類される。

委託業務	契約法式	積算の方法
P・M等管理運用業務	年間総額契約	従事人数に基づく年間人件費を積上げ、さらに物件費等の年間必要額を積上げて年間総額を算出する
運転免許更新通知業務		
運転免許更新時講習業務		
停止処分者・違反者講習業務		
交通公園指導業務		
道路使用許可調査業務	1件別単価契約	業務に係わる年間人件費、物件費合計額を処理見込件数で除して得た1件当り処理費に基づき単価を決める
自動車保管場所調査業務		
運転免許証複写業務		
原付講習業務		

(5) 指摘事項

委託収支ゼロではなく実態を示す委託費の計上について

年間委託総額契約方式による業務委託は次のとおりあるが、いずれも年間の委託収支がゼロとなっている。

(千円)

委託業務	区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度
更新時講習	受託収入	157,742	154,797	150,250
	事業費	157,742	154,797	150,250
	収支差額	0	0	0
処分者講習	受託収入	57,691	55,196	54,300
	事業費	57,691	55,196	54,300
	収支差額	0	0	0
P・M管理	受託収入	15,255	21,328	14,770
	事業費	15,255	21,322	14,770
	収支差額	0	6	0
交通公園指導	受託収入	1,978	1,984	1,984
	事業費	1,978	1,984	1,984
	収支差額	0	0	0
更新通知業務	受託収入	1,904	1,904	1,883
	事業費	1,904	1,904	1,883
	収支差額	0	0	0

年間総額で契約が結ばれる委託業務については、すでに述べたように「精算の結果、その金額が契約金額を超えるときは契約金額を限度とし、残額が

生じたときは返還するものとする。」とする精算条項が盛り込まれている。しかし上記収支については受託収入を返還して収支差額がゼロとなったケースはなく、事業費を調整の上契約金額に一致せしめているものであり、実際の収支差額がプラスだったかマイナスだったか不明で、事業遂行上の事業費の実態が示されていない。ただし交通公園指導業務、更新通知業務については、ほとんどが担当一人分の人件費で事業費の予測が可能なおことから収支差額ゼロの状況は容認できよう。

そのほかの更新時講習、処分者講習及び P・M 管理の各業務については、次の理由により事業遂行上の正しい事業費の把握と計上が必要である。

1 年間にわたる事業実施の結果、事業費の実績が当初の見積額に 1 円の狂いもなく一致することは極めて異常であり不自然である。このため実績値の信憑性が疑われる。

事業費の実績を正しくとらえ実態を把握することにより、効率的事業遂行上の問題点の把握が可能となり、次年度の委託料積算に反映することができる。

これらの事業は公安委員会が認定した 1 社との随意契約により県協会が独占的に受託しているものである。よって県協会はこれらの事業の実施の実態を委託先ないしは県民に正しく説明する責任を負っているものと考えられる。この説明責任を果たすことにより 1 社独占契約が許されていることを認識する必要がある。

以上より県警担当課はこれら業務委託の契約に当たり、前年の委託料積算方法や人件費、諸物価の変動を勘案するとしても、県協会に対しては業務遂行の正しい実態の開示を求め、効率的事業遂行を念頭において委託料積算にあたる必要がある。

正しい事業費の計上について

収支差額をゼロとするため、実績値の調整項目として正しい事業費計上を乱している要素として次の項目が上げられる。

県警担当課は委託料積算に当たっての正しい事業費を把握するために、これらの項目の正しい処理の是正につき県協会を指導する必要がある。

(a)退職給与引当預金支出、同取崩

県協会では退職金規定に基づき退職給与引当金を設定しかつ退職給与引当預金を積み立てることとしているが、引当金の繰入取崩、及び引当預金の積立取崩についてのルールが遵守されていない状況にある。

退職給与引当預金の事業別の積立と取崩、残高の推移は次のようにな

っている。

なお、引当預金繰入から賞与引当部分を除くとともに、部門別残高に入繰りがあるため合計残高で確認するなどの調整を行っている。

退職給与引当預金の推移			H11年度	H12年度	H13年度	(千円)
公益部門	公益一般	前年度繰越	10,041	8,062	5,105	
		当年度取崩	2,979	7,957	1,712	
		当年度繰入	1,000	5,000	0	
		当年度未残	8,062	5,105	3,393	
	県委託講習	前年度繰越	6,456	8,414	10,379	
		当年度取崩	0	0	0	
		当年度繰入	1,958	1,965	1,954	
		当年度未残	8,414	10,379	12,333	
	P・M管理等	前年度繰越	787	787	787	
		当年度取崩	0	0	0	
		当年度繰入	0	0	850	
		当年度未残	787	787	1,637	
地区協会委託	前年度繰越	9,749	11,749	13,147		
	当年度取崩	0	602	689		
	当年度繰入	2,000	2,000	4,000		
	当年度未残	11,749	13,147	16,458		
収益部門	収益一般	前年度繰越	42,475	49,077	42,555	
		当年度取崩	3,398	10,522	25,131	
		当年度繰入	10,000	4,000	10,000	
		当年度未残	49,077	42,555	27,424	
	自動車学校	前年度繰越	33,032	8,608	13,154	
		当年度取崩	32,424	0	12,193	
		当年度繰入	8,000	4,546	11,916	
		当年度未残	8,608	13,154	12,877	
	二輪原付講習	前年度繰越	5,754	5,954	6,372	
		当年度取崩	0	1,082	796	
		当年度繰入	200	1,500	0	
		当年度未残	5,954	6,372	5,576	
指定法人	前年度繰越	21,128	20,996	20,996		
	当年度取崩	1,132	0	0		
	当年度繰入	1,000	0	0		
	当年度未残	20,996	20,996	20,996		
合計	前年度繰越	129,422	113,647	112,495		
	当年度取崩	39,933	20,163	40,521		
	当年度繰入	24,158	19,011	28,720		
	当年度未残	113,647	112,495	100,694		

まず、引当預金の取崩は事業毎、年度毎の退職金の支出を補填する形で取崩すべきと考えられるが、推移の表で見る当年度取崩額は退職金の支出額と必ずしも整合しておらず、大きく乖離している事業、年度もある。

又引当預金への積立状況を点検すると、県委託講習事業のように、当該年度退職債務発生額とほぼ同額を引当預金繰入としている部門もあるが、P・M管理等部門のように平成13年度に3年度分をまとめて積立しているケースもある。さらに推移の表の当年度繰入額を点検すると、年度により繰入が有ったり無かったり、また繰入額に大幅な変動があったりと退職債務発生額と連動しない処理がなされていたと判断せざるを得ない状況を示している。これは部門毎に収入と支出との対応関係を勘案の上引当預金

の繰入処理が行われてきた証左といえる。

県協会では県警よりの転籍者を中心として 5 年程度で退職する職員が多い。よって年度の退職債務発生額を引当預金繰入支出として資金留保を行い同額を退職費用として認識し、又退職金支出額に見合う額を取崩す処理方法には合理性があると判断される。この考え方にに基づき、退職給与引当預金については退職金支払額と退職債務発生額に連動して取崩しと積立を行う方針を遵守し、恣意性を排した実情に合った事業費計上を行うべきである。

(b)教材費の在庫不計上

県委託の更新時講習事業及び処分者講習事業で使用される教材は購入時に消耗品費として計上されるが、年度末在庫の認識は行なわれていない。このため年度末に教材の購入を控えたり大目に発注したりして事業費計上のレベルを左右する処理が可能な状況にある。

事業費の消耗品費として計上した教材購入実績額と使用実績額とを年度別に比較すると次のようになっている。なお使用実績額は教材単価と年度毎の実際の実受講者数により見積もっている。

区分	年度	購入実績額(千円)	使用実績額(千円)	差異(千円)
講習更新時	H11 年度	85,499	83,827	1,672
	H12 年度	80,851	82,945	2,093
	H13 年度	81,721	81,750	28
講習処分者	H11 年度	8,333	7,133	1,200
	H12 年度	6,984	6,990	6
	H13 年度	6,453	6,520	66

この表は使用実績額に対して購入実績額(事業費計上額)が増減していることを示しており、又その増減額は年度毎にばらつきがある。使用実績額に合った事業費計上額でなければ実態を示すことにはならない。このためには年度末に未使用教材の在庫を認識して実際購入額に加減して使用額に引き直す事により実態を示す方式を採用すべきである。これにより正しい事業費計上を乱す要素を取り除く事ができることとなる。

委託料収入と委託事業費との対応について

収益事業の 1 つに「収益一般事業部門」があり、事業収入として次の項目が計上されている。(金額は平成 13 年度のもの)

収入証紙売捌 (60,182 千円)... 免許更新手数料となる県証紙の売捌
収入 手数料
物品販売等収 (77,916 千円)... 免許センターでの売店売上高、自販機設
入 置手数料等
自動車保管場 (175,076 千円) 県委託業務。いわゆる車庫法に基づ
所調査収入 ... く調査業務

これとは別に収益事業の「指定法人関係事業部門」の事業収入の 1 つとして次の項目が計上されている。(金額は平成 13 年度のもの)

道路使用許可 (41,137 千円)... 県委託業務。道交法に基づく道路使用許可確認調査業務

この内、自動車保管場所調査業務と道路使用許可調査業務は県からの委託業務であり、県内各警察署に詰めている県協会職員により同時並行的に行なわれている。その人件費については平成 12 年度途中まで一部の委託調査員分は指定法人関係事業部門の事業費として計上されていたが、その後調査員全員が県協会の雇用者となった事から調査員全員の人件費が「収益一般事業部門」の事業費として計上されるに至り、「指定法人関係事業部門」の事業費には計上されていない。よって委託料収入と委託事業費との正しい対応を得るためには、道路使用許可調査収入は「収益一般事業部門」の事業収入として計上するのが実態に合った処理となる。

この方針に基づき道路使用許可調査業務に係わる収入と支出を「収益一般事業部門」の収支に統合して年度別に修正してみると次のようになる。なお収支には特定預金の取崩収入や繰入、他会計への繰入支出は含めず、本来の事業収支のみで検討している。

収益一般事業会計(修正後)

(千円)

科 目	H11年度	H12年度	H13年度
事業収入			
収入証紙売捌収入	61,297	60,224	60,182
物品販売等収入	93,665	93,599	77,916
自動車保管場所調査収入	144,076	139,552	175,076
道路使用許可調査収入	43,778	40,876	41,137
補助金等収入	5,098	5,310	8,397
雑収入	43	57	764
収入計	347,957	339,618	363,472
事業費	183,565	217,395	209,527
委託調査員賃金	22,922	14,379	0
管理費	58,570	69,417	60,717
支出計	265,057	301,191	270,244
収支差額	82,900	38,427	93,228

修正後の事業収支は各年度とも大幅な収入超過となっている事を示している。この要因としては次の点が考えられる。

(a)委託費積算額と実績額との乖離

県よりの委託業務である自動車保管場所調査、道路使用許可調査の各業務は調査1件当りの単価により契約がなされ、人件費とその他の経費に分けて1件別契約単価が積算されている。その内訳は次のとおりで人件費が単価内訳のほとんどを占めている。

1件別単価内訳(税抜)		保管場所調査	使用許可調査
積算単価	人件費	735円(92%)	843円(84%)
	その他経費	64円(8%)	158円(16%)
	積算単価計	799円(100%)	1,001円(100%)
契約単価		800円	1,000円

契約単価のほとんどを占める人件費について、年間請求件数に基づく積算総額とこれら業務に係わる年間人件費実績額とを比較すると年度別には次のとおりとなっている。なお、人件費積算総額は上記人件費単価に年間請求件数を乗じた額によっており、人件費実績額は、これら業務に係わる調査員(13年度52名)の人件費を示す、収益一般事業会計支出の部の「賃金」「退職金」「福利厚生費」の合計額によっている。なおH11年度、H12年度は委託調査員賃金も人件費実績額に含めている。

人件費の積算・実績額	項目	H11年度	H12年度	H13年度	(千円)
保管場所調査業務	人件費単価	735円	735円	735円	
	請求件数	223,005件	222,511件	218,845件	
	積算人件費	163,908	163,545	160,851	
道路使用調査業務	人件費単価	843円	843円	843円	
	請求件数	49,752件	47,118件	41,137件	
	積算人件費	41,940	39,720	34,678	
積算人件費計		205,848	203,265	195,529	
実績額	賃金	109,069	113,926	124,012	
	退職金	1,834	27,654	1,556	
	厚生費	13,812	15,494	17,607	
	委託調査員給	22,922	14,379	0	
	実績額計	147,637	171,453	143,175	
差引額		58,211	31,812	52,354	

この表より人件費につき積算額が実績額と比較して大きく乖離している事がわかる。その他経費を含めた委託費総額においてもこの傾向は変わらない事は確かであろう。県は差引額に示されたレベルの金額を委託費として過大に支払い続けてきたこととなる。人件費についてこのような乖離が生じている原因は、実際の調査員への給与支払いは調査件数1件当りの

出来高払によっているが、積算においては宮城県技能職給料表による月額給与を基礎に算出した人件費によっている事であると推察できる。委託業務遂行の実態を確実に把握し、全般的な物価変動や予算枠を勘案するとしても、前例を踏襲するだけでなく実態に合った委託費算定を励行するよう早急に改善する必要がある。

なお、この対応計算は現在採用されている契約単価積算方式に基づき行っているが、実態は実績額に県協会運営のための間接経費負担分が加算されると思われるので、差引額はその分減少する。

(b)自動販売機設置手数料収入の存在

収益一般事業会計が大幅な収入超過となっている理由の1つに、事業収入としての自販機設置手数料収入の存在がある。これは物品販売等事業収入に含めて計上されており、年度別の計上額とその内訳は次のとおりとなっている。

(千円)

摘要	H11 年度	H12 年度	H13 年度
自動写真撮影機設置手数料	72,737	75,979	29,430
飲料水等自販機設置手数料	5,332	5,867	5,767
合計	78,069	81,846	35,197

平成13年6月末までは全ての運転免許申請に写真貼付が必要だったことから自動写真撮影機の設置台数が多く、その手数料受入が多額にあったが、その後写真貼付は新規申請のみとなったため設置台数は各センター1台のみとなり、H13年度においてこの手数料は大幅に少なくなっている。この撮影機の電気料は業者負担で、県協会は混雑時にパート職員を操作指導にあたらせる程度である。

飲料水自販機は現在、県運転免許センター、古川、石巻、仙南の各センターに計46台設置されており、電気料は業者負担で県協会の業務は作動監視と異常通報程度でこの業務に係わるコストはゼロに等しい。このように自販機設置に係わる手数料収入は極めて高い収益性を県協会にもたらしている。この点については「意見」の項を参照されたい。

委託料の見直しについて

県よりの委託業務の1つに自動二輪原付講習事業があり自動二輪原付講習会計として区分経理されている。この業務の収支を年度別に見てみると次のようになっている。なお、退職給与引当預金取崩、繰入は前述のとおり信

頼性に乏しいので収支より除き、又他会計繰入も除いて本来の事業収支で示している。

原付講習事業収支	H11年度	H12年度	H13年度
事業収入			
原付講習事業収入	36,057	33,120	33,952
その他講習料収入	174	43	299
補助金・雑収入	117	82	196
収入計	36,348	33,245	34,447
事業費	34,827	25,706	28,872
収支差額	1,521	7,539	5,575

このように収支差額はいずれの年度もプラスで推移しているが、主にこれを原資として、この会計より公益一般会計へ資金繰入を行う事が恒常的にが行われている。繰入額の推移は次のとおりである。

摘要	H11年度	H12年度	H13年度
公益一般会計繰入額	1,000 千円	5,000 千円	7,000 千円

このことは自動二輪原付講習事業に係わる委託料の一部が、結果的に委託事業以外の支出に当てられた事を意味する事となる。繰入先が公益に係わる部門であったとしても、目的外支出である事には変わりはない。この業務に係わる委託料は受講者1人当りの単価により契約されており、年間総額方式のように精算条項は盛り込まれていない。よって県警担当課は委託業務遂行の実態を正しく把握して、余剰が生ずるようであれば次年度の積算単価に反映させるなど現状の委託事業費に見合った単価の積算を行い委託契約の見直しを行うべきである。委託事業実施の実態を把握してこなかった事が、この事業の余剰の処理を県協会側の判断に任せてしまった原因と考えられる。

違反者レッカー移動料未収対応について

収益事業の指定法人関係事業部門の事業の1つとして車両移動保管事業が行なわれている。この事業は道路交通法第51条の3第1項の規定に基づく指定車両移動保管機関として昭和62年4月1日宮城県公安委員会より県協会が指定を受けた事に基づいている。具体的には仙台市内を重点として違反車両を業者に委託してレッカー移動保管し、その移動保管料を違反者から收受する業務である。この事業に係わる収支は全て県協会に帰属し、指定法人関係事業会計に計上されている。これまでの収支の状況は次のような傾向

にある。

車両移動保管事業	H11年度	H12年度	H13年度
事業収入	15,101	7,881	3,756
事業費			
移動保管委託料	11,047	6,159	3,442
人件費(概算)	3,500	3,500	3,500
事業費計	14,547	9,659	6,942
事業収支	554	1,778	3,186

事業収入(違反者から収受する移動保管料)は検挙率の低下から下がっているが、事業収支はH12年度からマイナスとなりその度合いを深めている。この大きな原因は違反者からの滞納が存在する事によっている。違反者から入金之都度事業収入に計上されるが、滞納者には督促状を送付して入金を促すのみで本人への接触は特にしていない。道路交通法第51条の3第7項の規定上は指定機関としての回収行動はこれで良いかもしれないが、この事業に係わる収支の結果が全て県協会へ帰属するとなれば、さらに本人へ接触して入金を促すなどもう1歩踏込んだ回収行動を起こすべきであろう。

これとは別に道路交通法第51条の3第8項では指定機関の督促に応じない場合には、指定機関は警察署長に対しその徴収を申請することができることと定め、さらに同条第9項は警察署長はこの申請があったときは地方税の滞納処分の例により徴収する。と規定している。しかし県協会はこれまでこの申請は行っていない。県協会は早急に警察署長に対して徴収の申請を行い、より強力な回収行動を起こす必要がある。

県協会は県の事務事業と係わりが深い外郭団体の1つに指定されている。県警担当課は外郭団体の運営態勢の適正化を求めていく必要がある。

(6) 意見

自販機設置手数料の収受について

自動写真撮影機、飲料水等自販機の設置においては自販機業者と県協会との間で設置契約が結ばれ、設置手数料が県協会に入金される。その金額が上で見たとおりでH13年度では35,197千円であった。これとは別に県協会は自販機設置にあたり県に対して「行政財産使用許可申請」を行い、さらに「行政財産使用料減免申請」を行って、県施設を事業に利用するについての使用料の免除を受けている。県としては免許申請に訪れる県民の便益を確保するため無償にて自販機設置を県協会に対して許可していると考えられるが、こ

れにより多額の収益が生じている事も事実として認識しなければならず、次の理由によりその帰属も検討すべきことと考えられる。

この収益は、県の行政施設において運転免許交付という県の行政事務執行の現場だからこそ生じたものであり、その意味で県が収益発生を促した原因者であり基本的には県に帰属するものと考えられる。

このような状況のもとで、県協会は自販機設置に係わる現場事務の代行者の立場にあると考えられる。このためこの収益全額が県協会に帰属するものではないと考えられる。

県協会におけるこの収益は「収益事業」として課税対象となっている。他の収益事業と合わせて収支差額をベースにした税金計算がなされ、この事業は収益性が極めて高い事から手数料収入の相当部分が税金として外部へ流出している事となる。

現在自販機設置に係わる手数料収入は全額県協会の事業収入となっている事はこれまで見てきたとおりである。しかし上で見たようにこの収益の帰属の検討から現在の方式の軌道修正が必要なものと考えられる。

県としては上記のような状況にあることを充分認識して、県協会での税金の外部流出を避け、県の財政収入に取込む方策を検討すべきであろう。県有財産に係わる条例、それに基づく公有財産規則等の縛りがあるものと思われるが、関係者の工夫が求められるところである。例えば自販機設置手数料収受に係わる事務を県協会に委託するという方式は取れないだろうか。柔軟に検討すべきものと考えられる。

2. 財団法人宮城県文化振興財団との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移について

(単位：千円)

担当部局課	委託業務	H11 年度	H12 年度	H13 年度
環境生活 部・文化課	宮城県民会 館管理運営 業務	337,828	311,545	309,620
〃	文化情報ラ イブラリー	15,044	13,032	11,880
〃	みやぎ文化 情報データ ベース構築 事業業務	-	-	2,473

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

財団法人宮城県文化振興財団（以下「財団」という。）は、県民の自由な発想と活力を生かしながら、広範、多様な文化振興事業を行うことにより、本県の文化活動の一層の活性化を図り、もって個性豊かな宮城の文化の創造に寄与することを目的として、平成4年10月に設立された。

財団の主な業務は、文化意識啓発事業、文化情報提供事業、地域文化の振興事業、文化活動の助長事業、国際文化交流事業、宮城県の文化事業の受託、宮城県の文化施設の管理運営業務の受託である。

における宮城県の文化施設が、宮城県民会館（以下「県民会館」という。）である。県民会館は、もともと県の出先機関であったが、財団の設立を受けて、平成5年度から管理運営を委託したものである。

事業規模

財団の平成13年度の支出総額は、431,557千円であり、このうち県からの受託事業費が327,096千円（75.1%）、自主事業費が83,158千円（19.3%）となっており、県からの受託事業がこの財団の主要業務とみなすことができる。

県との関係

人的関係では、平成13年度でみると、16名の理事のうち2名が県の役

員（環境生活部長および教育長）1名が県のOBとなっている。県OBが務めるのは常勤の副理事長である。監事についても2名のうち1名が県役員（出納局長）である。職員については14名のうち10名が県からの派遣者となっている。

資金的関係では、平成13年の当期収入427,782千円のうち県からの受託事業収入および補助金収入が344,134千円（80.4%）を占めている。

また、県からの受託事業以外の自主事業についても、企画立案を担っているのは県からの派遣者であり、財団の活動に県は大きな影響力を有していると言える。

財団法人という独立組織の形をとっているものの、実態としては、財団は県の出先機関としての色合いが強い組織である。

（3）業務委託の契約形態

当該業務委託は、公の施設の管理委託に該当し、県民会館条例（昭和39年3月26日宮城県条例第1号 最終改正平成14年3月27日）第9条に基づく、随意契約となっている。

（参考）

県民会館条例 第9条 第1項「知事は、会館の管理を財団法人宮城県文化振興財団に委託することができる。」

（4）委託金額の決定方法

委託料は、県予算の一部として「当初歳出予算要求調書」が作成され、予算査定を経た後、県により決定される。その後、年明けの歳出補正予算要求により変更契約がなされるが、最終的には委託期間終了後、財団から「業務委託完了報告」の提出を受け、人件費相当の精算・返還がなされ、委託金額が確定することになる。

（5）指摘事項

重要財産の实在性の確認について

財団への委託業務のひとつに、会館及びその付属設備の維持保全がある。委託契約書にも「宮城県民会館財産明細書」が添付されており、財団が維持保全すべき資産が明示されているが、それらの实在性が、定期的な実地

棚卸の実施等により確認されているかについて、県による確認作業が実施されていなかった。

現在、県では備品等の管理台帳として、管財課から「重要物品現在明細書」「備品一覧表」が毎月打ち出されており、県はこれをもとに財団に対して棚卸依頼をしているとのことであるが、結果等については特に報告を求めている。

委託契約書第 10 条では「乙（＝財団）は、施設等又は県有物品の全部若しくは一部が滅失し、又はき損したときは、速やかに甲（＝県）に報告しなければならない。」とされており、契約上は滅失又はき損した場合のみ報告すれば足りることになっている。

報告がないから問題がない（すなわち、滅失、き損は発生していない）という消極的確認といえるが、県民会館の性格上、不特定多数の利用者があることを鑑みれば、定期的な現品確認を実施する必要があり、その結果を県に対して報告させるべきである。

財団から提出される業務委託完了報告書の形式について

委託料は、前述のとおり県予算の策定プロセスを経て決定されるが、その最終過程で「宮城県民会館管理運営費委託料設計書」が作成され、委託金額が確定されているが（変更契約に際しては「宮城県民会館管理運営業務委託料設計書（変更）」が作成されている）委託期間終了後に財団から報告される「業務委託完了報告書」における支出額の記載は、「委託料設計書」段階での支出項目との関連性に欠けており、設計書通りの支出がなされたのか否かが不明確な報告となっていた。

財団から提出される業務委託完了報告書における支出内容については、予定と実績の分析を容易にするため、委託料設計書における支出項目と関連付け作成すべきである。

財団からの月例報告に関して

財団は、委託業務処理要領（以下「要領」という。）第 16 に基づき、各種報告書（使用料等収納状況報告書等）を毎月定められた期限まで提出する義務がある。

このうち「使用料収納状況等報告書」の報告に関して、本月収納状況の金額と使用料を保管する銀行口座の月末残高及び使用料の現金保管額の合計額とに不一致が生じた場合、「月末残高不突合報告書」を作成、提出しなければならない。

この「月末残高不突合報告書」の平成 13 年度分を閲覧したところ、作

成されていない月が6月と10月の2月のみであり、残りの月は当該報告書が作成されていた。

不突合の発生原因は、使用中止等による使用料の返還、減額等によるものであり、不突合の発生自体が問題となるものではない。要領では、不突合の生じた場合のみ報告すればよいことになっているが、不突合の発生することが一般的である現状を鑑みれば、報告のない月が、果たして実際に不突合がないのか、あるいは報告を失念しているのかが明確ではない。

使用料を収納する銀行口座等残高と管理上の残高の照合は、収納業務上重要な作業であり、不突合の発生に関わらず、照合結果の報告という形で毎月報告させるべきである。

(6) 意見

財団の活動は、自主事業と称される事業はある(自主事業による収入もある)ものの、それらは県からの派遣職員によって担われており、実質的には別働隊による県の活動と捉えるべきであろう。

したがって県民会館を拠点に行われている県の文化振興活動の収支としては、県民会館の使用料収入を加味して検討する必要がある。

県民会館の平成11年度から13年度までの使用料収入は以下のとおりである。(注：使用料収入は、財団の収入ではなく、県の収入となっている。)

(単位：円)

種別	平成11年度	平成12年度	平成13年度
大ホール	69,515,585	133,447,850	100,782,648
会議室	28,058,835	27,332,585	30,628,640
駐車場使用料	6,423,400	5,255,400	4,024,700
合計	103,997,820	166,035,835	135,435,988

(注) 平成12年度については、劇団四季によるミュージカルの連続公演開催という特殊事情により大ホール収入が多くなっている。

仮に、県からの委託金・補助金をゼロにして、県民会館の使用料収入を財団の収入とした場合の、収支は以下ようになる。

(単位:円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
当期収入合計 (a)	507,101,000	459,243,095	427,782,906
県文化事業受託収入 (b)	21,522,849	13,032,734	14,353,310
県施設管理受託収入 (c)	337,828,819	311,545,135	309,620,444
県補助金等収入 (d)	56,734,000	51,581,000	20,161,000
差引:県以外からの収入 (e)=(a)-(b)-(c)-(d)	91,015,332	83,084,226	83,648,152
県民会館使用料収入 (f)	103,997,820	166,035,835	135,435,988
実質収入 (g)=(e)+(f)	195,013,152	249,120,061	219,084,140
当期支出合計 (h)	506,501,888	456,537,517	431,557,117
収支差額 (g)-(h)	-311,488,736	-207,417,456	-212,472,977
県の実質負担額 (b)+(c)+(d)-(f)	312,087,848	210,123,034	208,698,766

収支差額は、2億～3億円程度のマイナスとなり、県からの委託金・補助金収入がなければ、当然のことながら財団は運営していくことはできない。

これを県からの委託金・補助金から県民会館の使用料収入を除いた県の実質負担額で見ると、表の最下段のようになる。

負担額はこの3年間で3分の2に減少していることがわかる。

このうえさらに、県の負担を減少させるためには、支出を抑制するか、収入を増加させるかのいずれかしかないが、支出の抑制についてはこれまでも実施されてきたところであり(文化情報ライブラリー事業については13年度をもって終了)、昭和39年建設の建物は老朽化が進んでいることからある程度の修繕費の支出も避けられず、おのずから限界があると思われる。したがって今後は、収入の増加という面での知恵をしぼる必要がある。

平成 11 年度から 13 年度までの大ホール、会議室の利用状況は以下のとおりとなっている。

		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
大ホール	利用可能日数 (a)	332	331	341
	利用日数 (b)	224	244	276
	利用件数	174	195	126
	利用率 (b)/(a)	67.5%	73.7%	80.9%
	利用人員	269,820	265,784	276,819
会議室	利用可能日数	347	344	345
	利用可能回数 (a)	13,533	13,383	13,430
	利用回数 (b)	6,291	6,285	7,022
	利用率 (c)	46.5%	47.0%	52.3%
	利用人員	304,841	300,415	304,644

利用率が、他のホール等と比較してどうか、という点について、県が有しているデータは、平成 11 年度の料金改定の際に調査・検討されたホールについての平成 9 年度実績データがあるのみであるが、当時のデータとの比較でも、70～80%の利用率は著しく低いとはいえず、むしろ平均的な数値ではないかと思われる。

利用率向上とそれによる固定費の回収という点からは、ホールについては、例えば、本番を前提としない格安料金の設定、グランドピアノ（コンサートグランド）の音大生への時間貸し、他団体の本番が入った場合にはキャンセルとなる条件付の割安年間契約制度など、柔軟な料金設定を検討することが考えられる。

会議室についても、月例使用する団体などに対する年間割引契約制度の導入、使用頻度の高い団体への優遇措置の適用（例えば、10 回使用した場合、次の 1 回は無料にするなど）を検討することが考えられるであろう。

このほか県民会館の利用率向上に向けたいわゆる営業活動の展開などにより収入の増加をはかり、県の実質負担のさらなる圧縮が望まれる。

3. 社団法人宮城県危険物安全協会連合会との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移について

(単位：千円)

担当部局課	委託業務	H11 年度	H12 年度	H13 年度
総務部・消防 防災課	危険物取扱 者保安講習	17,201	16,427	16,443
〃	危険物取扱 者従事状況 調査	2,044	1,982	1,982

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

社団法人宮城県危険物安全協会連合会（以下「連合会」という。）は、危険物に関し、安全管理の調査研究、取扱いに係る指導、防災思想の啓蒙普及等を図り、もって危険物による災害の防止と公共の安全の確保に寄与することを目的として、昭和 63 年 3 月に設立された。従来は、県消防防災課内に事務局をおく任意団体（昭和 45 年設立）だったが、平成元年当時の消防庁の指導に対応するため社団法人化されたものである。

連合会の主な業務は、危険物災害の予防、応急措置に関する調査研究、危険物に係る災害防止及び保安に関する図書、パンフレット等の刊行配布、危険物施設設置者等の防災意識の高揚を図るための防災講演会等の開催、宮城県の委託を受けて行う危険物に関する保安講習及びこれに付帯する事業、危険物取扱に係る優良事業所、優良従業員の表彰、その他の目的を達成するために必要な事業である。

事業規模

平成 13 年度の連合会の支出総額は 22,806 千円である。そのうち 18,978 千円（83.2%）が事業費であり、残りが管理費 3,208 千円等である。

事業費のうち県からの受託事業に関する支出は、保安講習費 7,117 千円、従事事業調査費 1,330 千円である。

職員数は、事務局長 1 名と職員 1 名合わせて 2 名である。なお、事務局長は常務理事である。

県との関係

人的関係では、平成13年度において、監事2名を含む役員22名のうち県のOBは1名(事務局長たる常務理事)である。現在のところ県からの派遣者はいない。

また、県の消防防災課職員が参事として名を連ねている。参事とは、連合会の定款によれば、「会長、総会及び理事会の求めに応じて意見を述べることができる。」とされているが(第20条第3項)これまでのところ総会及び理事会には出席したことがない、とのことである。

資金的関係では、平成13年度の当期収入24,001千円のうち県からの受託事業収入が18,410千円(76.7%)を占めており、連合会の収入の主要部分は県からの収入となっている。

また、県は、連合会の事務所スペース(20㎡)を無償貸与している。これは前述のいきさつから、県からの委託事業をはじめ県の防災行政に密着する事業を推進する連合会に対して県有財産の無償使用が許可されているものである。

(3) 業務委託の契約形態

県が委託する2つの業務のうち、危険物取扱者保安講習業務(以下「保安講習業務」という。)については、昭和62年11月6日付け消防庁危険物規制課長名の通知により、委託先は「各都道府県単位にある危険物関係事業所からなる都道府県危険物安全協会連合会が適当と思料する」とされていることから、契約形態は、連合会を相手先とする随意契約としている。

これは県の「随意契約ガイドライン」第4 随意契約の適用基準(2) 法令等で資格基準が定められており当該業務の履行が可能な業者が1者に限定される場合に相当するものである。

また危険物取扱者従事状況調査業務(以下「調査業務」という。)については、業務内容が、危険物取扱者の従事状況を調査し、それらの者に対し保安講習の受講を案内するものであり、保安講習業務と密接な関連性があることから、保安講習業務を委託する連合会を相手先とする随意契約としているものである。

(4) 委託金額の決定方法

保安講習業務の委託金額については、受講手数料が政令(地方公共団体の手数料の標準に関する政令)により全国統一的に定められているが、県から連

合会に対する委託料については、平成4年12月7日付け消防庁危険物規制課長名の通知で手数料の8割程度とするように指導があることから、これによっている。

すなわち、委託金額 = 政令手数料(4,700円) × 受講申請者数 × 8割(消防庁指導) となる。講習手数料は、県証紙の販売を通じて収受されていることから、受講手数料の2割が県の収入となり、8割が連合会に交付されるという関係になる。

実際の契約に際しては、年度始めに当年度の受講申請者見込み数に基づいて契約を行い、保安講習会の開催が終了し(8月から11月にかけて実施) 受講申請者実績数が確定する年度後半に、実績数に基づき委託金額の精算が行われる。

一方、調査業務については、消防防災課が作成した業務設計書による積算額に基づく予定価格を設定したうえ連合会から見積書入手し、見積合わせ(一者見積り)の結果、見積価格が予定価格を下回った場合に見積価格を委託金額として決定している。これについては精算は行われない。

(5) 指摘事項

県に対する委託事務収支決算報告の様式について

2つの業務ともに委託業務終了後に県に対して業務完了報告がなされており、その中に連合会が参考資料として提出している委託業務毎の収支決算書があるが、この収支決算書は、支出額が収入額(=県からの委託金額)に一致するような形に調整したうえで作成されており、委託事業に要したコストの実態を示していない。業務完了報告にあたっては、委託事業に要したコストの実態がわかる収支決算書の作成を指導、入手すべきである(「意見」の項目参照)。

調査業務に関して入手される見積書について

調査業務の委託金額決定に際しては、連合会から見積書入手しているが、この見積書は金額が一行で書かれているのみであり、その根拠となる内訳明細がない。

委託金額の決定プロセスでは、消防防災課において委託業務の設計および積算が行われており、積算金額をもとに任意に設定された予定価格を下回る価格が連合会から提示されれば委託金額が決定する仕組みになっているが、連合会側での見積金額は、連合会としての積算作業にもとづき積み上げられた金額ではなく、県の意向を汲んだ見積金額となってい

るといわざるを得ない。平成 13 年度について言えば、積算値 2,000,000 円（消費税込）に基づき設定された予定価格 1,995,000 円に対して、提出された見積金額は、税抜表示で 1,888,000 円（税込みでは 1,982,400 円）であり、これで委託金額が決定となった。

県の積算内訳と、連合会での予算・実績（県に対して報告されている業務完了報告記載の金額ではなく、連合会の総会で報告された数値）とを比較してみると次のようになる（平成 13 年度）。

県の積算額			連合会での予算・実績		
項目	積算内訳	積算額	項目	予算	実績
直接経費			(従事状況調査費)		
人件費	電算処理 6,120×60 日 = 367,200 一般事務 6,120×25 日 = 153,000	520,200	臨時雇賃金	240,000	239,501
印刷製本費	調査表 10 円×5,500 枚 = 55,000 一覧表 15 円×4,000 枚 = 60,000	115,000	印刷製本費	190,000	161,595
通信運搬費	郵送料 80 円×5,500 事業所×2 回 = 880,000 電話料 30,000 円	910,000	通信運搬費	500,000	428,640
消耗品費	ストックフォーム 3,400 円×5 箱 = 17,000 タックシール 2,400 円×12 シート = 28,800 封筒 5 円×5,500 枚×2 = 55,000 その他事務用品 11,000	111,800	消耗品費	36,000	31,694
			旅費交通費	240,000	229,324
			食料費	80,000	79,000
			賃借料	240,000	158,523
	小計	1,657,000	雑費	15,000	2,582
間接経費					
諸経費	直接経費×15%	248,550			
	合計	1,905,550		1,541,000	1,330,859
消費税相当額		95,278			
		2,000,828			

単純比較をしたかぎりでは、県の積算値 1,905 千円に対して、連合会で設定した直接経費の予算は 1,541 千円、実績は 1,330 千円であり、これに間接経費たる事業管理費の配賦があるとしても県の積算値との間で乖離が生じていることは確かと思われる。

県が積算を行い予定価格を設定する場合、相手先からの見積提示金額に査定的見地から検討を加えることは、随意契約のもとでは必要な手続と認められるが、現状では実績から乖離したものとなっているといわざるを得ない。随意契約の場合は、相手先に対して委託業務の仕様を提示した上で、相手先自身による見積内訳を入手した上で委託金額決定についての検討を加えるべきである。

連合会の作成する決算書の作成方法について

連合会は、事業年度終了後の決算書(通常総会に提出されるものである)として、「収入・支出計算書」、「正味財産増減計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」を作成している。

これらは公益法人会計では一般的な様式であるが、このうち「収入・支出計算書」については文字通りの現金の入金・出金に基づいて作成していることから、当該計算書における県からの受託事業収入額が、当該年度の県との委託契約金額と一致しない結果になっている。

これは県からの委託金額の最終支払が、翌年度に行われるためであるが、年度内の債権債務についてはこれを未収金・未払金に計上したうえで、収入・支出計算書を作成すべきである。

受講者実数により精算が行われる保安講習業務についても、講習会は毎年11月で終了し受講者実数に基づく委託金額の変更契約が、1月乃至2月には取り交わされていることから、決算において未収金を計上することは十分に可能である。

なお、消防防災課による立入検査において、公益法人会計基準による事務処理について、平成10年度以降繰り返し指摘されてきた事項であり、平成13年度から適用すると回答されてきたが、上記未収・未払計上については改善されずにきたものであり、再度の指導を行うべきである。

(6) 意見

指摘事項 で述べたように、委託事業に要したコストの実態を示していない収支計算書がこれまで受け付けられてきた背景には、保安講習業務は委託金額が所与となることがあげられる。

すなわち政令と行政指導に基づき委託金額がほぼ確定されてしまうことから、委託金額の妥当性、事業コスト相応の委託金額となっているかどうか、について検討する必要性が認識されてこなかったものである。

参考までに平成13年度における収入の源泉と直接経費、間接経費の関係を並べてみると以下のようなになる。

収入		支出		差額
県からの収入	金額	県委託事業直接経費	金額	
保安講習委託料	16,427,628	保安講習費	7,117,930	
従事状況調査委託料	1,982,400	従事状況調査費	1,330,859	
県収入計	18,410,028	小計	8,448,789	
県以外からの収入		県委託事業以外直接経費		
会費収入	2,155,300	防災意識高揚推進費	458,917	
事業収入	1,533,257	表彰費	425,232	
助成金収入	563,430	研修費	250,673	
特定預金取崩収入	655,200	機関紙発行費	703,806	
雑収入	683,962	地区協会費	490,000	
県以外収入計	5,591,149	定期点検技術者講習費	535,263	
		小計	2,863,891	
当期収入合計	24,001,177	直接経費計	11,312,680	12,688,497
		事業管理費	7,665,377	J
		管理費	3,208,550	
		間接経費計	10,873,927	

ここからわかることは、間接経費計 10,873 千円の大部分は県からの収入で補われており、極言するならば、収入が約束されている保安講習委託料により、連合会は運営が可能となっているということである。

連合会の主たる業務を保安講習の開催と考えるならば、連合会の運営は、講習会受講者の受講料によって賄われている、すなわち、受益者負担により運営されている、と見ることも可能であり、そのうえで受講料の 2 割を県に納めているという点では県の財政に貢献しているとも言えることができる。

しかしながら、8 割という比率は、消防庁の指導によるものではあるが、明らかに硬直化しており、県の内部機関が実施していたならば当然対象となるシーリングの対象外となっているのもまた事実である。

8 割の妥当性についてはここでは触れないが、県としては、管理費の配賦基準を定め、たうえで連合会の行う事業ごとのコストが正しく把握されるように指導していくべきであり、その過程において冗費の有無の点検を実施すべきであろう。その結果、8 割という水準が現実に照らして高いと判断されるならば、柔軟な見直しを求めるべきであろう。

4. 社団法人宮城県自動車会議所との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移について

担当部局課	委託業務	H11 年度	H12 年度	H13 年度
総務部・税務課	自動車二税申告審査及び収納業務	44,310	42,000	44,128

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

社団法人宮城県自動車会議所（以下「会議所」という。）は、宮城県内における自動車各般の健全にして調和ある発達を図り、もって公共の福祉増進に寄与することを目的として昭和 40 年度に設立された。

会議所の主な業務は、自動車に関する調査、自動車に関する事業者間の連絡協調、自動車に関する意見の公表及び関係諸官庁への請願建議、自動車の登録及び検査に対する協力、宮城県自動車収入証紙の売りさばき業務、自動車損害賠償責任保険の代理店業務、自動車関係諸申請、届出書類等の代書、代行、指導案内、その他本会議所の目的を達成するために必要な事業である。

県は、昭和 47 年度から会議所への委託を始めているが、当初は収納業務のみの委託で、その後平成 7 年度に申告審査業務を追加、平成 11 年度にデータ入力業務を追加して、現在の委託内容となっている。

事業規模

平成 13 年度の会議所の支出総額 46,899 千円のうち 30,460 千円(64.9%)が事業費であり、残りの 16,439 千円(35.1%)が管理費及びその他費用となっている。

職員は、専務理事 1 名、事務局長 1 名、職員 7 名の合計 9 名である。

県との関係

人的関係では、平成 13 年度でみると、県のOBは事務局長 1 名のみであり、役員には県のOBはいない。また、現在のところ、県からの派遣者もない。

資金的関係では、平成 13 年度の当期収入 48,794 千円のうち県からの受託

事業収入が 44,128 千円（90.4%、収益事業に限ってみれば 96.6%）を占めており、会議所の収入の大部分が県からの収入といえる。なお、県からの受託事業収入以外の収入は、会費収入、図書販売収入等である。

（3）業務委託の契約形態

業者選定の条件として下記の事項を満たす必要があることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号に該当するものとして随意契約としている。

自動車二税の申告納付に係る一連の業務であり、これを切り離すことなく一体的に処理できること

自動車登録に関する一連の流れの中での一業務であることから、自動車二税はもとより、道路運送車両法についても精通していること

証紙代金の収納業務については、宮城県県税条例（昭和 25 年宮城県条例第 42 号）第 108 条の 4 第 1 項及び第 2 項に基づき、知事の指定を受けた者のみが行えるものであること

契約後直ちに適正かつ迅速に処理できること

（4）委託金額の決定方法

委託金額は、契約の相手先が特定人に限定されるため、一者見積り合わせにより決定されている。

実際のプロセスとしては、見込まれる作業量をもとに県側で積算を行い、積算された金額から予定価格を決定したうえ、社団が提示した見積金額と合わせるにより最終決定としている。

また、平成 13 年度においては、グリーン化税制をはじめ、キャンピング車の税額改正、NPO 法人に対する優遇措置等税制の複雑化に伴う作業量の増加を理由として、委託料の増額（3,708 千円）が行われている。

増額に際しても県側で積算したうえ、当初契約と同様に社団から見積書を入力し、最終決定している。

（5）指摘事項

委託金額の増額分の使途について

平成 13 年度の委託料の増額は、作業量の増加を理由として行われたも

のであり、県の積算は4名分の臨時職員賃金を想定して計算されているが、会議所では臨時職員は採用しておらず、会議所において作成された修正予算書によれば、増額分は既存職員の給料（ベースアップ分）のほか、退職給与引当預金への繰入、法人税等の支払いその他経費の支払いに充当されているほか、公益事業に繰り入れられている部分もあり、県が積算上想定した用途とは異なる目的に使用されていた。

（会議所における資金使途）平成13年度第2回理事会議案書、収支補正予算(案)より

（収益事業）

収入	補正額	備考
県税事務委託収入	3,700,000	業務委託料の補正
支出		
事業費		
給料	900,000	格差是正の補正
賞与	375,000	差額の補正
福利厚生費	186,000	標準月額改正の補正
消耗品費	70,000	消耗品費等補正
使用料	30,000	コピー使用料補正
雑費	21,000	広告料補正
管理費		
役員報酬	33,000	報酬不足の補正
退職金	40,000	退職慰労金の補正
福利厚生費	326,000	標準月額改正の補正
消耗什器備品	100,000	書架棚購入の補正
賃借料	105,000	駐車場賃貸料の補正
租税公課	91,000	消費税の補正
特定預金支出		
退職給与引当金	800,000	引当金の補正
法人税及び住民税	350,000	法人税等の補正
繰入金支出()	233,000	公益へ繰入の補正
敷金支出	40,000	敷金の補正
支出計	3,700,000	

(公益事業)

収入	補正額	備考
繰入金収入()	233,000	収益から繰り入れ
支出		
事業費		
消耗品費	30,000	消耗品等補正
使用料	30,000	コピー使用料補正
負担金支出	145,000	環境制作費負担補正
雑費	10,000	広告料の補正
管理費		
役員報酬	16,000	報酬不足の補正
福利厚生費	2,000	標準月額改正の補正
支出計	233,000	

県では、当事者間で折り合いのついた価格によって、委託した業務が確実になされるならば、委託先での資金使途は問わない、という姿勢のようであるが、一般論としてそれは認められるものとしても、当該業務が、県が本来行うべき業務を一社特命随意契約により委託しているものであるという点からすれば、県からの委託金の使途は当該委託業務に制限されるべきである。

委託料が想定した業務に充当されないというのでは、県の委託金額変更事由及び積算そのものが、そもそも正しい現状認識に基づいたものといえるのか疑問が残るところである。

グリーン化税制をはじめ、キャンピング車の税額改正、NPO法人に対する優遇措置等税制の複雑化に伴う作業量の増加は事実としても、結果的に、増額分は不足する会議所財源の補てんに使用されており、果たして県が積算で用いたほどの作業時間数の増加はなかったのではないかと推量せざるをえない。

委託金額更改にあたっては委託業務遂行の現状を正しく認識する必要がある。

委託金額決定の際に、入手する見積書の形式について

委託金額決定の過程に、県は会議所から見積書を入手しているが、この見積書は、見積金額が1行で示されているだけのものであり、その見積額の根拠となる明細等が入手されていない(作成されていない)。

平成13年度においては、1回目の見積金額が県が設定した予定金額を上回ったことから、再度見積書を徴収し2回目の見積り提示で決定した

が、当初見積提示額（43,619千円）から5百万円以上値引いた結果、予定価格（38,500千円）の99.99%（38,495千円）での決定となっている。

1回目から2回目の見積徴収までのプロセスは、入札のごとく行われ、1回目が不調（見積価格が予定価格を上回った）だったことから2回目を実施した、という形であるが、1回目と2回目の見積徴収は同日に行われており（平成13年3月27日）会議所が改めて見積内訳を見直した結果として見積書を再提出したのではなく、県の意向を汲んだ見積書を提示したものとみられる。

そもそも会議所では、委託業務にかかる見積作業は行っておらず、前年度実績をもとに、県の動向を想定したうえで見積書金額を提示しているに過ぎない。したがって委託金額の決定に際しては、県の積算が決定的な役割を果たしており、仮に県の積算よりコストのかからない状況が存在していたとしても県がその状況に気づいていなければ、県の積算に近いところで委託金額が決定される可能性が高い。

委託する業務内容は仕様書により委託先に示されていることから、県としては明細の提出を求めているいないとのことであるが、委託先自身に見積りを行わせ、その明細を入手したうえで、県の積算価格と比較検討し委託金額を決定すべきである。

県と会議所の関係について

県と会議所の関係は、県は公式の監督権限がない（会議所の監督官庁は、東北運輸局である。）という事実がある一方で、会議所は収入の9割を県からの委託料に依存しており、支出内容との比較で見れば、運営費用も含めて県が丸がかえしているといっても過言ではないと思われる。県からの収入がなければ、会議所は日常的な活動を行う団体としては存続しえないものと推察される。

一方で、県の立場としても会議所に替わる団体・組織はないため当該事業については会議所に発注するほかないという状況にある。

また、実際の日常業務でも県職員と会議所職員は同一の職場（仙台中央県税事務所扇町出張所）で、日常的にも顔を合わせる関係にあり、お互いの業務状況を知りえる関係にある。

そうした関係にあるものの、県はこれまで自らが指導監督機関ではないということで会議所の財務内容等を調査することもなかった（総会に報告される決算書等も取り寄せていなかった。）

会議所の内部留保状況を確認すると、以下のような状況にあり、預金

残高は、平成 11 年度末から平成 13 年度末までの 2 年間で、公益事業にあっては 792 千円、収益事業にあっては 4,148 千円、合計で 4,940 千円増加しており、確実に内部留保として資金が蓄えられている状況が見てとれる。

(会議所の内部留保状況) 各年度の総会議案書より

項目	区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
当期収支差額	公益事業	636,764	544,242	201,450	
	収益事業	1,706,411	2,081,285	1,692,810	
	合計	2,343,175	2,625,527	1,894,260	
次期繰越収支差額	公益事業	5,898,202	6,442,444	6,643,894	2年間の 増加額
	収益事業	12,565,403	14,646,688	16,339,498	
	合計	18,463,605	21,089,132	22,983,392	
預金残高	公益事業	5,333,084	5,926,110	6,125,122	792,038
	収益事業	9,731,373	12,395,918	13,879,535	4,148,162
	合計	15,064,457	18,322,028	20,004,657	4,940,200
正味財産	公益事業	5,898,202	6,442,444	6,643,894	745,692
	収益事業	12,775,513	14,839,213	16,555,581	3,780,068
	合計	18,673,715	21,281,657	23,199,475	4,525,760

県は、会議所が直接的な指導監督下にないとしても、その収入のほとんどが県からの委託金収入であるという事実を踏まえ、毎期会議所の決算状況を検討するなどしてその用途に対しては十分な注意を払い、今後の委託金額決定の際の検討材料とすべきである。

5. 社団法人宮城県建設センターとの委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

(社)宮城県建設センター(以下建設センターという)に対して県が委託する業務のうち監査の対象とした委託業務の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

担当部課局	委託業務	H11 年度	H12 年度	H13 年度
土木部気仙沼 土木事務所	各種台帳等の整理業務委託 (1)	9,022	9,249	6,174
土木部 公園緑地室	矢本海浜緑地、岩沼海浜緑地、総合運動公園及び加瀬沼公園管理委託業務(2)	-	-	200,269
土木部石巻 土木事務所	各種台帳等の整理及び入力業務(1)	15,037	14,998	15,435
土木部仙台 土木事務所	各種台帳等の整理及び入力業務(1)	15,096	14,896	12,348
土木部 大崎地方ダム 総合事務所	各種台帳等の整理及び入力業務(1)	6,036	5,839	6,174
土木部 迫土木事務所	平成 13 年度県道台 05001 - 201 号 道路台帳整備委託	9,993	8,495	7,993
土木部 迫土木事務所	平成 13 年度県道改 05071 - B 01 号 板倉道路改良外道路台帳調整委託	-	-	4,305
土木部 迫土木事務所	各種台帳等の整理及び入力業務(1)	12,030	11,998	12,348

注：上記は消費税込みの金額となっている。なお、以下本文中の金額は消費税抜きの金額である。

1：H11、H12 年度は役務費で処理されていたが、監査委員の指摘によりH13 年度より委託費として処理することとなったものである。

2：H13 年度より委託することとなった。なお、(2) 委託先の概要目的と主な業務を参照

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

建設センターは「地方公共団体が行う公共事業及びその管理の円滑で効率的な執行を補完し支援するとともに、建設に関する技術水準の向上を図り、もって良質な社会資本の整備に寄与する」ことを目的に昭和 43 年に設立され、爾来宮城県の外郭団体として公共事業の円滑・効率的執行に係わる諸事業に取り組んできている。

建設センターは、宮城県及び県内 71 市町村によって設立された公益法人(社団法人)であり、法人の設立目的達成のため市町村職員等に対する各種の技術研修を行っている他、平成 13 年度から「県立都市公園条例」に基づき「矢本海浜緑地」「岩沼海浜緑地」「宮城県総合運動公園」「加瀬沼公園」の管理委託業務を行っている。また、公共事業の委託業務、図書販売業務、各種台帳等の整理及び入力業務等も行っており、特に宮城県及び県内市町村からの公共事業の委託業務が建設センターの業務の大きな柱となっている。

事業規模

平成 11 年度から 13 年度までの事業収入の内訳は次のとおりとなっている。なお特定預金取崩収入と収益事業からの繰入金収入は内部振替収入につき除いている。

(単位：千円)

事業の種類	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
公益事業			
公園管理事業	-	-	190,732
その他	356	177	3,435
計	1356	177	194,167
収益事業	2,081,865	1,776,506	1,576,187
合計	2,082,221	1,776,684	1,770,355

(注)平成 13 年度、12 年度、11 年度の各収支計算書総括表より作成

毎年度の収入規模は 17 億円～20 億円余りで推移している。公益事業たる市町村職員等に対する各種の技術研修にかかる支出(平成 13 年度 26,393 千円)は、収益事業からの繰入金、基本財産運用収入等でまかなっており、研修受講者には負担を求めている。

平成 13 年度における収益事業収入のうち公共事業の委託業務は

1,458,758 千円（収益事業の 92.5%）となっており、このうち県からの委託額は 483,150 千円（公共事業の委託業務の 33.1%）である。また、県各種台帳等の整理 111,720 千円及び、公園管理事業収入 190,732 千円は全額県からの委託であり、これに公共事業の委託額 483,150 千円を加えた県からの委託額合計は 785,602 千円となり、これは建設センターの収入合計の 44.3%となっている。

この他の事項としては、建設センターの平成 14 年 4 月 1 日現在の出資総額は 20,150 千円（内 県の出資割合 79.4%）であり、職員数は 76 名となっている。

県との関係

上記の業務受託の外、人的な関係が次のとおりある。

- ・ 理事長は前宮城県土木部都市住宅局長（平成 14 年 4 月 1 日就任
なお、前理事長は 前宮城県土木部長である）である。
- ・ 専務理事は、元宮城県人事委員会事務局次長となっている他、土木部関係者 4 名が理事に就任している。
- ・ 建設管理部長に 1 名を派遣している他、県の職員 O B 1 人が雇用されている。

（3）業務委託の契約形態

監査の対象とした業務委託契約は、全て建設センター 1 社の特命による随意契約（以下 特命随意契約）により行なわれているが、これは各契約とも、地方自治法施行令第 167 条の 2 のうち第 1 項第 2 号に基づき県が定めた「業務委託等に係る随意契約ガイドライン」第 4 条第 2 項各号に基づき「性質又は目的が競争入札に適さない」という考えに基づいている。

矢本海浜緑地、岩沼海浜緑地、総合運動公園及び加瀬沼公園管理業務委託：

この業務は、矢本海浜緑地等の緑化保全等施設管理及び有料公園施設の使用料徴収事務を行うものである。

「法令等で資格が定められており、当該業務の履行が可能な業者が 1 者に限定されている」（第 1 号）に該当するものとして随意契約によっている。

平成 13 年度県道台 05001 - 201 号道路台帳整備委託及び平成 13 年度県道改 05071 - B 01 号板倉道路改良外道路台帳調整委託：

これらの業務は、県道の新設・改良に関して道路の踏査、測量を行い、

道路現況表等を作成するとともに、地方道路譲与税算定基礎資料、みやぎの道路資料等のデータを県に提出するものである。

「特許権を有する技術を必要とする業務又は特殊な設備・機器等の操作を要する業務のため、業務の履行が可能なものが特定されるに類する場合で業務履行上の経験、知識等を特に必要とし、精通した者に業務を行わせる必要がある場合」(第5号)に該当するものとして随意契約によっている。

各種台帳等の整理業務委託：

これらの業務は、県内の各土木事務所において、各種台帳等の記帳及び整理業務、文書等のデータ入力及び整理業務、資料等の作成及び整理業務を行うものである。

「当該地域に業務の履行が可能な業者が1名に限定される」(第2号)に該当するものとして随意契約によっている。

なお、当該委託業務は平成14年度までとし、15年度以降は廃止される。

(4) 委託金額の決定方法

各業務の委託金額の決定方法は以下による

矢本海浜緑地、岩沼海浜緑地、総合運動公園及び加瀬沼公園管理業務委託：

当該管理業務の設計書を県が作成し、設計書に基づき各資材、作業毎に土木部の「労務・資材設計単価表」等を基準に直接工事費を算出、また、これをもとに「土木工事標準積算基準書」等により諸経費を求めることにより委託業務全体の積算原価を計算し、当該原価をもって委託金額としている。

平成13年度県道台05001-201号道路台帳整備委託及び平成13年度県道改05071-B01号板倉道路改良外道路台帳調整委託：

建設センターから見積書を徴収するが、当該見積金額と県が独自に算定した金額と比較し、見積金額が当該金額以下の場合には当該価格をもって委託契約を締結するが、上回った場合には下回るまで見積書の再提出を求めている。

各種台帳等の整理業務委託：

基本的には、と同じ方法によっている。

(5) 指摘事項

矢本海浜緑地、岩沼海浜緑地、総合運動公園及び加瀬沼公園管理業務委託について

(a) 契約金額決定方法について

本件公園の管理委託業務については、県立都市公園条例第 17 条により管理委託先として建設センターが指定されていること、財務規則第 109 条第 2 項により見積書徴収の省略が認められていることから、県は、当該契約を特命随意契約とし、見積書を徴求せず県の査定により業務委託金額を決定する方法によっており、このこと自体には問題はない。しかし、具体的な委託金額の算定については、建設センターが再委託をおこなうことなく独自に県作成の設計書に基づく作業を行うものとして直接工事費を算定し、また、当該算定金額に対し「土木工事標準積算基準書」等に記載されている諸比率を乗じることによって共通仮設費、現場管理費等の諸経費を算出、これらを合計した金額を基準にして委託金額を決定している（下記の「県の査定による原価の内訳」を参照）。これに対し、建設センターにおける公園管理業務は、下記に記載した「建設センターにおける公園管理業務の原価の内訳」でも明らかのように、再委託（外注）を中心とした業務となっており、建設センター職員が自ら公園管理業務を行うことを想定した現在の算定方法は実態と異なったものになっている。

（県の査定による原価の内訳 単位：千円、％）

項 目	金 額	比 率
直接工事費		
人件費及び材料費	120,620	63.2
共通仮設費、現場管理費	40,808	21.4
計	161,428	84.6
一般管理費	23,192	12.2
浄化槽等委託費	6,110	3.2
合計	190,732	100.0

(建設センターにおける公園管理業務の原価の内訳 単位：千円、%)

項 目	金 額	比 率
直接事業費		
再委託費	109,489	57.4
その他	48,942	25.6
計	158,431	83.0
間接事務費	32,300	17.0
合計	190,732	100.0

委託先及び委託金額の決定について、競争入札による場合には市場原理が働き公正性が確保されるが、特命随意契約とする場合には特に委託金額の妥当性を検討する必要があることは言うまでもない。委託先が建設センターのような公益法人である場合には、法人の設立目的からも利益をあえて上乘せする必要はないが、建設センターにおいて原価の低減を図っていることを前提とすれば（実際、再委託先の選定にあたり県の規程に準拠した規程が作成されており、競争入札により再委託先の選定が行われている）実際に要した費用相当（実費相当）をもって契約金額とするべきである。即ち、県が委託金額を算定するにあたっては 県の基準による査定額ではなく、建設センターにおいて実際に委託業務を実施する過程において発生するであろう支出項目によって費用を見積り、当該見積額を基準とした金額により委託金額を算出する必要がある。

建設センターが本件公園管理業務を行うこととなったのは平成 13 年度が最初であり、建設センターの業務実施における実績がないため上記のような費用の見積りが困難であったと思われるが、平成 14 年度以降は建設センターの支出実績のデータが取れることとなる。従って、今後の委託金額の決定においては、建設センターでの支出項目によって費用を見積もる方法により委託業務内容及び委託金額を決定するよう改めるべきである。

(b)完了報告書の記載内容について

建設センターの委託業務にかかる実績報告書では、仕様書において求められている作業（例えば 高木剪定数量 等）に対する実績の記載は行われているが、委託金額に対する費用の記載が行われていない。また、建設センターの決算書（業務報告書：財政状況報告書）上、委託金額（公園管理事業収入 190,732 千円）とこれに対する費用（公園管理事業費

190,732 千円) が一致する形の記載となっているが、これは実際に要した費用とは異なるものであり実態の報告・開示が不足している。

建設センターでは公園管理業務に関する原価計算を行っている。しかし、直接費及び一部の間接費についての把握を行ってはいないものの、共通経費の配賦計算を行っておらず、当該業務にかかる原価の把握が不十分なものとなっている。公園管理業務の原価計算上、共通経費は個別に把握された直接費及び間接費の合計額と委託収入額の差額として算出されているため、収入と原価を一致させるための調整項目としての意味しか持たず原価の実態を表わしてはいない。適正な原価計算を実施し、実態を実績報告書及び決算書に記載する必要がある。

公園管理業務については、「まず、予算ありき」というのが実態であり、実質的には県の予算により委託金額は決定され、建設センターは当該金額により県からの仕様書に基づき業務を実施することとなっている。これに対し、現状では(a)に記載したとおり、委託金額の算定において想定された業務内容と実態(実際の費用の支出形態)は異なっており、予算の側面から見た場合、委託金額が建設センターの費用支出の実態に対して合理的なものなのか不明な状況にある。ここで、建設センターにおいて適正な原価計算を行い、この結果を県に報告することによって初めて県も実態を把握することが出来るのであり、委託金額の増減や業務の見直し等の対応を図ることが可能となる。例えば、業務遂行に見合った金額以下の委託料となれば建設センターは他の業務からの収入をこれに充当せざるを得ないこととなり、当該他の業務の収入が合理性を欠くものとせざる得なくなる可能性が生じる。県は、公園管理事業だけでなく一般事業についても建設センターに業務委託を行っており(平成 13 年度 483,150 千円)、一方の業務で足りない分を他方で穴埋めするといった曖昧な契約となることは避けなければならない。

平成 13 年度県道台 05001 - 201 号道路台帳整備委託及び平成 13 年度県道改 05071 - B01 号板倉道路改良外道路台帳調整委託について

(a) 契約金額決定の方法について

本件業務に関する委託契約は、建設センターからの見積書の提出を受け、その金額が県の積算価格以内である場合に当該見積価格に決定されている。ここで、見積金額が積算価格を超過する場合には再度、積算価格内に収まるまで見積書の提出を求めるという方法によっており、実質的には県の積算価格に誘導するかたちで委託金額が決定されている。ま

た、県は「平成 13 年度県道台 05001 - 201 号 道路台帳整備委託」等個々の業務毎に契約を取り交わすため、これらの業務毎に見積書の提出を求めているが、明細書の提出までは要求しておらず見積金額算定の根拠は把握していない。県は建設センターと特命随意契約により本件契約を締結しているが、このような場合 で述べたとおり実費相当額をもって委託金額とするべきであり、見積明細を入手しその妥当性について検討を行うべきである。

また、県は、業務終了後に完了検査を行っており成果物（道路台帳付図原図等）の確認は行っているが、委託金額が適切に支出されたのかについての検討を行っていない。委託金額が実際に実費相当額であったことについての確認を行うべきであり、完了検査のあり方についても改善が必要である。

本件につき、建設センターでは、個々の業務単位ではなく県内の各土木事務所からの「道路台帳整備委託」全体につき標準原価を設定し、これに基づいて県に見積金額を提示しており、また、期末に当該業務合計での実績の把握を行っている。個々の契約金額が小額であり契約毎に実績把握を行うことが非効率的であるとしても、当該業務全体に関する標準原価の設定状況の妥当性の検討、期末における当該業務全体での実績と標準原価の比較を行うこと等により、委託金額が実費相当額であり妥当なものであることについての判定は行いうる。県は契約締結段階及び業務完了段階での委託金額の妥当性の検討を行い、常に委託業務に照らして適正な契約額とするようにしなければならない。

各種台帳等の整理業務委託について

(a)特命随意契約の妥当性について

本件契約について、県は「当該地域に業務の履行が可能な業者が 1 名に限定される」（「業務委託等に係る随意契約ガイドライン」第 4 条第 2 項第 2 号）に該当することを理由として特命随意契約を採用している。

しかし、対象となる業務は、各土木事務所の職員が建設センターの支部職員（本件業務に携わる職員）に直接指示し事務所の事務補助に従事させているのが実態であり、特に建設センターでなければ行い得ない特殊技能を提供するようなものではなく、特命随意契約にしなければならない理由はない。従って、競争入札により委託先を選定すべきものである。

この契約は、昭和 47 年に県の臨時職員であった者を建設センターに

移籍したことに対して、当該職員が引き続き土木事務所の事務補助業務を行うことを前提に県が移籍者の人件費を負担するということから始まったものであるが、現在では、移籍者の雇用維持が主な目的となってしまうと言わざるをえない。このことは、以下の「各土木事務所における1人あたりの年間業務処理量（H13年度）」でも明らかである。実際行われている1人あたりの業務処理量には担当する土木事務所によっておおきな開きがあり、例えば仙台土木事務所の処理数が迫土木事務所の10倍以上となっている等、業務量に応じた人員配置とはなっていない。本件契約は、業務上必要であることから締結された契約ではなく、契約の抜本的な見直しが必要である。

各土木事務所における1人あたりの年間業務処理量（H13年度）

事務所名	委託金額	処理件数	担当者数	1人当たり	
				委託金額	処理数
	千円	件	人	千円	件
気仙沼	6,174	記載なし	2	3,087	-
石巻	15,435	4,420	5	3,087	884
仙台	12,348	28,849	4	3,087	7,212
大崎ダム	6,174	5,662	2	3,087	2,831
迫	12,348	2,652	4	3,087	663

（注）件数、人数は仕様書によるものである。

なお、気仙沼土木事務所の仕様書には処理件数の記載がない。

(b)特命随意契約とするための手続きについて

「業務委託等に係る随意契約ガイドライン」によれば 随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、「随意契約とする理由及び令の該当状況を明確にすることとし、これらの適否を指名委員会で審議する」（第3(1)）ことが求められている。これに対し、迫土木事務所と建設センターの契約については指名委員会が開催されていない。ガイドラインに準拠した手続きの執行が必要である。

6. 財団法人宮城県建築住宅センターとの委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

(財)宮城県建築住宅センター(以下住宅センターという)に対して県が委託する業務のうち監査の対象とした委託業務の金額は次のとおりである。

(千円)

担当部課局	委託業務	H11 年度	H12 年度	H13 年度
総務部 職員厚生課	宿舍小修繕	5,998	11,999	11,999
土木部 住宅課	県営住宅管理委託業務	1,284,814	1,126,288	1,267,286
土木部 住宅課	県営住宅ストック総合活用計画策定業務	-	-	13,650
土木部 住宅課	住宅宅地相談業務委託	3,549	3,549	3,465
土木部 住宅課	宮城県地域優良木造住宅助成事業受付業務	1,575	1,575	1,312

注：上記は消費税込みの金額である（以下では特に記載のない限り消費税込みの金額で記載をおこなっている。）

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

住宅センターは、「公共住宅の受託管理を行うとともに、建築物の質の向上と安全性の確保を図り、併せて住宅に関する知識の啓蒙及び相談を通じて県民福祉の増進に寄与する」ことを目的として昭和 42 年に設立され、爾来宮城県の外郭団体として県民の居住水準の向上と建築物の安全の確保に係わる諸事業に取り組んできている。

住宅センターは、宮城県の他、仙台市等県内 4 市及び宮城県住宅供給公社によって設立された公益法人（財団法人）であり、法人の設立目的達成のため、以下の業務を行っている。

- (a) 住宅・宅地相談、住宅性能保証制度等の推進事業
- (b) 特殊建築物の防災指導事業
- (c) 公共住宅（県営住宅、公団住宅、公社住宅）及びその附帯施設の

管理事業

- (d) 公共等建築物の設計、工事監理及び耐震診断等事業
- (e) 建築確認・完了検査、住宅金融公庫融資住宅の設計審査等事業
- (f) 住宅性能評価事業

事業規模

平成 13 年度の事業収入の内訳は次のとおりとなっている。なお、この他基本財産運用収入、事業外収入（繰入金収入を除く）が合計 46,564 千円あり、収入合計は 3,194,074 千円であり、事業収入は全収入の 98.5%となっている。

事業の種類	金額	割合
	千円	%
住宅管理事業収入		
県営住宅関係	1,280,936	40.70
公団住宅関係	1,177,140	37.40
公社住宅関係	159,006	5.05
県職員宿舍維持修繕収入	11,999	0.38
公団住宅駐車場管理収入	28,620	0.91
自主事業	19,278	0.61
計	2,676,981	85.05
住宅相談・建築基準法 12 条事業収入	20,027	0.64
住宅性能保証事業収入	34,541	1.10
建築事業収入	235,129	7.47
建築確認事業収入	150,634	4.78
住宅性能評価事業収入	30,195	0.96
合計	3,147,510	100.00

（注）住宅管理事業収入の県営住宅関係は、「県営住宅管理委託業務」及び「県営住宅ストック総合活用計画策定業務」の合計となっている。また、住宅相談事業収入のなかに「住宅宅地相談業務委託」と「宮城県地域優良木造住宅助成事業受付業務」が含まれている。なお、この表は、平成 13 年度の収支計算書総括表より作成した。

毎年度の事業収入規模は 30 億円前後で推移している。なお、平成 13 年度における収益事業収入のうち県からの収入は 1,516,568 千円であり、事業収入の 48.18%を占めている。また、県からの収入の内訳は以下のと

おりである。

事業の種類	収入合計	内県からの収入	
		金額	割合
	千円	千円	%
住宅管理事業収入			
県営住宅関係	1,280,936	1,280,936	100.00
公団住宅関係	1,177,140	-	-
公社住宅関係	159,006	-	-
県職員宿舍維持修繕収入	11,999	11,999	100.00
公団住宅駐車場管理収入	28,620	-	-
自主事業	19,278	-	-
計	2,676,981	1,292,935	48.30
住宅相談・建築基準法 12 条事業収入	20,027	7,109	35.50
住宅性能保証事業収入	34,541	-	-
建築事業収入	235,129	210,644	89.59
建築確認事業収入	150,634	5,880	3.90
住宅性能評価事業収入	30,195	-	-
合計	3,147,510	1,516,568	48.18

住宅センターの平成 14 年 3 月 31 日現在の基本金は 30,000 千円であり、このうち県の出資額は 10,000 千円（33.34%）となっている。役員数は 92 名となっている。

県との関係

上記の業務受託の外、人的な関係が次のとおりある（平成 14 年 4 月 1 日現在）。

- ・理事長は前県教育庁理事であり、常務理事は、前県土木部次長である。
- ・役員（理事・監事）中、県の関係者が 14 名となっている。なお、内訳は現職 9 名、OB 5 名（理事長、常務理事を含む）である。
- ・上記の他、県からの派遣職員が 1 名おり、公共建築物の工事設計・監理の指導監督を行っている。また、常勤 72 名中 3 名、嘱託 19 名中 5 名が県OBとなっている。

(3) 業務委託の契約形態

監査の対象とした業務委託契約は、全て住宅センター1社の特命による随意契約（以下 特命随意契約）により行なわれているが、これは各契約が、地方自治法施行令167条の2のうち第1項第2号に基づき県が定めた「随意契約を行うことができる場合のガイドライン」（この項で以下ガイドラインという）第4条第2項各号に基づき「性質又は目的が競争入札に適さない」場合、または、ガイドライン第4条第5項に基づき「予定価格を的確に積算した結果、著しく有利な価格で契約できる見込みのある場合」に該当するという考えに基づいている。

宿舎小修繕：

この業務は、宮城県職員宿舎の小規模修繕工事を行うものである。

「特許権を有する技術を必要とする業務又は特殊な設備・機器等の操作を要する業務のため、業務の履行が可能なものが特定されるに類する場合で業務履行上の経験、知識等を特に必要とし、精通した者に業務を行わせる必要がある場合」（第2項第5号）に該当するとして随意契約によっている

県営住宅管理委託業務：

この業務は、宮城県県営住宅の管理を行うものである。なお、今回監査の対象とした「県営住宅管理委託業務」（平成13年度委託金額1,267,286千円）には、「県営住宅等管理業務委託契約」（同1,225,290千円）の他、「県営住宅長期空家住宅修繕業務委託契約」（同41,996千円）が含まれている。

県営住宅の管理委託業務は、県営住宅条例第47条により住宅センターに委託することが出来る旨の規定があり、「法令等で資格が定められており、当該業務の履行が可能な業者が1者に限定されている」（第2項第1号）に該当するとして随意契約によっている

県営住宅ストック総合活用計画策定業務：

この業務は、9,484戸ある県営住宅ストックを効率かつ総合的に活用するための方針や建替事業・改善事業等の活用手法の選定方針、活用計画の策定を行うものである。

「予定価格を的確に積算した結果、著しく有利な価格で契約できる見込みのある場合」（第5項）に該当するとして随意契約によっている。

住宅宅地相談業務委託：

この業務は、県民の住宅新築及び増改築に係る相談、住宅団地の宅地供

給状況の紹介、宅地購入希望者からの各種相談等を行うものである。

個人情報に係る秘密の保持及び「業務履行上の経験、知識等を特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要がある場合」(第2項第5号)に該当するとして随意契約によっている。

宮城県地域優良木造住宅助成事業受付業務：

この業務は、「みやぎ木の住まいづくり助成制度」に関連して、住宅金融公庫借入金に対して県から行われる利子補給金の交付申請書の受理等各種申請書の受理業務、これに関する台帳等の整備業務、その他この制度に関する相談業務を行うものである。

随意契約とされた理由は、住宅宅地相談業務委託と同じである。

なお、平成14年度から、住宅金融公庫の融資基準が本制度の耐久性仕様と同じになる為、平成13年度末で新規助成対象選定を終了している。それに伴い、本件受託業務も既に受付済の対象者に対する各種申請書の受理業務等が残るだけとなり、これらの業務が無くなり次第受託業務も廃止される。

(4) 委託金額の決定方法

各業務の委託金額の決定方法は以下による

宿舎小修繕：

工事は県の予算の範囲内で実施される。予算の範囲内の金額(修繕費)に一定の管理比率を乗じた金額を加えた金額で契約が締結される。管理比率については、県は各種工事の積算における一般管理費率を参考にして、合理的であればこれを認めている。なお、工事費については、最終的には、上記契約金額内の出来高で精算される。

県営住宅管理委託業務：

前年度の実績及び当年度の要修繕工事について住宅センターが計画書を作成し、担当部局により内容が精査される。その後、財政課の査定により予算の範囲内で委託金額が決定される。

県営住宅ストック総合活用計画策定業務：

住宅センターから見積書を徴求し、県独自の積算価格以内であったことから当該金額に決定されている。なお、県では、本件委託業務につき複数の会社から見積書を徴求しており、上記積算価格がこの見積額以下であることから見積提示額で決定した。特命随意契約ではあるが、複数から見積を徴求しており、実質的には複数から見積を徴求する原則どおりの随意契約となっている。

住宅宅地相談業務委託：

住宅センターから見積書を徴求し、県独自の積算価格以内である場合に当該金額で決定される。なお、積算価格以上の場合には以下となるまで見積を徴求する。

宮城県地域優良木造住宅助成事業受付業務：

と同じ方法による。

(5) 指摘事項

宿舎小修繕について

(a) 再委託禁止条項について

「県職員宿舎小修繕業務委託契約書」第8条によれば、「乙（住宅センター）は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲（県）の承諾を得たときは、この限りではない」と規定されているが、施工業者に対する再委託につき住宅センターは書面による県の承諾を取っていない。本件契約では、住宅センターが施工業者の手配を行い、施工業者が工事を実施することが本件契約書に盛り込まれている（第3条）が、再委託が行われていることは確かであり、委託金額の多く（約83%）が施工業者に対する支払いに当てられることを考えた場合再委託には重要性が認められる。従って、工事が小口工事の集合であり、個々の工事毎に再委託先の県の承諾を文書で入手することは煩雑であることは十分理解できるとしても、契約書記載のとおり、住宅センターに対して文書による県の承認手続きを求める必要がある。

なお、住宅センターでは、地区毎に前もって登録した施工業者のなかから実際の再委託先を選定しており、県の承認手続きとしても当該登録業者について一括して承諾を得る方法などが考えられる。

(b) 委託金額の算定方法について

当該委託工事は県の予算の範囲内で実施されている。即ち、再委託先である施工業者への支払高（修繕費）が予算の範囲内であることが決められており、実際の修繕費出来高に一定の管理比率を乗じて算出される管理費を加えた金額が最終的な委託金額となっている。

修繕費については、適用資材等毎の単価契約に基づき計算された金額で計算されているが、当該単価は、毎年、住宅センターが施工業者5社から徴求した見積金額の最低価格によっており、算定方法について問題

はないと思われる。しかし、住宅センターに支払われる管理費については、その計算基礎である管理比率について明確な根拠がなく検討の必要がある。即ち、平成 12 年度については県から指定された管理比率を使用しており、この管理費率と公団住宅の管理費率とが同じであることから、平成 13 年度については平成 12 年度と同じ管理比率を使用している。しかし、平成 12 年度の管理費率の根拠も明確ではないこと、また、管理費の多くが固定費であることを考えるならば、公団住宅の場合とこの委託業務における場合とで業務処理量が異なることから、公団の管理費率は住宅センターについてもそのまま採用できるものではない。よって、この契約が特命随意契約であることを考えるならば、根拠の薄い比率によることなく実際に要した費用相当（実費相当）をもって管理費を積算すべきである。

宿舎小修繕については、年間の工事件数が 200 件程度であることもあり、住宅センターでも専任者をおいておらず（担当者はいるが、他業務との兼務）、この委託業務についての原価の把握は行っていない。県は住宅センターに対し管理費も含めたこの業務の原価の把握を求めるとともにこれを報告せしめる必要がある。そして、当該原価をもとに委託金額を設定すべきである。

県営住宅管理委託業務について

(a)再委託先の承認手続について

住宅センターは本件業務の実施にあたり、一部業務の再委託を行っている。これに対し、「県営住宅等管理業務委託契約書」「長期空家住宅修繕業務の委託契約書」では再委託は原則禁止となっており、県の承諾を得た場合にこれを認めるものとしているが、住宅センターは県からの文書による再委託の承諾を得ていない。本件につき、口頭で承諾を得ていたとしてもそれを客観的な文書で証する必要がある、必ず書面にて県の承諾を得ておく必要がある。

(b)再委託先の選定方法について

住宅センターは、再委託先の選定（契約事務）については県に準拠した規程を作成しこれに基づいて契約事務を行っているが、給水施設点検工事等一部の工事について特命随意契約により再委託を行っているものがある。これは、夜間の業務となる等の諸要因を配慮した結果であるが、基本的には入札によるか、少なくとも複数の施工業者から見積書を

徴求し、出来るだけ有利な価格で契約を結ぶようにするべきである。県は、住宅センターに対して再委託に関する契約方式の徹底を指導する必要がある。

(c)再委託による修繕工事における検収について

住宅センターが行う維持修繕工事のうち小口修繕工事（平成 13 年度実績 195,134 千円）について、住宅センター担当者による工事終了確認（検収）がおこなわれていない（検収記録が残されていない）。検収記録を残すことは、個々の工事が小口であるため事務が煩雑となる、またこれによりコストが増加する可能性もあるが、県民の税金を原資とする資金の支払が行われる以上実際に工事が行われたことにつき何らかの方法により確認をおこなうべきである。具体的には、工事終了後居住者に、工事が終了したことについて確認の署名を「業者から住宅センターに提出される請求書等」に求め、当該署名があることを確認した後に施工業者に対して支払いを行う方法などが考えられ、県は住宅センターに対して改善を行うよう指導する必要がある。

(d)修繕工事の実施状況について

修繕工事は、住宅センターで修繕必要個所のリストアップを行った後、県において予算の額、緊急性、国からの補助金の有無等を勘案し査定を行い当該年度に行う工事が委託される。従って、特に緊急性を要する事態が生じない限り、委託された工事が実施されることとなるが、平成 13 年度に実施された工事のうちに、緊急性もなくまた当初リストアップもされていないにもかかわらず次のような工事が実施されている（いずれも維持修繕費にかかる工事である）。

（金額単位：千円）

工 事 名	工事金額
桜ヶ丘 11 号棟屋上断熱防水改修工事	8,379
広瀬 12～24 号棟共用灯設備取替工事	3,045
多賀城浮島 浴室扉改修工事	16,033
計	27,457

上記工事が他の工事に先んじて実施されるに当たり県の合意を得ているということではあるが、その理由は記録には残されておらず不明である。なお、上記工事を行うに要した原資は、県営住宅ストック総合活用計画策定により今後廃止されることが確定した住宅において、今年度

実施が予定されていた次のような工事を延期したことによる修繕費の余剰分を上記工事に振り分けたものとみられる。

(金額単位：千円)

工 事 名	工事金額
将監第一 7～11号棟 受水槽改修工事	15,750

上記の予定外工事については、リストアップはされていないものの、住宅センター内においては修繕工事の必要性は認識されていたものであるということである。しかし、リストアップすらされていない工事を優先的に行うためにはそれなりの理由が必要であり、県がそれを承諾したことについても当該理由を相当と認めた根拠があるはずである。このような異常な事態については、県は住宅センターに書面で当該工事を優先的に実施する理由を明らかにさせ、県の然るべき承認を得た後に実施する様指導する必要がある。

また、この他、リストアップされてはいるものの委託契約に含まれなかったケース(七北田 共用灯取替工事 9,135千円)もあり、このようなケースについても同様の手続をとり、他に先駆けて工事を行った理由、過程を明らかにしておく必要がある。

なお、当初契約予定工事への変更追加があった場合、当初の委託金額の中でやりくりするのではなく、工事実施状況に合わせた実額精算で対応すべきであり、他の工事を実施することにより予算を使い切るといった考えは改める必要がある。

(e)実績報告における実績の記載方法について

「県営住宅等管理業務委託契約」(同 1,225,290千円)に関して住宅センターが県に提出した実績報告(平成13年度県営住宅管理業務委託費精算報告書)において、委託金額と執行額(住宅センターの原価)が同額になっている。なお、この実績報告には内訳書があり、ここでは原価を構成する各区分(人件費、管理補助員手当、維持管理負担金、住宅明渡訴訟事後経費等)毎について実績と県予算(委託金額)との差額が記載されている。しかし、管理補助員手当の合計額に消費税が加算されている、維持管理負担金と住宅明渡訴訟事後経費の合計額について県予算と実績が一致する等不自然な記載もあり、真の実績額が記載されているということにつき精査が必要である。

この委託業務については、前年度の実績及び当年度の要修繕工事について住宅センターにより計画書が作成され、担当部局により内容が精査

された金額を基本として委託金額が決定される。ここで、実績報告上、委託業務に要した実績が明らかにされて初めて県も実態を把握することが出来るのであり、委託金額の増減や業務の見直し等の対応を図ることが可能となるのである。県は住宅センターに対し、実績（実際に要した費用）を記載するよう指導が必要である。

(f)家賃滞納状況について

本件委託契約に基づき、住宅センターは県営住宅の家賃の回収も行っている。なお、県営住宅の家賃滞納及び不納欠損額の状況は以下のとおりとなっている。

年度	調定額	滞納額	不納欠損額	滞納率	不納欠損率
	千円	千円	千円		
H 1 1	2,813,065	191,963	7,021	6.8%	3.7%
H 1 2	2,743,383	204,487	5,764	7.5%	2.8%
H 1 3	2,730,939	210,432	7,176	7.7%	3.4%

ここ3年間を見る限り県営住宅の家賃滞納率は増加する傾向にあり、また、家賃滞納額のうち、3%前後の不納欠損額が生じている状況にある。なお、不納欠損額は、行方不明等で時効が成立した場合に県の決裁により処理したものである。

県営住宅は、住宅に困っている低額所得者に低廉な家賃で賃貸し、県民生活の安定と社会福祉の増進を目的として建設された賃貸住宅であるが、あくまで家賃を支払うことが前提であり、県営住宅だからといって家賃の滞納を認めていいことにはならない。なお、滞納の増加傾向の他、入居後即滞納となる状況も見られる。

(平成13年度入居者の滞納状況)

	件数(件)	割合(%)
入居戸数	809	100.0
内 年度末滞納者数(注1)	145	17.9
内 H14/1以降入居者	27	3.3

(注1) 上記には既に退去した者13名も含まれている。なお、滞納者数には、入居者の不注意により1回目の口座引落日に残高不足で滞納となった者も含まれる。

1回目の口座引落日に残高不足で滞納月数が1ヶ月の者も含まれてい

るとしても、入居直後からの滞納が3%も発生していることは、通常の賃貸であり得ず異常な事態である。住宅センターは、確かに滞納者からの家賃徴収に努力をしてはいる。しかし、滞納者が多すぎるために手が回らない状態になっており、県は、このような状態は異常であるという認識を有するべきであり、滞納について敏感になる必要がある。

県営住宅条例によれば、家賃を3ヶ月以上滞納した場合には、県は入居者に対し県営住宅の明渡しの請求を行うことが出来る（第39条第1項第2号）。この条例によれば現在行っている住宅センターの対応（g）滞納者現況の県に対する報告について（を参照）より厳しい対応が可能である。なお、住宅扶助を受けているにもかかわらず、これを生活費等に充当し、ために家賃を滞納している場合がある。これに関して、住宅扶助として用途を限定された扶助費を一般生活費に充当することは生活保護法の趣旨に反するということから、代理納付（被保護世帯に代わって公営住宅管理者に家賃を支払う旨の委任状等を提出させることによって、住宅扶助費を直接、公営住宅管理者に支払う）が認められることとなっており、滞納防止のための有効な手段として採用が可能である。県は住宅センターと一体となって、滞納解消のための取り得る方策を駆使し、また、滞納者に対しては即時の住宅明渡し等の措置を行うことも視野におき、滞納解消に向けさらなる努力を行う必要がある。

(g)滞納者の現況に関する県への報告について

住宅センターの家賃滞納者への対応は以下の方法によっている。

- ・1ヶ月滞納者：督促状（はがき）の発送
- ・2ヶ月以上滞納：催告書（封書）の発送、さらに未納の場合電話による催促
- ・3ヶ月以上滞納：訪問による督促及び連帯保証人に納付協力依頼書の送付。さらに未納の場合保証人に対して連帯保証債務履行要請書の発送
- ・6ヶ月以上滞納：選定して内容証明郵便による催告書発送
上記の督促を未納解消となるまで毎月実施している。
- ・12ヶ月以上滞納：選定して年1回訴訟提起依頼

長期滞納者の提訴は、入金交渉しても誠意が見られない等の状況から住宅センターが提訴候補者をリストアップし、県と相談の上県が必要と判断した場合にこれを行っている。しかし、明渡し請求、訴状の提起を行う当事者は県であること、県営住宅の滞納状況が異常であることを考えれば、住宅センターが必要と判断した滞納先についてのみ県が個別の

延滞者を認識するという現在の方法では不十分である。即ち、検討対象の選定を住宅センターにまかせるのではなく、例えば（6月以上等）一定期間以上の滞納者全員の現況を住宅センターに報告せしめ、そのうえで、県が訴状提起候補をリストアップし、県は住宅センターの意見を参考にして訴状提起対象者を決定するよう改めるべきである。住宅センターのみに任せ、滞納し提訴するしか方法がなくなった状況になって初めて県がかかわるのではなく、県が積極的に関わりタイムリーに情報を入手することにより有効な手段を講ずる体制をとる必要がある。

また、現在、住宅センターがリストアップした中から、提訴を行う滞納者の選定を行っているが、選定を行った経緯について記録が取られていない。県と住宅センターの協議内容につき記録を行う必要がある。

(h)高額所得者への退去請求について

県営住宅は、低所得者を対象とした住宅であり、居住者が高額所得者である場合は、県は高額所得者に対して期限を定め、県営住宅の明渡しを請求することが出来る（県営住宅条例第29条第3項）。なお、高額所得者とは、県営住宅に引続き5年以上入居しており、かつ最近2年間引続いて政令（公営住宅法施行令第9条）で定める基準を超える高額の収入のある居住者である。

ここで、高額所得者が引続き県営住宅に入居しているときの家賃は近傍同種の住宅の家賃となっている（同第30条第1項）。近傍同種の住宅の家賃は公営住宅法施行令第3条により定められているが、例え近傍同種の住宅の家賃であったとしても、最近の県営住宅定期募集における応募倍率は10倍を超過している状況であり、もはや低額所得者とはいえない一定以上の収入を有する高額所得者が引続き県営住宅に居住することは、県営住宅を設けている制度の趣旨にも反し、本来県営住宅に入居すべき県民の入居機会を奪っていることにもなっている。

（平成13年度の県営住宅募集状況）

区分 / 募集月	募集戸数（戸）	応募者数（人）	応募倍率（倍）
定期 / H13/8	133	1,394	10.5
同 / H13/11	125	1,371	11.0
同 / H14/1	89	1,263	14.2
同 / H14/3	74	1,645	22.2
計	421	5,673	13.5

高額所得者は、近傍同種の住宅の家賃を支払いながらもなかなか退去に応じない傾向にあり、平成 13 年度末の高額所得者 35 名のうち 24 名は、少なくとも 2 年前から高額所得者として認定を受けている。現在、県はこれら高額所得者に対し明渡し請求を行うことまでは行っていないが、県営住宅の制度趣旨をよく考え、公平性の観点からも県は、早急に退去、明渡しを求めるべきである。

(i)収入申告書提出の徹底について

県営住宅入居者は、毎年県に対して「収入申告書」を提出することが求められている（県営住宅条例第 14 条）が、以下のように「収入申告書」未提出の居住者がおり、平成 13 年度未提出者のうち約 40%は 2 年以上連続未提出である等常態化している者さえいるのが現状である。

年度	未提出者数	入居戸数	未提出割合
	人	戸	
H 1 1	59	8,632	0.7%
H 1 2	168	8,746	1.9%
H 1 3	120	8,706	1.4%

県営住宅は低所得者を対象とした住宅となっているが、入居者の所得の増減に伴い家賃額を変更することとなっている。このために所得の増減を把握するために使用されるものが「収入申告書」であり、所得に応じた家賃負担の公平性を保つためにも、県は居住者から「収入申告書」をもれなく徴収するよう住宅センターに指導する必要がある。

なお、「収入申告書」未提出の場合、当該居住者の家賃は近傍同種の住宅の家賃となる(同第 13 条第 1 項)が、(g)高額所得者の退去請求においても指摘したように 近傍同種の家賃を払えばよいというものではない。「収入申告書」の提出を求め、然るべき家賃の納付、また、高額所得者に該当する場合には強く退去、明渡しを求めるべきである。

県営住宅ストック総合活用計画策定業務について

(a)見積内容の検証および、適正な委託金額の算定について

当該委託契約において県は住宅センターから見積書は入手しているがその明細は入手していない。なお、この委託金額決定にあたって、県は住宅センターの見積金額が県独自の積算価格以内となるまで見積書の再提出を求めており、実質的に県の積算価格まで見積金額を誘導して

いる。ここで、県の積算価格は、住宅センターにおける実際の業務担当者の人件費等に基づかない県独自のものとなっている。即ち、当該委託業務が、県営住宅の建替、維持保全、用途廃止等の活用計画の策定業務であるのに対し、「測量・地盤調査・設計業務委託用設計単価」における設計業務等の直接人件費単価を基準とした査定を行っており、査定に使用されるべき基準が本件委託業務に採用すべきものとなっていない。また、諸経費についても人件費同様設計業務等の積算基準における比率を人件費等に乗ずることによって算出されており、実態とは異なったものになっている。県のこのような決定方法は委託金額が実際に係る費用と乖離する結果をもたらす可能性がある。

特命随意契約における委託金額は実費相当とするべきであり、当該方法の採用は行うべきではない。県は本件契約を随意契約とした理由について、「予定価格を的確に積算した結果、著しく有利な価格で契約できる見込みのある場合」(ガイドライン第4条第5項)に該当するとしているが、上記方法をとることは必ずしも「的確な積算」とは言えるものではない。委託金額は、受託先が受託業務を行うに当たり十分に原価低減を行った結果要する実費相当額であるべきであるが、無理な原価低減を求めるものであってはならないのであって、当該金額を不合理なまでに低く抑えることは、委託業務の手抜きあるいは他の契約金額を不当に高く設定する等の結果をもたらす原因ともなり得る。

見積書の明細を求め見積書金額の根拠を求め査定することが必要である。

(b)委託業務の実績の把握について

県は、本件業務終了にあたり業務完了報告書の提出を求め、また、完了検査を行っている。しかし、完了検査においては成果物の検査は行っているが、実際の委託業務に係った支出額の把握、支出内容の妥当性の検討を行っていない。また、住宅センターでは、本件業務が始めて行う業務であったこともあり、県の委託金額査定時に想定した作業日数の約3倍を当該業務に費やしており、特命随意契約とした理由「予定価格を的確に積算した結果、著しく有利な価格で契約できる見込みのある場合」の妥当性につき検証する必要がある。

完了検査において費用に関する実績を求め、委託金額が合理的かつ適正なものであったことにつき検証を行うことが必要である。

(c)再委託に関する手続きについて

住宅センターは、本件委託業務の一部について再委託を行っている。しかし、業務委託契約書上、再委託の原則禁止及び再委託を行う場合の県による承諾の規定はあるが、書面によりこれを行うという規程は設けられていない。これについて、県からの委託業務は原則として委託先自らが当該業務を行うものとすべきであり、やむを得ず再委託せざるを得ない場合には県から書面による承認を必要とするというルールを設けるべきである。

住宅宅地相談業務委託について

(a)見積内容の検証および、適正な委託金額の算定について

県の査定において、委託業務にほぼ見合った労務単価及び諸経費を使用している以外と同じであり、改善が必要である。

(b)委託業務の実績の把握について

特命随意契約とした理由の妥当性の検証が必要とする事項以外と同じ内容である、改善が必要である。

宮城県地域優良木造住宅助成事業受付業務について

(a)見積内容の検証および、適正な委託金額の算定について

県の査定において、委託業務にほぼ見合った労務単価及び諸経費を使用している以外と同じであり、改善が必要である。

(b)委託業務の実績の把握について

と同じ内容であり、改善が必要である。

(6)意見

宿舎小修繕について

(a)住宅センターとの特命随意契約について

県が、住宅センターと特命随意契約を締結している理由は、この契約が「特許権を有する技術を必要とする業務又は特殊な設備・機器等の操作を要する業務のため、業務の履行が可能なものが特定されるに類する

場合で業務履行上の経験、知識等を特に必要とし、精通した者に業務を行わせる必要がある場合」(ガイドライン第4条第2項5号)に該当するという判断によるものであるが、具体的な理由として以下の事項を掲げている。

(ア)仙台市内各地に散在する宿舎周りで突発的に発生する様々な修繕を円滑に処理するためには、特定分野の修繕業者ではなく、集合住宅の修繕業務全般に対して知識と経験を有する専門機関を契約の相手先とする必要がある。

(イ)住宅センターは、県営住宅、公社・公団住宅等の運営及び設備管理業務に長年携わっており、建築及び設備関係の技術者等の管理要員を確保しているため、委託業務の処理能力から見て他の者とかえることはできない。

(ウ)住宅センターは県営住宅等の修繕工事に係る指定業者を定め、空家修繕工事に係る単価協定を結んでいることから、県からの個別発注に較べて経済的合理性が期待される

確かに、住宅センターは県営住宅等の管理業務を行っており、集合住宅の修繕業務全般に対して知識と経験を有することは認められる。また、建築及び設備関係の技術者等の管理要員を確保していることも事実であろう。しかし、民間のマンション管理会社等、これらの要件を満たす会社は他にも複数あると考えられ、これらの会社に管理を委託することにより、県からの個別発注に較べ経済的合理性が満たされることも十分にありうるであろう。即ち、ガイドライン第4条第2項5号にいうところの「業務の履行が可能なものが特定されるに類する」場合に該当するとしているが、当該業務を行い得る者は他にも存在することを認識すれば、委託契約の基本に立ち帰り、競争入札の実施あるいは随意契約によるとしても複数先から見積書を徴求する方法により、この業務の委託先を選定することが望まれる。

県営住宅管理委託業務について

(a)県営住宅管理委託業務を住宅センターに特定することについて

県営住宅は、地方自治法上の「公の施設」に該当するとされており、「公の施設」の管理委託は地方自治法第244条第3項、同施行令173の3により「一又は複数の普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人」等で条例に定められた法人に限られている。県営住宅管理委託業務は、県営住宅条例第

47 条においても上記要件を満たす住宅センターのみがこれを行い得ることになっており、現在、住宅センターに委託を行っていることについては法令、条例上問題はない。しかし、この業務の主な内容は、入居者の募集、賃料の回収、設備の維持管理であり、民間のマンション管理業者なども行っているものであり、これらの管理業務自体は住宅センターのみが唯一行い得るものとは言いにくい。入居決定や明渡請求など入居者との法律関係の発生・消滅に関わる事務は、特に公正かつ厳正な運用が要求されるものであり、委託にはなじまない（「公営住宅管理標準条例（案）について」 建設省住宅局長通知）ものとして県が引続きこれら業務を行うとしても、他の業務を住宅センター以外に委託発注することは可能と思われる。県営住宅は県内に点在しているが、県営住宅を一括して特定の者に管理委託を行わせることは必ずしも必要ではなく、住宅単位あるいは地区単位で委託先を選定する方法等も考えられる。近隣の住宅に関して別の者に管理を行わせしめることによって競争が生じれば、県民の福祉、県の財政にプラスの効果も十分に発生しうる。この考えによれば、一部の県営住宅について住宅センター以外にも開放し、住宅センターとの間に競争を生ぜしめ、両者に対し業務の効率化を促すことも出来る。住宅センターのみに県営住宅の管理を委託するのではなく、民間の管理業者等にもこれを開放するよう法令、条例の改正について検討されたい。

7. 株式会社仙台港貿易促進センターとの委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

(株)仙台港貿易促進センター(以下貿易センターという)に対して県が委託する業務のうち監査の対象とした委託業務の金額は次のとおりである。

(単位：千円)

担当部課局	委託業務	H11年度	H12年度	H13年度
産業経済部 商業・流通課	貿易関係啓発事業業務委託	-	10,678	8,925
土木部 港湾振興室	仙台高砂コンテナターミナル 及び背後野積場管理業務	21,182	22,459	21,337
企業局 企業局総務課	仙台港国際ビジネスサポートセンター 管理運営業務委託(注1)	18,632	75,043	79,047

注1：H11年度の金額は、仙台港国際ビジネスサポートセンター管理業務委託契約と同運営業務委託契約の合計額である。なお、仙台港国際ビジネスサポートセンター(以下「この項でアクセル」という)は平成12年2月に竣工、同3月に全面開業している)

注2：上記は消費税込みの金額である(なお、以下では特に記載のない限り消費税抜の金額で表示を行っている)

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

貿易センターは仙台港及び仙台空港周辺が輸入促進地域(FAZ)に指定されたことに伴い、仙台港周辺のFAZの事業主体として宮城県及び仙台市を筆頭株主とする第3セクターとして平成7年に設立された。爾後、「各種輸入関連基盤施設の整備を行い、外国貨物の物流高度化・流通促進を図りつつ、仙台港周辺における貿易を促進することによって、地域経済の活性化及び住民生活の向上に寄与する」ことを目的に業務を推進してきている。

貿易センターは、アクセル内オフィス等の賃貸及びコミュニティセンター等の運営(輸入促進事業)、高砂コンテナヤードの管理(埠頭事業)という業務を行っている。業務の中心は輸入促進事業であり売上の80%を

占めているが、輸入促進事業、埠頭事業とも宮城県からの委託業務が大きな柱となっている。

事業規模

平成 11 年度から 13 年度までの営業成績及び主な財産の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
売上	117,963	276,530	231,320
当期損失	36,098	73,710	47,362
総資産	2,045,143	2,512,251	2,464,608
内現金預金	422,557	1,037,093	1,065,906
内有形固定資産	1,484,008	1,439,714	1,377,929
借入金	-	548,638	545,861
純資産	1,999,499	1,925,789	1,878,426

平成 12 年度の現金預金及び借入金の増は、アクセル建設資金(平成 12 年 2 月竣工)の一部として日本政策投資銀行からの融資によるものである。本件融資の実行がアクセル竣工(平成 12 年度)後となったため、「(仮称)仙台港高砂輸入貨物ターミナル」建設に充当する予定の資金を一時的にアクセル建設資金に充当され、平成 11 年度中に工事代金の支払が行われていたため、平成 12 年度に現金預金及び借入金とともに増加することとなった。

次に平成 11 年度から 13 年度までのの売上の内訳は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

事業の種類	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
埠頭事業収入			
施設賃貸収入	70,022	73,089	24,986
受託事業収益	20,173	21,390	20,320
その他	1,028	968	1,061
計	91,224	95,447	46,368
輸入促進事業収入			
施設賃貸収入	6,858	81,954	91,719
受託収入	17,745	91,810	92,282
その他	54	442	948
計	24,657	174,207	184,951
その他事業	2,081	6,875	-
合計	117,963	276,530	231,320

注 1：平成 11 年度、12 年度、13 年度の各決算書より作成した。

平成 12 年 2 月にアクセルが竣工したことにより、平成 12 年度以降輸入促進事業収入の受託収入（アクセルの管理受託収入）が増加しており、これに伴って収入総額も増加している。なお、アクセルは県と貿易センターで区分所有（県所有 56.3% 貿易センター所有 31.5% 共用部分 12.2%）を行っており、貿易センターは自社所有部分の賃貸及び、県所有部分の管理受託業務から収入を得ている。ここで、県と貿易センターの区分所有の状態は以下のとおりである。

アクセルの区分所有の状況（単位：m²）

区分	1 階	2 階	3 階	4 階	5 階	計	比率
県 所 有	2,647	2,118	66	-	1,218	6,049	56.3%
貿 易 センター所有	1,331	-	841	1,218	-	3,390	31.5%
共 用 部 分	845	269	85	56	56	1,311	12.2%
合 計	4,823	2,387	992	1,274	1,274	10,750	100%

1 階の県所有部分は、ホール（アクセルホール）、自販機コーナー、ラボ（アート仕様、大道具の製作等として利用できる）等であり、貿易センター所有部分は、ショールーム&ショップ用のスペースとなっている。なお、2 階（県所有）は、ラボ（音楽仕様、演劇仕様、ダンス仕様）、会議室等であり、3

階以上は賃貸用オフィス、会議室等となっている。

また、埠頭事業収入が平成 13 年度に減少している理由は、従来行ってきた保税蔵置場の倉主業務を平成 13 年 5 月で廃止したことによるものである。平成 13 年度における売上のうち県に対するものは以下の通りである。

事業の種類	売上合計	内、県からの収入	
		金額	割合
	千円	千円	%
埠頭事業収入			
施設賃貸収入	24,986	-	-
受託事業収益	20,320	20,320	100.0
その他	1,061	-	-
計	46,368	20,320	43.8
輸入促進事業収入			
施設賃貸収入	91,719	28,100	30.6
受託収入	92,282	83,782	90.8
その他	948	-	-
計	184,951	111,883	60.5
その他事業	-	-	-
合計	231,320	132,203	57.2

県との関係

貿易センターの平成 13 年度末の資本金は 2,187,500 千円であり、発行済株式総数は 43,750 株であるが、このうち県の出資は 14,200 株であり、県は貿易センターの株式の 32.5%を所有する主要株主である。なお、仙台市も県と同額の出資を行っている。これにより、センターは普通公共団体が資本金の二分の一以上を出資する法人に該当している。

また、知事が貿易センターの代表取締役社長を務めている他、副知事、産業経済部長が取締役、副出納長が監査役に就任しており、県の職員 O B が 1 人雇用されている。この他、県から職員 1 名を派遣していたが、H13 年度末で派遣を終了しており、H14 年度からの派遣はない。

(3) 業務委託の契約形態

監査の対象とした業務委託契約は、全て貿易センター 1 社の特命による随意契約（以下 特命随意契約）により行なわれているが、これは各契約とも、

地方自治法施行令 167 条の 2 のうち第 1 項第 2 号に基づき県が定めた「随意契約を行うことができる場合のガイドライン」第 4 条第 2 項各号に基づき「性質又は目的が競争入札に適さない」という考えに基づいている。

貿易関係啓発事業業務委託：

この業務は、アクセル内で本県の貿易概況等を広報するための展示や貿易関連企業・商品紹介を目的とした事業を行うものである。仙台市と共同の事業である。

「他の機関等と共同して行う必要がある等特殊な事情を有する業務で、効果的効率的に遂行することが必要な場合」(第 6 号)に該当するものとして随意契約によっている。

仙台高砂コンテナターミナル及び背後野積場管理業務：

この業務は、仙台港高砂コンテナターミナル及び背後野積場の管理業務及び使用料の徴収事務を行うものである。なお、同業務については、宮城県港湾施設管理条例第 17 条により委託先が貿易センターに限定されている。

「法令等で資格が定められており、当該業務の履行が可能な業者が 1 者に限定されている」(第 1 号)に該当するものとして随意契約によっている。

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理運営業務委託：

この業務は、アクセルの全体管理業務、施設管理業務、施設運営業務を行うこと及びアクセルの県所有の貸室、ホール等からの賃料、使用料等の徴収業務を行うものである。前述したとおり、アクセルは県と貿易センターの区分所有となっており、アクセルの建物全体の管理を貿易センターが行っている。

「他の機関等と共同して行う必要がある等特殊な事情を有する業務で、効果的効率的に遂行することが必要な場合」(第 6 号)に該当するものとして随意契約によっている。

(4) 委託金額の決定方法

各業務の委託金額の決定方法は以下による

貿易関係啓発事業業務委託：

委託料金は、県からの「仕様書」に基づき貿易センターが提出した見積金額に対して、県が各費目の積み上げによって独自に計算した設計額を基にした予定価格以下の金額であった場合に当該見積金額に決定される。なお、県は貿易センターから見積の明細は入手していない。

仙山高砂コンテナターミナル及び背後野積場管理業務：

県は、貿易センターから見積書は入手していない。過去の「積算根拠」の金額等を参考にして県が委託費の算出を行っている。

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理運営業務委託：

委託料金は、県からの「仕様書」に基づき貿易センターが提出した見積金額に対して、県が各費目の積み上げによって独自に計算した委託料との比較を行い、設計額以下の金額であった場合に当該金額に決定される。なお、県は貿易センターから見積の明細は入手していない。

(5) 指摘事項

貿易関係啓発事業業務委託について

(a) 委託金額の算定方法について

本件業務に関する委託契約は、貿易センターからの見積書の提出を受け、その金額が県の予定価格以内である場合に当該見積価格に決定されている。ここで、見積金額が予定価格を超過する場合には再度、予定価格内に収まるまで見積書の提出を求めるということとなるため、必ず県の予定価格以内に委託金額が決定されている。また、県は、明細書の提出までは要求しておらず見積金額算定の根拠は把握していない。県は貿易センターと特命随意契約により本件契約を締結しているが、このような場合、見積明細を入手の上、貿易センターにおいて実際に要するであろう金額を把握し、委託金額算定の資料とするべきである。

例えば、平成 13 年度における仙台市分も含めた総委託金額 17,000 千円のうち電気料についてみると、県が積算した金額は 7,200 千円であるが、当該費用は、貿易センターの協力により提出を受けた「経費報告書」上 管理費を配賦した後でも 2,124 千円（同報告書上は消費税込みの金額 2,230 千円）である等 実際の支出額と県の積算上想定されている支出額との間には相違がみられる。見積明細を入手しその内容を精査吟味し、委託金額の妥当性について検討を行うべきである。

(b) 業務完了検査等について

本件委託業務にかかる業務完了検査では、契約書、仕様書等において求められている作業（例えば 催事、パネル製作 等）の履行の確認は行われているが、委託金額をどのように使用したのかについての検査は行われていない。なお、仙台市分も含めた総委託金額が 17,000 千円

であるのに対して、この業務にかかる原価の合計は、貿易センターの「売上原価の明細」上 10,329 千円となっている。本件業務に要した費用について、今回の監査に当たり任意に提出を受けた貿易センターからの「経費報告書」では、経費合計が委託費と一致する金額となっており 17,000 千円と 10,329 千円との差額は一般管理費の配賦額と思われるが、配賦の根拠は不明である。県は、貿易センターに対して委託業務に要した費用の実態についても報告を求めその内容を精査する方法を採用するとともに、実例価格及び物価資料等に基づいた調査を行うなど多面的な検証を行い、委託費において無駄な支出の有無、さらなる原価低減の可能性を追求し、今後の積算に役立たせしめ、県民の税金を原資とする委託費の圧縮の可能性を追求する必要がある。

仙台高砂コンテナターミナル及び背後野積場管理業務について

(a)委託費の算定方法について

本件管理委託業務については、宮城県港湾施設管理条例第 17 条により管理委託先として貿易センターが指定されていること、財務規則第 109 条第 2 項により見積書徴収の省略が認められていることから、県は、当該契約を特命随意契約とし、見積書を徴求せず県の査定により業務委託金額を決定する方法によっており、このこと自体には問題はない。これに対し、具体的な委託金額の算定について、県は過去の「積算根拠」の金額等を参考にして県自ら委託費の算出を行っているが、特に人件費の算定内容について実態とは異なっており、積算方法について検討が必要である。具体的には、県の積算では埠頭管理部長 1 名、管理事務所員 4 名、臨時 1 名が委託業務を行うこととして人件費 15,050 千円を算出しているのに対し、貿易センターの決算では、埠頭管理部長 1 名、管理事務所員 3 名、臨時 2 名に対する人件費 9,242 千円を直接費とし、これに本社人件費（一般管理費）から専務他 6 名の人件費の一部 7,477 千円を間接費として配賦して人件費合計 16,719 千円を算出している。これによれば、県の積算による人件費は、貿易センターでの直接人件費 9,242 千円が該当することとなり、県の積算が過大であったことになる。しかし、本社人件費の一部を間接費として原価に含めることは理由があることであり、県もこの実態を認識し、積算上も間接費の配賦計算を行うことによって委託金額の算定を行う必要がある。この委託業務遂行において間接的な労務提供が実態としてあるならば、人件費の積算は直接人件費と間接人件費に区分して行うべきこととなる。この場合、間接費

の配賦方法にはいくつかの方法があるが、合理的と認められる方法の一つを毎年度継続して採用するのであれば、配賦計算についての問題は無い。

(b)再委託について

県は、委託金額算定にあたり「積算根拠」により個別の作業内容毎に金額を算出し、その合計額をもって委託金額としている。なお、貿易センターが再委託を行っている業務のうち、以下の業務について「積算根拠」による金額と実際の支払金額に差異が生じている。

(金額単位：千円)

作業名	再委託先	積算根拠	実際の支払金額	差額
管理棟他 清掃業務他	組合	＊＊	＊＊	＊＊
燻蒸庫内保 守点検業務	(株)	＊＊	＊＊	＊＊
合計		2,965	2,541	424

注：上記金額は消費税込みである。

これは、毎年同じ会社に再委託が行われることが慣例となっているため、再委託先からの見積書等確たる根拠の徴収もなく、過去の金額等によって「積算根拠」を作成していることに起因するものと判断される。県は委託金額算定にあたり、再委託にともなう確たる根拠に基づき実費相当額であることを確認の上「積算根拠」を作成する必要がある。

貿易センターは条例に基づき独占的に当該委託業務を行っており、貿易センターが自ら行うことが出来ない場合、貿易センターの責任のもとで再委託を行うことはやむを得ないものと思われる。しかし、公の施設の管理を独占的に行っていることからすれば、県は、貿易センターに対し再委託料の低減に努めるよう指導する必要がある、原則どおり競争入札により再委託先を選定せしめるか、随意契約を行う場合には少なくとも県が自ら契約を行う場合と同等の基準をもってこれを行う等指導する必要がある。

(c)未実施の作業について

平成 13 年度の契約において実施が折り込まれていた作業のうち「メンテナンスクレーン点検整備業務 千円」「燻蒸庫廃液処理業務

千円」は実施されていない。これは、それぞれ、メンテナンスクレーンが使用されなかったこと、廃液が処理必要量に達しなかった事により作業自体が実施されなかったものである。これに対し委託料はそのまま支払われており、結果として委託料の過大支払となっている。業務を行わなかった以上、県は上記委託料を貿易センターに返還せしめるなどの是正措置を講じるべきである。

また、当該委託契約に関し、県は貿易センターからの業務完了報告書を受け完了検査を行っており、検査の結果委託業務が適正に実施されたことが確認されている。しかし、本件未実施項目の存在もあり検査の形骸化がなかったか疑問である。十分な検査を行うことが必要である。

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理運営業務委託について

(a)委託金額の決定方法について

当該委託業務は、特命随意契約で行われており、委託料金の決定は、県からの「仕様書」に基づき貿易センターが提出した見積金額と、県が各費目の積み上げによって独自に計算した積算価格との比較を行い、見積金額が設計額以下の金額であった場合に当該金額に決定される。ここで、県の積算価格は、主に市販されている各種工事の積算資料等をもとに貿易センターが自ら県作成の「仕様書」に基づく作業を行った場合の金額が基本となっている。しかし、実際は、以下の「県の積算額（全体経費）にしめる再委託費」のとおり全体経費の89.1%が再委託となっており、貿易センターが自ら委託業務をおこなうことを前提とした県の算定方法は実態にそったものではない。再委託の事実を踏まえ、実態に合った委託費の積算を行う必要がある。

県の積算額（全体経費）に占める再委託費（単位：千円）

項目	全体経費	うち再委託費	再委託割合
全体管理費	2,708	-	-
施設管理費	55,937	55,603	99.4%
施設運営費	29,514	23,330	79.1%
公金徴収業務費	408	-	-
計	88,568	78,933	89.1%

なお、上記で「全体経費」は、アクセル施設管理業務に要する費用のうち、貿易センターが自ら行っている業務に対する費用を除いたもので

ある。即ち、県の本件業務に係る積算額は、上記につき細目毎に貿易センターが負担する費用と県が負担する費用を按分して算出されるのであるが、委託金額決定の基礎となる積算価格は、上記のうち県が負担する費用として按分された金額に5%が上乘せされたものとなっている。この5%は、貿易センターが再委託先の指揮監督等に要する費用として県が上乘せしているものであるが、なぜ費用総額の5%であるのか明確な根拠はない。少なくとも特命随意契約であるからには、積算価格といえども明確な根拠をもって計算要素とするべきである。

また、県は貿易センターから見積書の提出は受けているが、見積金額の明細を入手しておらず見積内容についての検証は行っていない。委託料金の決定において、特に特命随意契約による場合は、契約先から見積明細を徴求し、費目毎にその妥当性の検討を行い、それをもとに見積金額の判定する方法によるべきである。

(b)業務実施報告の検証について

県は当該業務の終了に際し実績報告を徴求し、完了検査も実施しているが、検査内容は作業状況に関するもののみであり、委託費が実際にどのように使用されているのかについての報告は求めておらず検査も行っていない。例えば再委託費については、県の積算価格と実績で以下のように5,299千円の差が生じている。

再委託費における県の積算価格と実績との差額（単位：千円）

	積算額	実績	差額
清掃業務	***	***	-309
警備業務	***	***	-160
設備管理業務	***	***	-4,539
自家用電気工作物保守管理	***	***	0
昇降機保守管理業務	***	***	0
植栽維持管理業務	***	***	-610
業務運営費	***	***	319
合計	78,933	73,634	-5,299

注：上記金額は、アクセル管理業務全体に関するものである。即ち、県が負担すべき管理費だけではなく、貿易センター自体が負担すべき管理費も含まれている。この結果、差額5,299千円のうち県が負担すべき金額について、県は委託料を過大に積算していたことになる。

貿易センターとの契約が特命随意契約であることを考えるならば、実際の支出額についての資料を求め使途の妥当性を検証するべきである。

(c)再委託先選定に係る競争入札の導入について

現在貿易センターが再委託により行っている業務は以下のとおりである。

業務名	再委託先
設備管理業務	組合
清掃業務	組合
常駐警備業務	(株)
機械警備業務	(株)
植栽管理業務	(株)
アクセル運営業務	
多目的ホール等設備操作に係る管理運営業務	(株)
自家用電気工作物保守管理業務	(財)
昇降機保守管理業務	(株)
アクセルホール舞台照明設備保守点検業務	(株)
同音響設備保守点検業務	(株)
同舞台機構吊物設備点検業務	(株)
空調設備保守点検業務	(株)

これらの再委託についてはいずれも県の承認が行われているが、これらの業者に貿易センターが特命随意契約により再委託を行っている理由は全て「専門的知識及び技能を必要とするため」とされているのみである。しかし、宮城県行政運営改善検討委員会「業務委託等の契約方式の見直しに関する報告書」(平成8年2月 宮城県行政運営改善検討委員会)によれば、清掃業務などは業務自体の特殊性は否定されている。このほか、専門性が認められる業務であっても、なぜ他の同業者ではなく、これらの者が再委託先に選定されたのかについての具体的な説明が行われていない。再委託先の選定理由について、県が十分な検討を行わず特命随意契約を認めてしまうこととなれば、中間に貿易センターを入れることによって、県が行う業務委託等の契約方式については、公平性、競争性を高めるため、競争入札を原則とすべしとする「業務委託等に係る随意契約ガイドライン」の趣旨を失効せしめてしまうこととなる。県は特命随意契約を結んだ先が再委託を行う場合には、再委託先に選定し

た方法、理由を聴取し、よく検討すべきである。

また、上記再委託の選定については競争入札等の方法は取られていない。再委託先決定について競争入札が採用されている場合については、委託先の経営努力を反映した合理的な金額が委託料金に反映される可能性が高い。しかし特命随意契約の場合はその可能性は低くなる。例えば、県が独自に委託料を積算して、委託金額が積算価格以下の金額となったとしても、積算価格は標準的なデータ等から導き出されるものに過ぎないので、委託金額決定に対する参考値とはなり得ても委託先の十分な原価低減を保証するものではないと言える。

県は再委託に関して、競争入札の方法を採用する等により一層の原価低減を貿易センターに指導する必要がある。

(6) 意見

貿易関係啓発事業業務委託について

(a) 委託業務の意義の測定について

本件委託業務は、アクセル 1 階に貿易展示室を設けて行われている。開館時間は 10 時から 17 時までであり、休館日は月曜日（祝日の場合は翌火曜日）及び年末年始、入場は無料であり、仙台市と共同して開催している。内容は貿易に関連している会社の取扱商品の展示や、貿易関連の各種データの展示、県・市町村が提携している国際姉妹都市の紹介等を行っているが、平成 13 年度の入場者数は以下の通りとなっている。

(単位：人)

月	入場者数	月	入場者数
H13 / 4	1,511	H13 / 10	2,035
5	1,307	11	1,974
6	1,406	12	1,028
7	1,019	H14 / 1	751
8	1,387	2	1,022
9	1,761	3	7,595
年度合計			22,796

* H14/3 は「世界お菓子フェア 2002」開催による来場者 6,565 人を含む。

「世界お菓子フェア 2002」開催による来場者を除くと、年間利用者は16,231人であり、これを入れた場合でも年間稼働日数が307日であることから1日当たりの入場者数は74人となっている。これに対し県が支出している金額は、当該業務委託費8,925千円その他、展示室賃貸関連費用(当該業務は貿易センター所有部分を県と仙台市が賃貸し実施している)28,100千円 合計 36,600千円であり、仙台市分も含めれば73,200千円にも及んでいる。

本件委託業務の必要性及び有用性を肯定するとしても、上記のような現在の利用者数からするとその効果は極めて限られたものと言わざるを得ず、委託費投入の意義は十分に発揮されていない。特にアクセルは仙台市中心部から離れた場所に立てられており、立地の不利をカバーすべく、県及び貿易センターは利用者増に向けた企画の立案、学校教育への利用等よりいっそうの努力が必要である。多くの税金を費消する事業の結果を事実として正しく認識し、当該委託事業の意義を見直していく必要があると思われる。

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理運營業務委託について

(a) 随意契約の妥当性について

アクセルは仙台港の業務支援、交流の場の創出及び輸入促進地域の拠点施設として、県と貿易センターとで共同で建設された建物であり、本件契約は、アクセルについて県の専有部分及び共有部分の持分並びに駐車場等の施設の管理運營業務を貿易センターに委託するものである。ここで、県は他の機関等と共同して行う必要があるなど特殊な事情を有する業務で効果的、効率的に遂行することが必要な場合」(業務委託等に係る随意契約ガイドライン(以下ガイドラインという)第4(2))に合致するものとしてこの契約を随意契約としているが、具体的な理由としては以下の通りである。

(ア) 貿易センターはアクセルを県とともに区分所有している

(イ) 貿易センターの設立目的(各種輸入関連事業基盤施設の整備を行い、外国貨物の物流高度化・流通促進を図りつつ、仙台港周辺における貿易を促進し、地域経済の活性化及び住民生活の向上とすること)が、当該施設の設置目的と合致している

(ウ) このことから、同社の積極運営によるアクセル周辺を中心とした仙台港の高度の発展が期待される

本件委託は貿易センターに委託をしてはいるものの、実際には施設の維持管理業務を中心として委託業務の殆ど(89%)が再委託によって行われている。このように、維持管理について貿易センターが直接業務を行っていないという現状をみれば、本件契約により要求されている維持管理業務は必ずしも貿易センターのみが行い得るものではなく、アクセルの設置目的達成のため、県が直接これら再委託先と契約することも考えられる。また、県と貿易センターでアクセルを区分所有していることから契約を一本化したほうが効率的であるというのであれば、当該業務については県がこれら再委託先とアクセルの管理業務を一本化した契約を行い、貿易センターの要負担額を同社に請求する方法でも十分可能であり、委託費の圧縮が十分に期待しうる。当該業務委託契約の維持管理について、原価低減をはかるため様々な手法を検討すべきである。

8. 財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワークとの委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

(財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク(Miyagi Environmental Life Out-reach Network 以下「MELON」=「メロン」という。)に対して、県が委託する業務のうち、監査の対象とした業務と委託金額は次のとおりである。

(単位：千円)

委託業務	H11 年度	H12 年度	H13 年度
エコライフカレンダー作成業務	-	3,979	3,580
ふるさと環境学習支援事業 ・ 河川流域マップの作成、普及 ・ 環境家計簿ソフト作成更新、普及	10,468	12,558	18,679

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

メロンは、1992年の「地球サミット」での合意を、宮城県内において市民レベルで実践してゆくことを目指して、それまで宮城の農業、食料、環境に大きな関心をもって活動を推進してきた、みやぎ生協、JA宮城中央会、宮城県魚連、宮城県森連、日専連宮城県連等の協同組合と、市民、研究者、法律家等によって、1993年設立された環境NGO(非政府組織)である。

設立以来、地域の水環境問題、森林と食の問題、家庭及び事業活動によるごみ問題、酸性雨等の影響調査等の諸活動に、NGOとして市民レベルで取り組んできているほか、主に環境活動に係る県からの受託業務を行っている。

事業規模

最近3年間の収入の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

項目		H11年度		H12年度		H13年度	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合
一般会計	会費収入	9,446	33.4	9,010	19.5	8,920	20.4
	寄付金収入	2,044	7.2	3,709	8.0	3,275	7.5
	助成金	2,200	7.8	5,188	11.2	-	-
	受託研究費	840	3.0	5,600	12.1	1,575	3.6
	その他	3,257	11.5	4,734	10.3	6,314	14.5
特別会計	県委託金	10,468	37.1	17,968	38.9	23,569	54.0
計		28,256	100.0	46,210	100.0	43,655	100.0

会費収入が減少する一方、県からの委託金は増加しており、その割合が年々高まっている。

県との関係

上記の業務委託以外に特別な関係はない。

(3) 業務委託の契約形態

当該業務委託は、県で定めた「NPO推進事業発注ガイドライン」にもとづいて、NPOに対して発注されたものである。「NPO推進事業発注ガイドライン」は、NPOが公共的なサービスの提供、多様なコミュニティビジネスの展開、さらには新たな雇用機会の創出など地域に根ざした活動により、地域づくりの新しい担い手として期待されていることから、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指し、県の事業のNPOへの業務委託を推進するため、その発注手続の適正化を図る目的で定められたものである。NPO推進事業の選定を受けた事業については、NPOと随意契約により契約締結できるが、契約の相手先の決定にあたっては、次の3つの方法から選択することになる。

- ）見積書を徴収し、NPO間の価格競争により決定する
- ）業務企画提案書を公募し、プロポーザル方式により決定する。
- ）業務を履行できるNPOが1団体に限られる場合は、特命により決定する。

県とメロンとの業務委託契約は、全て上記)の特命による随意契約により

行われている。これは、環境配慮に関する知識が豊富で、地域における環境保全活動の取組実績も十分にあるNPOが、メロンに限定されるためとしているが、これについては概ね妥当と判断される。

ただし、このNPO推進事業発注システムによるためには、上述のとおり県により、NPO推進事業の選定を受けなければならない。しかし、平成13年度までは、事務手続上のもれがありNPO推進事業の選定を受けていなかったとのことである。したがって、本来であれば当該業務委託の相手先は、民間企業も含めた中から、競争入札の可能性も検討し決定しなければならないものであったが、当該事業はNPO推進事業の選定基準に合致するものであり、また、平成14年度においてはNPO推進事業の選定を受けていることからすれば、契約の相手方をメロンとしたことについては結果的に問題なかったといえる。

(4) 委託金額の決定方法

委託金額については、県の担当課で費用の総額を積算し、委託予定金額を算定している。委託先であるメロンから見積書を徴収し、見積金額が予定金額を下回っている場合には見積金額で決定される。見積金額が予定金額を上回った場合は不調となり、再度見積書の徴収を行う。

(5) 意見

NPOにおける情報開示について

メロンにおける最近3年間の県委託事業特別会計の収支計算書は、次のとおりである。

(単位：千円)

科目	H11年度	H12年度	H13年度
収入の部			
環境の日フェア	-	884	832
リサイクルクラフト展	-	546	477
ふるさと環境学習	10,468	12,558	18,679
エコライフカレンダー	-	3,979	3,580
収入計	10,468	17,968	23,569
支出の部			
環境の日フェア	-	884	832
リサイクルクラフト展	-	546	477
ふるさと環境学習	10,468	12,558	18,679
エコライフカレンダー	-	3,979	3,580
支出計	10,468	17,968	23,569
差引収支差額	0	0	0

いずれの年度でも、各委託事業ごとに収入と支出が一致している。1年間の活動に伴う支出実績が収入にぴたりと一致することは不自然であり、これは収入に合わせるように事務管理費を調整して収支一致を図っていると推認せざるを得ない。

県でも指摘しているように、今日NPOは、新たな公共サービスの担い手として注目されている。すなわち、これまで行政の手が届きにくかった分野についても、NPOと行政の協働により細やかなサービスが可能となり、また、これまで行政が行ってきた公共サービスへNPOが参画することにより、サービスの質の向上や市民感覚にあったサービスの提供が可能になると期待されている。このような点に注目し、県としてもNPOとのパートナーシップの確立を目指し行動していることは、大いに評価されるところである。

このように、これまで行政が行ってきた仕事の多くが、NPOとの協働あるいはNPOへの移譲になると同時に、その事業遂行のために必要な資金すなわち税金がNPOに流入することになる。したがって、NPOに

対してはその資金の使途について、情報開示が求められることは当然の帰結であろう。また、NPO自身が安定的な基盤を確立し事業を遂行してゆくためには、各事業ごとの収支を把握することも必要であろうし、そのためには、各事業ごとの実績に応じた事務管理費の配賦といった、原価計算の思考も必要になってくる。

NPOが、真の公共サービスの担い手となるためには、NPOでの会計基盤の整備と、それにもとづく適切な情報公開が不可欠である。NPOとのパートナーシップの確立を目指す県としても、このことに十分留意し指導すべきである。収支一致の計算書では、上述のアカウンタビリティを果たしているとは言えないのである。

9. 社団法人宮城県観光連盟との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

(社)宮城県観光連盟(以下「観光連盟」という。)に対して、県が委託する業務のうち、監査の対象とした業務と委託金額は次のとおりである。

(単位：千円)

委託業務	H11 年度	H12 年度	H13 年度
観光物産展示室管理運営業務	7,524	6,872	6,748
宮城県台湾・香港ミッション派遣業務	-	4,416	3,003
宮城県仙台観光キャンペーン業務(広島)	-	1,102	808
宮城県仙台観光キャンペーン業務(大阪・名古屋)	2,194	1,995	987
九州圏域観光キャンペーン業務(福岡)	2,577	955	882
観光情報案内所用パンフレット発送業務	1,785	1,640	1,750
韓国観光説明会開催業務	-	981	1,260

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

観光連盟は、観光事業の振興を図り、地方文化産業の発展と体位の向上に資し、併せて国際親善に寄与することを目的に、昭和24年に設立された。以来県と一体となり国内外に対する県の観光宣伝事業等に取り組んでいる。

事業規模

最近3年間の会計間の内部振替収入である積立金繰入収入を除く収入の内訳は次のとおりである。

(単位：千円、%)

項目	H11年度		H12年度		H13年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
会費	36,481	34.7	35,556	29.9	35,536	30.3
県支出金	60,327	57.4	75,596	63.6	75,336	64.3
補助金	36,000		52,537		51,000	
負担金	1,000		900		900	
委託料	23,327		22,159		23,436	
事業負担金	3,653	3.5	3,099	2.6	3,100	2.6
事業収入	4,481	4.2	4,555	3.8	3,099	2.7
その他	238	0.2	164	0.1	70	0.1
計	105,180	100.0	118,971	100.0	117,143	100.0

収入は大きく県に依存している。また、会費のうち県内各市町村からの収入が最も大きい(平成13年度で22,790千円)。

県との関係

上記の業務委託のほか、県との間に次のような関係が継続的にある。

区分	内容	
資金的関係	補助金 負担金	金額は に記載のとおり。
物的関係	事務局は県庁(産業経済部観光課)内に設置されており、賃借料は無償となっている。	
人的関係	役員	会長・・・県知事 副会長・・・県産業経済部長 常任理事・・・県産業経済部観光課長
	職員	事務局長・・・県産業経済部観光課長補佐

会長には県知事が就任していることをはじめ、県との関係が極めて強い。

(3) 業務委託の契約形態

県と観光連盟との業務委託契約は、一者特命による随意契約により行われている。これは随意契約によることができる場合について定めた地方自治法施

行令 167 条の 2 のうち第 1 項第 2 号に基づき、県が定めた「随意契約を行うことができる場合のガイドライン」で「業務履行上の経験、知識などを特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要があるとき」に該当し、また、一者のみからの見積書徴収が可能である場合について定めた、宮城県財務規則第 109 条第 1 項第 4 号「契約の相手方が特定人に限定されるとき」に該当するためとしている。

(4) 委託金額の決定方法

委託金額については、委託業務毎に県の担当課で費用の総額を積算し、委託予定金額を算定している。委託先である観光連盟から見積書を徴収し、見積額が予定金額を下回っている場合には見積額で決定される。見積額が予定金額を上回った場合は不調となり再度見積書の徴収を行う。

(5) 指摘事項

海外観光ミッション派遣事業の委託先の決定方法について

海外観光ミッション派遣事業は、海外から宮城県への観光客誘致促進を図るため、今後一層観光客の増加が期待できる国または地域にミッション団を派遣し、現地観光関係者に対し、本県の観光資源を紹介・宣伝するものである。平成 13 年度は、台湾、香港及び韓国の 3 ヶ国（地域）で事業が実施された。

当該事業は、県と宮城県外客誘致協議会（以下「誘致協議会」という。）の共催で行われてはいるが、誘致協議会の財政基盤が脆弱であることを考慮し、費用のほとんどは県が負担しており、県が主体の事業となっている。県ではこの事業の実施に必要な 観光説明会の会場・通訳・必要機器の手配 懇談会の飲食・記念品の手配 表敬訪問時の記念品・車両・通訳の手配 観光資料の発送といった全業務を、観光連盟に委託している。

当該業務委託先の決定にあたっては、県の文書によれば、「業務の実施にあたっては、県内観光資源等に関する情報を有し、海外での観光宣伝等の実績があり、さらに参加する県内観光関係者等との連絡調整を行い、本県への誘客促進に対し十分な成果を求められる。」ことから、契約の相手方は観光連盟のみに限定されるとして、随意契約及び一者からの見積書徴収となっている。

確かに、観光連盟が海外での折衝能力を有し、上記の委託業務を自ら行っているのであれば、公益的な活動を行っている観光連盟が委託先として

適任ということが出来るかも知れない。しかし、実際には、観光連盟では受託業務のほとんどを民間の旅行代理店に再委託しており、観光連盟自身での業務は提供資料の発送など極めて限定的なものとなっている。このような実態から見れば、業務の委託先としては観光連盟のみに限定されるとする県の主張は認めがたく、むしろ、民間の旅行代理店等の方が実施能力があるものと認められる。

そもそも、観光連盟は、会長はじめ主要役員及び事務局長を県知事、県職員が兼任しており、また、事務局も県の観光課内に置かれているなど、県の観光課と一体となって行動し、県の行う観光行政の補助的活動を行っている面が強い。このような県と一体化している組織に対する業務委託は、本来県が目指した、民間活力を導入し、より一層の行政運営の効率化を図るとする業務委託の趣旨に適うものではないと判断される。

このように、外部への業務委託の趣旨及び委託先の業務遂行能力から考えれば、委託先を観光連盟に限定する理由はなくなるため、当該業務委託については、委託先選定の原則にしたがって競争入札への転換を検討すべきである。

なお、観光連盟では県から受託した当該業務のほとんどを、他の旅行代理店に再委託しているにもかかわらず、委託契約書第3条記載の書面による県の承認を受けていなかった。上述のように県と観光連盟との関係が一体的なものであるため、あえて必要はないとの判断があったものと思われる。

宮城・仙台観光キャンペーン（大阪・名古屋）の業務委託の必要性について

宮城・仙台観光キャンペーン（大阪・名古屋）は、大阪及び名古屋の旅行会社へのセールス訪問や、マスコミ関係者への表敬訪問及び観光説明会を開催し、宮城・仙台の観光資源を紹介・宣伝することにより近畿、中京圏域からの観光客の誘致促進を図ることを目的に実施されている。具体的な実施方法は、旅行会社、宿泊施設等観光関連施設及び行政の関係者により、7班のキャラバン隊を編成し、班毎に大阪及び名古屋において表敬訪問及び意見交換会を実施している。各班の取りまとめについては、班毎に設置された事務局がこれを行っている。

主催は、県のほか仙台市、宮城県観光誘致協議会の三者であり、開催費用は三者がほぼ均等に負担しているとのことであるが、それぞれが負担する費用の範囲または金額について、予め文書で取り決められているわけではない。このため費用負担は三者の話合いで決められ、通常は前年度と同

内容の費用を負担している。平成 13 年度において県が負担した費用の範囲も、前年度と同様の訪問先との食事にかかる費用及び同行するミス仙台にかかる費用などとなっている。

したがって、平成 13 年度に当該事業について県の担当部分として、県が観光連盟に委託した業務内容も、訪問先との食事に関する業務、ミス仙台の手配等に関する業務及び記念品の手配などである。しかしながら、実際に観光連盟で行った業務内容についてみると、食事に関する業務については、会食は各キャラバン毎に行っているため、現地で会食者が立替払いしているものを、観光誘致協議会の事務局（会員の旅行会社に設置）が取りまとめを行い、観光連盟では、その事務局からの請求にもとづいて支払業務を行っているにすぎない。また、ミス仙台に関する業務についても、ミス仙台に対する連絡調整など極めて限定的なものとなっている。すなわち、県では観光連盟に業務委託するにあたって、委託する業務を種々仕様書に記載してはいるが、観光連盟で実際に行っている業務は、請求にもとづく支払がほとんどである。県としてもこのような実態は当然把握していたはずである。

このように、業務的にみて支払が中心であるような業務まで、県は外部に業務委託しなければならないものであろうか。確かに支払の手間が省ける分、県の事務負担は軽減されるだろうが、業務委託にあたっては、実際の発生コストのほかに、委託先に支払う管理費といった事務費用や消費税まで委託費に上乗せされている。このことを考えれば、当該業務委託が、県のコスト削減につながっているかどうかは疑問である。業務委託するために費用積算を行ったり、契約締結作業を行う時間で、支払業務はできたのではないだろうか。

本来、このような支払業務は、委託にはなじまないものである。したがって、当該業務については、今後は実行委員会に対する負担金等のかたちで対応すべきである。

なお、当該事業に要する費用の負担範囲または金額については、予め主催者の三者間で協議の上決定し、文書により取り決めておくことにより、県の負担限度を明らかにしておくべきである。

平成 13 年度の計算書類の誤りについて

平成 13 年度の計算書類のうち、本来一致すべき、貸借対照表の正味財産の金額と、正味財産増減計算書の期末正味財産合計額とが次のとおり相違している。

(単位：円)

貸借対照表	正味財産の部	10,733,589
正味財産増減計算書	期末正味財産合計額	10,103,443
	差額	630,146

この原因は、平成 13 年度の正味財産増減計算書の前期繰越正味財産額が、平成 12 年度の正味財産増減計算書の期末繰越正味財産額と、次のとおり一致していないためである。

(単位：円)

平成 12 年度期末正味財産合計額	13,755,651
平成 13 年度前期繰越正味財産額	13,125,505
差額	630,146

本来、平成 13 年度の前期繰越正味財産額は、平成 12 年度の期末正味財産合計額をそのまま引き継ぐべきであり、平成 13 年度の正味財産増減計算書は誤りである。

なお、観光連盟の正味財産は上記のとおり 1 千万円を超えている。観光連盟の主な収入は、委託金収入、会費収入及び補助金収入であるが、県からの委託金額は費用弁償の考え方で委託費が決められており、また、補助金については、観光業務という業務の性格から、補助対象事業が特定されているわけではなく、総事業費のうち会費収入等で賄えない部分を、補助金によるという収入構造になっている。このため本来は多額の収支差額が発生することを予定していない。それにもかかわらず、過去において比較的多くの収入超過を計上していたことから、現在のような正味財産レベルになっているが、これについては現在、正味財産を減額する方向で是正に努めているところである。

(6) 意見

観光物産展示室管理運営業務委託金額の見直しについて

県では、県庁一階に観光物産展示室を設置しており、この業務運営を観光連盟に委託している。すなわち、観光連盟で、観光物産展示室の来室者への案内業務や観光案内資料の収集手配などの業務を行っている。

委託業務完了届によれば、平成 13 年度の展示室の開室日は延べ 248 日であり、その利用状況は次のとおりである。

内容		総数	一日当たり
問い合わせ(件)	カウンター	1,393	5.6
	電話	211	0.9
観光資料配布(枚)	パンフレット	72,864	293.8
	ポスター	241	1.0
観光資料発送(枚)	パンフレット	168,948	681.2
	ポスター	399	1.6
パソコン利用者(人)		3,699	14.9

同じく、委託業務完了届によれば、職員の配置は常時2名の配置となっており、また、委託費用決定にあたっての県の積算書上も、観光連盟の正職員1名と非常勤嘱託員1名の合計2名の人件費をもとに積算が行われ、委託金額が決定されている。

観光案内のようなサービス業務は、人手をかけたほうがより細かなサービスが提供できることは確かであるから、その業務を行う人員の多寡について一概にいうことはできない。しかし、当該業務については、上記の展示室利用状況からして、本当に常時2名の人員が必要であろうかという疑問は残る。問い合わせに対しては、いつでも対応する必要があるし、そのほか全般的な保守管理のため、1名は必ず在駐しなければならない。しかし、観光資料の発送を一日中に行っていることはなかり、観光資料の配布については、極力来室者自らが必要な資料を持ち出せるように工夫したり、また、今日パソコンが相当普及していることに鑑み、パソコンによる観光資料の取り出し、インターネットによる観光情報をさらに推進するなどの工夫により、たとえば、常駐者は非常勤嘱託員1名とし、正職員はこの非常勤嘱託員を指導監督するかたわら、別の業務も行えるようになるのではないだろうか。

したがって、県としては、従来からの慣例にとらわれることなく、常に業務の効率化を指導しつつ、効率化された業務量に見合った委託費となるよう、検討を加えてゆくことが必要である。

10. 宮城県新・伊達なむらづくり推進機構との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

我国の中山間地域は、国土の約7割、農地面積・農家戸数・農業生産の約4割を占め、国土・環境の保全、多様な食料の生産などの多面的な機能を有する重要な地域となっている。国では平成11年に、特定農山村総合支援事業実施要領を制定し、このような中山間地域の活性化に取り組んでいる。

この中で、都道府県の行う事業として、中山間地域の市町村に対する地域興しマイスター（地域の活性化のために必要な知識と経験により、活性化を推進するのに適当な者をいう。）を活用した指導支援及び市町村相互の交流や優良事例の提供等による本事業の円滑・効率的な推進に必要な事業の実施がうたわれている。県では当該事業の実施にあたりその実施業務を、宮城県新・伊達なむらづくり推進機構（以下「推進機構」という。）に委託している。

最近3年間の委託金額の推移は、次のとおりである。なお、事業費のうち2分の1以内が国から補助されることになっている。

年度	H11年度	H12年度	H13年度
委託金額（千円）	10,000	8,600	8,400

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

推進機構は、本県の農業及び農村の将来にわたる発展を図るため、経営構造対策等を通じ、地域の農業の担い手となるべき農業経営体の育成・確保や地域ぐるみの農業構造の改善等を支援し、もって生産性の高い農業と豊かでうるおいのある農村の実現と国民的課題である農業・農村の持続的な発展に資することを目的に、平成2年に設立された任意団体である。

事業内容は、大きく経営構造対策推進事業と中山間地域広域支援活動推進事業に分けられる。このうち、経営構造対策推進事業は、農業経営体等の育成を目的とした基盤・施設整備を行う経営構造対策事業が、効果的に推進されるよう指導助言を行うものであり、また、中山間地域広域支援活動推進事業は、監査の対象とした県からの委託事業を行うものである。

事業規模

最近3年間の収入の内訳は、次のとおりとなっている。

(単位：千円、%)

項目	H11年度		H12年度		H13年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
県補助金	38,000	78.1	34,180	78.7	31,950	77.9
負担金	652	1.3	652	1.5	652	1.6
県委託料	10,000	20.6	8,600	19.8	8,400	20.5
その他	6	0.0	3	0.0	1	0.0
計	48,658	100.0	43,435	100.0	41,003	100.0

収入のほとんどを、県からの補助金及び委託料によっている。

県との関係

で記載した資金的な関係のほか、人的な関係が次のとおりある。

- ・理事に県の産業経済部農地整備課長が就任している。
- ・顧問に県の産業経済部農林水産局長が就任している。
- ・経営構造対策推進事業を行う経営構造コンダクター(3名)に、県の元職員2名、県の元教員1名が就任している。
- ・中山間地域広域支援活動推進事業を行う総括マイスター(1名)に、県の元職員が就任している。

経営構造コンダクター及び総括マイスターへの、県の元職員の就任は継続的に行われている。

(3) 業務委託の契約形態

県と推進機構との業務委託契約は、一者特命による随意契約により行われている。これは随意契約によることができる場合について定めた地方自治法施行令167条の2のうち第1項第2号に基づき、県が定めた「随意契約を行うことができる場合のガイドライン」で「業務履行上の経験、知識などを特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要があるとき」に該当し、また、一者のみからの見積書徴収が可能である場合について定めた、宮城県財務規則第109条第1項第4号「契約の相手方が特定人に限定されるとき」に該当するためとしている。

国の特定農山間総合支援事業実施要領では、当該事業の実施主体は都道府県

としながらも、都道府県知事は地方農政局長と協議の上、必要ある場合には、本事業に係る事務の一部を当該事業を実施することが適当であると認められる団体に委託することができるものとしている。この場合の委託先については、民間企業は想定されていないものと判断される。したがって、このような国の意向及び県内の農業関係各団体から構成されるという推進機構の性格からすれば、推進機構に対する一者特命による随意契約にも妥当性が認められる。

(4) 委託金額の決定方法

委託金額については、県の担当課で費用の総額を積算し、委託予定金額を算定している。委託先である推進機構から見積書を徴収し、見積金額が予定金額を下回っている場合には見積金額で決定される。見積金額が予定金額を上回った場合は不調となり、再度見積書の徴収を行う。

(5) 指摘事項

委託先における業務の効率化と委託費の見直しについて

推進機構の収支決算書によれば、最近3年間の当該事業にかかわる費用の実績は、次のとおりである。

(単位：千円)

項目	H11 年度		H12 年度		H13 年度	
現地指導助言費	3,086	31%	2,444	28%	2,447	29%
派遣調整費	3,322	33%	3,202	37%	3,543	42%
その他	3,592	36%	2,954	35%	2,410	29%
合計	10,000	100%	8,600	100%	8,400	100%
参考：委託費	10,000		8,600		8,400	

このうち、「現地指導助言費」は、実際に現地に赴いて指導助言を行うマイスターに対する謝金・旅費及び資料印刷費であり、当該事業に対してのいわば直接費である。また、「派遣調整費」はマイスターへの連絡調整及び現地への随行などを行う総括マイスターに係る賃金・旅費等であり、間接費的な性格のものである。

県からの委託費が年々減少しているのに伴い、他の経費が削減傾向にある中で、派遣調整費は一定水準を維持しているため、平成13年度では費用全体の4割を超える水準に達している。そしてこの総括マイスターには、

従来から継続して県の元職員（元教員を含む）が就任し、県からの当該委託事業のみを専門に行っている。

当該業務は、平成9年度から行われているが、業務開始当初は各マイスターへの連絡調整にも相当の時間を要し、また、各マイスターも不慣れであることから、総括マイスターの現地への随行も必要だったと思われる。しかし、事業開始から5年経過した現時点においては、総括マイスターの業務とされるものの中にも、削減・他への移譲が可能な業務もあるのではないだろうか。具体的には、毎回総括マイスターが指導現地へ随行する必要があるかどうかは検討されねばならず、現在総括マイスターが記載している現地指導の報告書も、担当マイスターが自ら記載した方が合理的とも考えられる。また、県の積算上マイスターへの連絡調整だけに、1回の現地指導あたり1.5日要するとしているが、これも効率化による削減の可能性のあるものと思われる。

推進機構は、事業費のほとんどを県からの資金で賄っているのであるから、県としても積極的に事務の効率化を指導すべきである。また、委託費の決定にあたっては、過去の実績を踏襲するのではなく、真に必要と考えられる費用を吟味して決定するよう心がける必要がある。このようにすることによって、委託費の多くが間接的な経費に費消されているような状況を排し、効果の期待できる業務に直接的に支出されるよう改善すべきである。

なお、推進機構の収支決算書では、上記のとおり受託事業に係る収入と支出が毎期一致している。しかし、このようなことは現実的ではなく、支出において調整が図られているものと思われる。当該業務は一者特命による契約であり、競争することなく推進機構が県から委託料を収入するのとうらはらに、推進機構はその用途について明らかにする責任があるものと考えられる。したがって、県においては、推進機構に対し実際の費用を明らかにした収支決算書を作成するよう指導すべきである。

11. 社団法人宮城県物産振興協会との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

(社)宮城県物産振興協会(以下「物産振興協会」という。)に対して、県が委託する業務のうち、監査の対象とした業務と委託金額は次のとおりである。

(単位：千円)

委託業務		H11 年度	H12 年度	H13 年度
「物産と観光展」開催等業務	そごう横浜展	8,358	4,011	3,969
	京王新宿展		開催なし	開催なし
	広島そごう展	8,589	4,200	開催なし
	そごう千葉展		7,885	7,806
	東京東武展	開催なし		
	大阪大丸展	1,533	1,260	1,260
	そごう神戸展	12,911	4,200	12,390
	松坂屋上野展		8,943	
	名古屋名鉄展			
	東急東横展	開催なし	開催なし	4,095
計	31,391	30,499	29,520	

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

物産振興協会は、宮城県内における主要生産品の振興を図ることを目的として、昭和30年7月に設立され、県内生産品の紹介宣伝及び販路の拡張に関する事業、内外市場及び商況等の調査に関する事業、生産並びに技術向上の指導及び研究に関する事業、会員相互の連絡並びに提携に関する事業、その他目的達成に必要な事業を行っている。

なお、平成14年4月1日現在の会員数は次のとおりである。

第一種会員(生産者、販売業者)	208	
第二種会員(市町村)	71	
第三種会員(協会の趣旨に賛同するもの)	25	商工会議所、百貨店等
計	304	

事業規模

平成 13 年度の事業収入の内訳は次のとおりとなっている。

事業の種類	内容	金額（千円）	割合（％）
公益事業	会費収入	12,089	7.0
	事業収入	38,557	22.5
	県補助金	6,000	3.5
	県委託金	34,046	19.8
	雑収入	1,820	1.1
	計	92,512	53.9
収益事業	売上高	67,905	39.6
	物産展等手数料	10,062	5.8
	雑収入	1,152	0.7
	計	79,120	46.1
平成 13 年度事業収入計		171,632	100.0
平成 12 年度事業収入計		190,050	-
平成 11 年度事業収入計		194,263	-

景気低迷を反映して収益事業の売上高の落ち込みが激しく、事業収入は年々減少している。

県が業務を委託している「物産と観光展」に係る収入は、公益事業の事業収入（出店業者からの収入）と、県委託金（県からの収入）に計上されており公益事業に係る収入の大半を占めている。

収益事業の物産展等手数料は、物産振興協会が独自に行っている物産展等に係る収入である。

県との関係

上記の業務委託のほか、県との間に次の関係がある。

区分	関係内容	
資金的関係	補助金	6,000 千円（平成 13 年度）
	貸付金	9,000 千円（ 同上 ）
人的関係	常任理事に県の商業・流通課長が就任している。 理事に県の元職員が就任している。	

（ 3 ）業務委託の契約形態

県と物産振興協会との業務委託契約は、一者特命による随意契約により行わ

れている。これは随意契約によることができる場合について定めた地方自治法施行令 167 条の 2 のうち第 1 項第 2 号に基づき、県が定めた「随意契約を行うことができる場合のガイドライン」で「業務履行上の経験、知識などを特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要があるとき」に該当し、また、一者のみからの見積書徴収が可能である場合について定めた、宮城県財務規則第 109 条第 1 項第 4 号「契約の相手方が特定人に限定されるとき」に該当するためとしている。

委託業務の内容からみれば、業務を実行できる者は複数あると考えられる。ただし、物産振興協会は、県産品の振興を目的に設立された公益法人であって、県産品に関する総合的かつ専門的な知識を有しており、また、これまでの物産展の開催実績、委託費用などを総合的に勘案すれば、一者特命による随意契約にも合理性が認められる。

(4) 委託金額の決定方法

委託金額については、各物産展毎に県の担当課で、会場費・運営費・人件費・旅費を積上げ積算し、委託予定金額を決定している。委託先である物産振興協会から見積書を徴収し、見積額が予定金額を下回っている場合には見積額で決定される。見積額が予定金額を上回った場合は不調となり、再度見積書の徴収を行う。

(5) 指摘事項

委託費の見直しについて

宮城県の物産と観光展は、宮城県の優れた県産品及び観光資源を広く紹介することによって、販路拡大、観光誘致を通し、本県地場産業、観光産業の発展に資することを目的としており、県、物産振興協会及び(社)宮城県観光連盟が共催して実施している。三者の共催とはなっているが、県が物産振興協会に業務委託していることからもうかがえるように、県が主体の業務であり、物産振興協会及び観光連盟は形式的な主催者となっている。したがって費用も原則的には県が負担している。

物産展は、県内の希望業者が出店して開催されるが、参加業者は出店に際しては次のような費用負担があり、物産振興協会に対して支払われる。

参加料	1 社あたり 5,000 円
手数料	売上高の 3～5% (販売品目・販売方法等により異なる)

したがって、物産振興協会では物産展開催に関連して県と参加業者の両方から収入があり、最近3年間の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

相手	科目	H11 年度	H12 年度	H13 年度
参加業者	物産展参加料	2,891	2,636	2,309
	物産展手数料	36,967	38,701	32,517
	小計	39,858	41,337	34,826
県	物産展受託金	29,897	28,190	28,115
	合計	69,755	69,527	62,941

(注) 上記金額に消費税等は含まれていない。

物産振興協会では、いずれの年度も、県からの受託料を上回る収入が参加業者からあることがわかる。県の積算金額以内で物産展の運営費用が賄われていれば、参加業者からの収入は全額物産振興協会の利益となるものである。実際には県からの受託収入のみで運営費用は賄いきれず、物産振興協会の持ち出しが每期 10,000 千円程度はあるとのことであるが、いずれにしても物産展開催費用の補填が県及び参加業者の両方からあることにより、少なからぬ金額が物産振興協会の利益となっていることが推定される。

しかし、物産展は県が実質的に主催し、費用を負担して開催しているものであるから、参加業者からの収入は本来県に帰属すべきものであろう。物産振興協会は、物産展の運営費用を県から受領しておきながら、参加業者からも手数料その他を徴収しなければならない理由は見当たらない。委託料が低すぎて運営費用を賄いきれないというのは、委託金額の決定方法等別の問題である。したがって、今後県が物産振興協会に業務委託する際の委託金額は、物産展開催に係る費用の積算額から、参加業者よりの収入(見込)額を差し引いた、物産振興協会の実質負担額とするよう変更するなどして、参加業者からの収入が県に帰属するよう改めるべきである。

委託金額の決定方法について

上述のとおり、県が物産振興協会に業務委託する際の委託金額は、県での積算に基づいて決定されるが、現状の積算方法は概ね前年度の積算額をベースに、当年度の予算額を加味して決定するのみである。すなわち、前年度の運営費用の実績額を把握し、その内容を分析するなどして必要額を積算するような行動はとられていない。参考までに平成 13 年度に実施さ

れたひとつの物産展について、県での積算額と物産振興協会の申告による実績額を比較してみると次のようになっている。

(単位：千円)

	会場費	運営費	人件費	旅費	計
積算額	2,400	570	462	391	3,823
実績額	2,000	2,629	*	445	5,074
差額	400	2,059	462	54	1,251

* 人件費の実績額は把握されていない。

このような乖離は他の全ての物産展についても言えることであり、実績額が人件費を考慮前でも県の積算額をかなり上回っている。因みにそれにもかかわらず、物産振興協会では県からの受託が継続されてきたのは、述べた参加業者からの収入があったからに他ならない。

このような状況を勘案すると、これまでは収入と費用の帰属を曖昧にしたまま、県においては、費用の実績を無視したかたちでの委託費積算と、物産振興協会においては、県の積算金額にできるだけ合わせるような見積書の作成という、意味のない委託金額決定作業が、儀礼的に行われてきたと言っても過言ではない。今後、県では物産展開催にあたっての物産振興協会の収入と費用の実績額を把握し、実態に合った委託費を算定するよう改めるべきである。

(6) 意見

県からの物産振興協会への貸付について

物産振興協会では、優良県産品を県の各県外事務所及び事務局において展示販売を行っているが、このための仕入資金の一部として、次のとおり県より借入を行っている(期首に借入を実行し期末に返済を継続している)。

(単位：千円)

年度	H11年度	H12年度	H13年度
金額	9,000	9,000	9,000
利率	1%	1%	1%

この買取販売事業は、在庫をかかえるリスクを負って行っているのだ

り、利益を上げなければならない収益事業である。本来、公益法人の収益事業は、公益目的を実現するための付随的な活動として認められるものであるから、その規模は過大なものであってはならないとされており、ましてや長期の借入を行ってまで収益事業を行うのは適当ではない。一方、県にしてみても、外部の法人が収益事業を行うのに資金を貸付けるほど、財政的余裕があるわけでもないはずである。

また、物産振興協会においては、買取販売事業会計では資金は不足しているとのことであるが、一般事業会計における資金残高は次のとおりで、物産振興協会の事業規模からすれば、比較的潤沢といえる。

(単位：千円)

年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度
現預金	77,335	72,831	75,714

このうち、半分以上は利益留保性の引当金に対応する預金であり拘束されるものではない。したがって、買取販売事業で不足する資金は、一般事業会計の資金を繰出すことによって、現状レベルの事業維持は十分可能である。

以上の状況を勘案すれば、県では、物産振興協会への貸付けの必要性については、再度検討する必要がある。

また、物産振興協会の買取販売事業の収益は年々悪化しており、平成13年度では153千円の赤字に陥っている。したがって、公益法人として収益事業である買取販売の継続についても検討を加える必要がある。

12. 財団法人みやぎ婦人会館との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

委託業務の内容

県は、県の定める婦人会館条例に基づき、宮城県婦人会館の管理を財団法人みやぎ婦人会館（以下、(財)みやぎ婦人会館と言う。）に委託している（婦人会館条例第9条）。

県が婦人会館を設置する目的は、「婦人の教養の向上と情操の純化を図り、もって生活文化の振興と福祉の増進に寄与するため」として、婦人会館において、その目的を達するため次の事業を行うこととしている（婦人会館管理規則第3条）。

1. 婦人教育及び家庭教育に関する研修又は講習会等の実施に関すること
2. その他婦人会館において行われる事業の指導助言に関すること

以上のことから、宮城県が(財)みやぎ婦人会館に委託している業務は、宮城県婦人会館の管理運営と研修に関する業務である。

委託金額の推移

(財)みやぎ婦人会館に対して県が委託した直近3年間の業務と委託金額は、次のとおりである。

(単位：千円)

担当部局課	委託業務	H11年度	H12年度	H13年度
教育庁生涯学習課	宮城婦人会館 管理運営業務	21,699	21,826	22,345
同	宮城婦人会館 研修業務	9,283	8,988	8,947
	合計	30,982	30,814	31,292

(2) 委託先の概要

目的と主な事業

(a) 目的

当該財団の目的は、「宮城県内婦人の組織的活動を助長するとともに、婦人の教養の向上と福祉の増進を図り、もって明るく住みよい地域社会

の建設に寄与する」ことである。

(b)主な事業

当該財団の事業は、上記の目的を達するために以下の事業を行う、としている。

- 1.各種講座、講演会、研究会及びレクリエーション等の開催
- 2.婦人団体の指導者育成
- 3.婦人団体相互の連絡協調に関すること
- 4.結婚式場及び宿泊施設の運営、管理
- 5.婦人団体活動に関する広報活動
- 6.その他目的を達成するために必要な事業

なお、平成13年度実施した主な事業は以下のとおりである。

1.教育事業

(1)教室事業

一般教養、健康保持、家庭生活の向上に関する講座等を開設し、生涯学習の場と機会を提供する。

(2)一泊研修

社会参加の推進・婦人団体活動の活性化と一般教養及び婦人の地位向上に寄与することを目的とした研修会を実施する。

(3)移動研修

(4)教養講座

2.福利厚生事業

宿泊施設及び貸室の管理運営

3.会館管理事業

県婦人会館の管理運営

事業規模

(a)基本財産（基本金）

10,003 千円

(b)収支状況

直近3年間の事業に関する収支及びその他の収支の状況は、次の通りである（金額単位：千円）。

	H11 年度		H12 年度		H13 年度	
	収 入	支 出	収 入	支 出	収 入	支 出
(1) 事業収支						
教育事業						
教室事業	37,435	17,866	35,059	17,019	32,927	16,326
受託研修事業	9,283	9,283	8,988	2,374	8,947	8,947
福利厚生事業						
宿泊事業	20,601	7,512	18,809	6,946	17,841	7,944
会食等事業	28,508	11,250	30,863	12,571	30,896	12,449
会館管理事業						
会館管理事業	21,699	21,699	21,826	14,335	22,345	22,345
その他事業	4,001	2,793	3,483	2,409	3,178	2,151
事業収支合計	121,528	70,404	119,028	55,655	116,136	70,162
(2) その他の収支						
その他の収入	2,216		1,284		1,950	
一般管理費		51,141		64,598		45,066
(内、委託費支出)		(13,842)		(15,120)		(15,254)
その他支出		2,563		8,937		483
その他収支合計	2,216	53,705	1,284	73,535	1,950	45,549
収支合計	123,744	124,109	120,312	129,190	118,086	115,711
収支差額	365		8,878		+ 2,375	
現預金残高	31,319		23,143		27,693	
事業収入の内、 受託事業収入	30,982		30,814		31,292	
事業収入に占める 受託事業割合	25.5%		25.9%		26.9%	

(注) 平成 11 年度から平成 13 年度の収支計算書より作成。

県よりの委託事業は、全体の収入の約 4 分の 1 を占め、比較的大きなウェイトである。

なお、平成 12 年度の受託事業の収支金額についてであるが、平成 11 年度と平成 13 年度は収支同額であるが、平成 12 年度については収支同額になっていない。これは、平成 12 年度のみ事業費と管理費の区分を変更したことによる。

(c)委託研修事業の状況

(7)実施回数、人数

		H11 年度	H12 年度	H13 年度
一泊研修	回数	60 回	63 回	59 回
	人数	2,173 人	2,162 人	2,041 人
	1 回当たり人数	36.2 人	34.3 人	34.5 人
移動研修	回数	6 回	7 回	7 回
	人数	1,128 人	1,395 人	978 人
	1 回当たり人数	188.0 人	199.3 人	139.7 人
教養講座	回数	5 回	3 回	3 回
	人数	504 人	348 人	195 人
	1 回当たり人数	100.8 人	116.0 人	65.0 人

なお、参加者の負担金は次の通りで、収支計算書では、宿泊事業収入等に含まれて会計処理表示されている。

一泊研修・・・参加者負担金 5,300 円

移動研修・・・無料

教養講座・・・参加者負担金（6 講座）800 円

(1)参加者の年齢構成

(%)

		～30代	40代	50代	60代	70代～	不明
一泊研修	13 年度	0.3	2.3	14.6	47.0	17.3	18.5
	移動研修						
移動研修	11 年度	4	10	16	52	18	
	12 年度	0	12	28	44	16	
	13 年度	0	6	23	51	20	

参加者が減少してきており、また、年齢が高齢化してきているように見受けられる。

県との関係

(a)出資状況

基本金 10,003 千円に対して、県の出資はない。

(b) 県関係者の関与状況

平成13年4月1日現在の役員及び職員の状況は、次のとおりである。

	合 計	うち、県関係	
		県職員	県OB
役 員	名	名	名
常 勤	0	0	0
非常勤	12	1	0
合 計	12	1	0
職 員			
常 勤	7	0	1
非常勤	0	0	0
合 計	7	0	1
総 計	19	1	1

以上のとおり、県からの受入れは少なく、人的関係は希薄である。

(c) 県からの設備貸与

(財)みやぎ婦人会館が宿泊事業、教育事業等に使用する建物部分について、県から「教育財産」として使用することとして、宮城婦人会館の当該使用部分の貸与を受けている。

使用料は、県管財課算出の土地、建物の評価額に基づき、使用面積部分につき、県条例によるところの乗率を乗じて、更に県条例によるところの減額割合によって算定されている。

その他

(a) 固定資産台帳の未記帳

公益法人会計基準に定める会計帳簿の固定資産台帳について、作成備置がない。

(b) 計算書類の体系

提出されている計算書類に含まれている諸表のうち、収支計算書については(一般会計、特別会計及び合計の)総括表が作成されているが、総括されるべき一般会計の収支計算書及び特別会計の収支計算書がなく、その他のものについては、総括表の作成はなく、かつ、一般会計と

特別会計に区分されて作成された諸表になっていない。

(c) 計算書類の注記

計算書類になされている注記は、資金の範囲と当該資金の前期末、当期末の残高内訳のみで、その他の注記の記載がない。

また、なされている注記も公益法人会計基準「様式 5」に合致していない。

(3) 業務委託の契約形態（選定方法及び委託理由）について

県から（財）みやぎ婦人会館への委託業務は、次の 2 つである。

1. 宮城県婦人会館管理運営業務
2. 宮城県婦人会館研修業務

宮城県婦人会館管理運営業務について

婦人会館条例第 9 条第 1 項により、管理委託先が特定されており、昭和 52 年度から継続して委託してきている（平成 13 年度まで 25 年継続）。

地方自治法第 244 条の 2 に定める公の施設の管理であるが、県の出資が無い場合、同条の適用ではなく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用（その性質又は目的が競争入札に適しない）し、かつ、宮城県財務規則第 109 条第 1 項第 4 号を適用している。

……特命随意契約であり、ガイドライン適用基準コードは「5」に該当している、としている。

宮城県婦人会館研修業務について

（財）みやぎ婦人会館に、昭和 52 年度から、施設の管理運営と研修業務を併せて継続して委託しており、婦人会館の設置目的と合致した、婦人の教養の向上を目的とした研修会や婦人に限らず参加のできる教養講座等を各種実施して、成果をあげている。

また、財団の事業として文化教室（趣味、教養講座）を実施しており、これらのノウハウを生かして県民のニーズに適した事業の開発に勤め効果的な研修を長年実施している。

同財団は、婦人の組織活動の助長、学習機会の拡充をとおして、生涯学習社会・男女共同参画型社会の推進に寄与するため、開かれた愛される婦人会館運営に努めている団体であり、研修を委託するには最適と思慮され

ることから、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項 2 号を適用（性質又は目的が競争入札に適しない）し、かつ、宮城県財務規則 109 条第 1 項第 4 号を適用している。

なお、適否につき、指名委員会が開催されている。

……特命随意契約であり、ガイドライン適用基準コードは「5」に該当している、としている。

以上、現行手続上、特に問題は認められない。

（４）委託金額の決定方法について

委託金額については、県教育庁生涯学習課において、年間にわたる業務費総額の積算を行い、その総額により当該年度の業務につき委託契約が取り交わされている。

また、当該積算の方法は、宮城県婦人会館管理運営業務及び宮城県婦人会館研修業務とも、従事人数に基づく年間人件費を積上げ、さらに事務費等の年間必要額を積上げて、年間総額を算出している。

次に、当該委託諸業務についての直近 3 年間の委託料及び県に報告されている当該委託に係る支出経費は次のとおりである。

宮城県婦人会館管理運営業務

(単位：千円)

科目	H11 年度	H12 年度	H13 年度
委託料	21,699	21,826	22,345
人件費	(8,027)	(8,312)	(8,390)
1 事務員費	8,027	8,312	8,390
事務費	(13,671)	(13,513)	(13,954)
11 需要費	(3,821)	(3,804)	(3,660)
消耗品費	64	87	65
光熱水費	2,284	2,277	2,158
燃料費	208	190	238
印刷製本費	0	59	136
修繕料	1,264	1,189	1,062
12 役務費	(576)	(441)	(385)
通信運搬費	272	281	263
手数料	304	160	122
13 委託料	(9,273)	(9,268)	(9,907)
支出合計	21,699	21,826	22,345
差引収支差額	0	0	0

(注) 上記数値は、各年度の「宮城県婦人会館(管理運営・研修事業)委託費歳入歳出決算報告書に基づいている。

宮城県婦人会館研修業務

(単位：千円)

科目	H11 年度	H12 年度	H13 年度
委託料	9,283	8,988	8,947
人件費	(6,632)	(7,363)	(7,088)
1 事務員費	(3,274)	(3,642)	(4,245)
2 技術員費	(3,358)	(3,721)	(2,843)
事務費	(2,650)	(1,624)	(1,858)
8 報償費	(1,481)	(662)	(671)
9 旅費	(268)	(204)	(198)
11 需要費	(668)	(627)	(834)
燃料費	333	343	343
印刷製本費	28	17	37
修繕料	306	266	454
12 役務費	(146)	(130)	(153)
通信運搬費	16	0	0
手数料	130	130	153
支出合計	9,283	8,988	8,947
差引収支差額	0	0	0

(注) 上記数値は、各年度の「宮城県婦人会館(管理運営・研修事業)委託費歳入歳出決算報告書に基づいている。

(5) 指摘事項

委託事業の収支差額「0」決算について

上で見たように、委託事業に係る直近3年間の収支差額が「0」となっている(ただし、平成12年度の計算書類に係る収支計算を除く)。このことは委託契約書に精算条項がないことから、1年間にわたる事業の実施の結果、事業費が当初の見積額に1円の狂いもなく一致したということであり、常識的には極めて異例かつ不自然の状態であると言わざるを得ない。即ち、収支差額が「0」となるように調整した結果ではないのか、事業経費とその他一般経費の区分経理に明確な基準が存在するのかどうか、従って、本来、事業経費とすべきではないその他一般経費を混入させているのではないのか、という疑念が生じる。あるいは、逆に当該委託料だけでは、実施できない事業を行った、ということも考えられるところであるが、区

分経理に疑問があることには変わりはなく、従って、特命随意契約による県の委託事業に係る事業収支については、受託者側に結果説明の責任があることから、実態に合致した事業費の把握が必要であり、県担当課において十分なる指導が望まれる。

人件費の区分経理について

県に報告されている委託事業に要した支出は、前掲のとおりであるが、その内、事務費等についての区分経理については比較的問題は少ないものと思われるが、人件費については以下のとおりである。

平成 13 年度の人件費について (単位：千円)

委託事業費に区分された人件費	管理運営業務	8,390	
	研修業務	7,088	
	計	15,478	60.2%
一般管理費に区分された人件費	職員給料手当と法定福利費の合計額	10,231	39.8%
合	計	25,710	100%

(注)平成 13 年度の従業員給料手当が 22,792 千円(平成 13 年度法人税申告書の人件費内訳書に基づいている。)で、法定福利費を勘案すると、合計額は相当の数値であると判断した。

委託事業に係る補助金収入(委託料)は、(財)みやぎ婦人会館の当該年度全収入の 27%であるにも拘わらず、委託事業に区分された人件費が全体の 60%に達している。これは、委託事業費の人件費が、4 人分(管理運営業務に 2 人、研修業務に 2 人)の人件費の年額相当額を区分経理していることによるが、区分経理されている当該人は、他の業務にも携わっているとすれば、適正に委託事業、(財)みやぎ婦人会館固有の事業及び事業外の管理業務に区分経理することが必要と思われる。

即ち、効率的事業遂行上の問題点の把握のためには、委託事業費の実績を正しくとらえ、かつ、実態を把握できるように区分経理の基準を明確にするよう指導が必要である。

陽光ビルサービス(株)に対する再委託について

施設管理、清掃及び警備業務その他の業務につき、「宮城県婦人会館管理運営業務委託契約書」において再委託の承認がなされている。しかしながら、この再委託に関しては、「契約の性質または目的が競争を不相当と

する」ため随意契約により、陽光ビルサービス(株)に委託を行っているとのことであるが、ビルの管理、清掃、警備業務については一般的には業務委託に当たっての特命随意の状況は考えられない。婦人会館自体の特殊状況を云々するが、前例を離れて競争原理を導入し、委託料見直しの可能性を検討すべきである。

公益法人会計基準の適用について

(財)みやぎ婦人会館の作成した計算書類については、委託先の概要に記載した通り、公益法人会計基準に準拠せずに作成している部分があるので、誤解を招く恐れがあることから、基準に基づいて計算書類を作成する必要がある。

(6)意見

宮城県婦人会館設置事業の縮小または廃止

(a)当初の会館設置目的の現在の社会情勢への不適合と地方公共団体としての婦人支援策の転換

婦人会館は、昭和47年に定められた婦人会館条例により、婦人の教養の向上と情操の純化を図り、もって生活文化の振興と福祉の増進に寄与するために設置され、今日まで経過してきている。

最近、男女平等は言うまでもなく、女性の高学歴化、職場進出等種々の局面において重要なパートナーになっており、既に女性を特に意識することが必要な状況ではなくなっていることから、婦人のためだけ、と言う立脚は変更を要すると思われる。

(b)建物の老朽化、設備の旧式化と維持修理費用の増大

昭和47年に設置された婦人会館は、所要の修理修繕が行われているとは言え、建物の老朽化、設備の旧式化が著しく、維持するのに修理費用が増大し、さらに、県の施設が最近の建築基準に合致しない、ということもあり、上記設置目的の達成に伴い、撤去も考慮に入れることが必要である時期である。

(c)委託研修事業参加者の減少と高齢化

委託研修事業は、一泊研修、移動研修及び教養講座が内容で、昭和47年から実施してきているところであるが、最近実施回数が減少してい

るものもあって参加人数が減少してきており、さらに、参加者の高齢化が目立っている状況である。

最早、婦人としての問題から離れて考えることが必要で、老若男女を問わず参加できるもので、県が行うべき研修として相応しい内容にするべく、従来の部署に拘らず全庁的に見直すことが重要である。

以上の諸点を踏まえ、会館設置事業に関しては、一先ず目的を達したものとして今後早い時期に縮小あるいは廃止を検討すべきものと思われる、当該土地の有効利用を別途考えることに重要性が移ってきていると考えられる。

13. 財団法人宮城県スポーツ振興財団との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

県は、県営スポーツ施設の管理業務を、財団法人宮城県スポーツ振興財団(以下「スポーツ財団」という)に委託している。

具体的な委託業務の内容は、次のとおりである。

- ・スポーツ施設の施設・設備、物品及び敷地の維持管理に関すること。
- ・施設等の使用許可申請書の受付その他施設等を使用させる業務に関すること。
- ・使用料の徴収に関すること。
- ・受託事業の開催に関すること。

県が「スポーツ財団」に委託している県営スポーツ施設は、次のとおりである。

- ・宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート、合宿所、宮城県サッカー場等)
- ・宮城県宮城野原公園総合運動場(宮城球場、宮城陸上競技場、宮城陸上補助競技場、宮城自転車競技場、宮城テニスコート、宮城相撲場等)
- ・宮城県第二総合運動場(宮城県武道館、宮城県弓道場、宮城県ラグビー場、宮城県合宿所、宮城県水球プール等)
- ・宮城県スポーツセンター

過去3年間の委託金額の推移は、次のとおりである。

(千円)

担当部局課	H11年度	H12年度	H13年度
スポーツ振興課	1,227,015	1,405,995	1,497,976

平成13年度に宮城県で第56回国民体育大会が開催され、また、平成14年度には2002FIFAワールドカップの試合(3試合)が宮城スタジアムで行われたこともあり、施設整備のため、平成12年度以降委託費が増加している。

(2) 「スポーツ財団」の概要

目的と主な事業

「スポーツ財団」は、県民のスポーツについての理解と関心を深め、積

極的にスポーツに取り組む意欲を高揚させるとともに、生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図り、併せて明るく豊かで活力のあるみやぎの郷土づくりに寄与することを目的として、平成6年に設立された。この目的を達成するために、「スポーツ財団」では次の事業を行う。

- ・ 競技スポーツ振興事業（スポーツ選手・指導者育成強化事業、スポーツ大会助成事業）
- ・ 生涯スポーツ振興事業（生涯スポーツ普及振興事業、我が町スポーツ奨励事業）
- ・ スポーツ啓蒙普及事業（スポーツ相談室開設事業、シンポジウム開催事業、スポーツ情報誌発行事業）
- ・ 県からの受託事業（スポーツ教室開催事業、県営スポーツ施設管理運営受託事業）
- ・ その他目的を達成するために必要な事業（宮城県（大和町）自転車競技場管理運営事業、財団法人スポーツ安全協会宮城県支部事業等）

上記事業のうち、競技スポーツ振興事業については、財団法人宮城県体育協会が担っているため、「スポーツ財団」では、主に生涯スポーツ振興事業と県からの受託事業を行っている。

事業規模

過去3年間における収支状況は、次のとおりである。

（千円）

	H11 年度		H12 年度		H13 年度	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出
一 般 会 計	6,150	7,150	4,869	4,936	3,506	4,394
県からの受託事業	1,228,409	1,228,409	1,406,922	1,406,922	1,498,962	1,498,962
自転車競技場管理運営委託事業	12,707	12,707	10,642	10,642	34,063	34,063
財団法人スポーツ安全協会受託事業	3,800	3,800	4,230	4,093	900	900
そ の 他	3,505	1,963	3,587	1,644	3,869	1,603
合 計	1,254,573	1,254,030	1,430,251	1,428,239	1,541,301	1,539,925

事業の97%以上が、県からの受託事業である。なお、県からの受託事業には、県からの受託金額のほか、運用利息等が含まれている。また、一般会計は、競技スポーツ振興事業、生涯スポーツ振興事業、スポーツ啓蒙

普及事業から成るが、基本財産の運用収入を主な財源としているため、最近の低金利を反映して事業規模は年々縮小している。

県との関係

(a)出資状況

平成13年度末の基本金500,000千円のうち、県は250,000千円(50%)出資し、残りは各市町村が出資している。

(b)県関係者の関与状況

平成13年4月1日現在の役員及び職員の状況は、次のとおりである。

(人)

(役員)	合計	うち、県関係	
		現役職員	OB
常勤	1	0	1
非常勤	18	4	0
合計	19	4	1

(人)

(職員)	合計	うち、県関係	
		現役職員	OB
常勤	41	25	5
非常勤	14	0	0
合計	55	25	5

常勤役員は副理事長で、事務局長が兼務しており、県職員OBが就いている。なお、役員は、無報酬である。

施設別の職員配置状況は、次のとおりである。

(人)

施設名	常勤職員数		非常勤職員数	合計
	派遣職員数	「スポーツ財団」職員数		
「スポーツ財団」事務局	6	2	1	9
宮城県総合運動公園 (宮城県サッカー場を含む)	7	7	5	19
宮城県宮城野原公園総合運動場	4	3	1	8
宮城県第二総合運動場 (宮城県水球プールを含む)	4	2	6	12
宮城県スポーツセンター	4	2	1	7
合計	25	16	14	55

設立年度からの常勤職員数の推移は、次のとおりである。

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
期末常勤職員数(人)	31	29	31	40	37	36	47	41
うち、県からの派遣職員数	31	29	31	40	34	31	32	25

「スポーツ財団」の運営基盤を確立するため、また、設立当初から第56回国民体育大会を目指していたこともあり、県からの派遣職員が主体となっている。

(c)委託業務以外の県の補助

県は、委託費のほか、(大和町)自転車競技場の管理運営について、補助金を交付している。

過去3年間における「スポーツ財団」の(大和町)自転車競技場管理運営委託事業の主な収支状況は、次のとおりである。

(千円)

	H11 年度	H12 年度	H13 年度
収 入 合 計	12,707	10,642	34,063
うち、			
運営管理費補助金	11,817	9,684	8,090
備品整備事業補助金	149	187	9,222
国体整備事業補助金	-	-	14,889
補助金合計	11,967	9,871	32,201
支 出 合 計	12,707	10,642	34,063
うち、			
委託費	6,681	8,071	7,890
租税公課	5,165	1,655	1,627

(大和町)自転車競技場は、平成 11 年に第 56 回国民体育大会に向けて新築したものであり、本来は県が資産所有すべきであったが、県の資金負担を軽減する手段として、公益補助金を活用することにした。そこで、補助金交付の条件を満たすため、形式的に「スポーツ財団」が資産所有することにした経緯がある。したがって、(大和町)自転車競技場管理運営委託業務収入は、実質的に県からの補助金に依存している。委託費同様、平成 13 年度に宮城県で第 56 回国民体育大会が開催されたことから、施設整備のため、平成 13 年度の補助金額が増加している。

支出のうち、委託費の主なものは、大和町に対する管理運営委託費であり、租税公課は、大和町に対する固定資産税(平成 11 年度の取得税を含む)である。

平成 13 年度の備品整備事業補助金及び国体整備事業補助金は、備品整備費 9,222 千円と修繕費 14,889 千円として支出されているので、これらを除くと、県の補助金は、基本的に「スポーツ財団」を經由して大和町に支払われる。

その他

(a) 公有財産台帳(固定資産台帳)の整備

公益法人会計基準では、固定資産台帳の作成を規定しているが、「スポーツ財団」では、一部固定資産台帳が作成されていない物件があった。

固定資産台帳が作成されていなかった物件は、いずれも(大和町)自転車競技場にかかわるもので、次のとおりである。

(単位：千円)

内 容	取得価額
案内標識(道路案内、ターニングポイント、場内)	4,836
外周路(メッシュフェンス H=1,500)	6,278
内周路(ガードパイプ H=800)	2,809
土工	7,475
舗装工	3,481
合 計	24,881

(b)重要な会計方針の注記

公益法人会計基準では、固定資産の減価償却等、計算書類の作成に関する重要な会計方針を注記しなければならないが、平成 11 年度の計算書類では、減価償却に関する注記が記載されていなかった。

(c)会計方針の変更における注記

従来は、取得時の翌年度から減価償却を開始していたが、平成 13 年 3 月開催の理事会において経理規程を改正し、平成 12 年度以降、取得年度から償却開始することに変更した。したがって、会計方針の変更に該当する。

公益法人会計基準では、重要な会計方針を変更した場合、変更の旨及び変更による影響を注記しなければならないが、平成 12 年度の計算書類では、変更による注記が記載されていなかった。

また、平成 12 年度及び平成 13 年度の計算書類では、計算書類に対する注記として、「1(2) 減価償却の時期は、取得年度の翌年度からとしている。」と、誤った記載になっていた。さらに、平成 13 年度の計算書類では、計算書類に対する注記として、「1(2) 固定資産の減価償却については、法定償却法によっている。」と記載されていた。

(d)直接法により減価償却を行っている場合における注記

公益法人会計基準では、固定資産について直接法によって減価償却を行っている場合、当該資産の取得価額、減価償却累計額、当期末残高(期末簿価)を注記しなければならない。これは、間接法によった場合と同じ情報を提供するためである。したがって、「取得価額」は、取得したときの金額を、「減価償却累計額」は、取得時から当期末までの減価償却費計上額の累計を記載する。しかし平成 11 年度から平成 13 年度までの計算書類では、「取得価額」として前期末簿価を記載し、「減価償却累

計額」として当期減価償却費を記載していた。

(e)基本財産の運用

寄附行為第 8 条第 2 項では、「基本財産のうち、現金は、信用のある金融機関又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国債、公債その他換価が容易かつ確実な有価証券に換えて保管しなければならない。」と規定しており、平成 13 年度末の基本財産 500,000 千円のうち、92,245 千円について公社債投資信託を利用していたが、平成 14 年 4 月 25 日に解約した。ファンド対象に外国債券が含まれていたため、為替相場の影響を受け基準価額が下落し、受取金額が 90,252 千円となり、1,992 千円の損失が生じている。

(3) 業務を委託する理由

公の施設の管理については、地方自治法第 244 条の 2、同法施行令第 173 条の 3、同法施行規則第 17 条の規定により、地方公共団体から出資がある法人等や職員派遣のある法人等に限定されており、また、県では、宮城県総合運動公園、宮城県宮城野原公園総合運動場、宮城県第二総合運動場、宮城県スポーツセンターの管理業務について、「スポーツ財団」に委託することができるとする条例を制定している。

県営スポーツ施設の管理については、「感動と活力あるスポーツライフの創造」(宮城県教育基本方針)の目標である「県民総スポーツ社会」(スポーツの素晴らしさを実感し、普段の暮らしにスポーツを自然に取り入れることにより県民が生涯にわたって様々な形でスポーツに親しみ、充実した豊かなスポーツライフをおくれる社会)を実現するため、よりいっそう開かれた施設にし、多様化する利用者のニーズに対して柔軟に対応することが、求められる。そこで、行政より自由に事業展開できる「スポーツ財団」に施設管理業務を委託している。「スポーツ財団」では行政のように定期的な人事異動を行う必要がないことから、専門職員やスポーツ振興のエキスパートを育成することが可能で、また、「スポーツ財団」の自主財源による自主事業と施設管理を一体的に行うことから生じる相乗効果で、効率的なスポーツ振興が期待できる。

(4) 委託金額の確定

県スポーツ振興課では、過去の実績及び当年度の事業計画を考慮して施設別

費目別に積算し、予算要求を行い、財政課の査定を受け、当初予算が決定される。その後、「スポーツ財団」と委託契約を締結し、翌年1月までの実施状況に応じて当初予算が補正される。「スポーツ財団」は、利益追求を目的としていないので、委託契約書第11条第2項第5号において、精算の結果に剰余が生じた場合は、県に返納するよう規定している。平成13年度の県に対する返還額は47,210千円であった。したがって、委託金額は、「スポーツ財団」の事業年度終了後に確定する。

(5) 委託金額の前払い

委託契約書では、委託金額について前払時期及び前払限度額を決め、「スポーツ財団」からの請求により前払いする旨、規定されている。

平成13年度の「スポーツ財団」からの請求月と委託金額（補正予算後）の前払状況は、次のとおりである。

(千円)

請求月	当初契約時	追 加	合 計
H13 . 4 月	627,259		627,259
5 月		47,778	47,778
7 月	304,000		304,000
10 月	304,000		304,000
12 月		18,211	18,211
H14 . 1 月	300,211	19,851	280,360
合 計	1,535,470	9,716	1,545,186

- ・平成13年5月の47,778千円は、平成14年6月開催のFIFAワールドカップ3試合に備えるための、宮城スタジアム補修用芝育成管理業務委託費である。
- ・平成13年12月の18,211千円は、宮城スタジアム補修用芝育成管理業務内容の一部変更に伴う返納額である。
- ・平成14年1月の19,851千円は、補正予算による減額である。

(6) 委託金額の内訳

平成 13 年度の委託金額の内訳は、次のとおりである。

	金額(千円)	構成比(%)
需用費	347,090	22.5
委託料	793,858	51.4
県からの派遣職員人件費	231,145	15.0
「スポーツ財団」職員人件費	85,360	5.5
その他	87,733	5.6
支出額計	1,545,186	100
「スポーツ財団」からの返還額	47,210	
委託金額	1,497,976	

支出額のうち、需用費(主として水道光熱費)、委託料(「スポーツ財団」から外部業者へ業務再委託)、人件費で約 95%を占めている。

委託料

(a)再委託の必要性

再委託している業務内容は、管理清掃、設備保全、芝管理等多岐に及んでいる。高度な知識や専門的技術を要する業務あるいは多くの人数を要する業務について、県からの派遣職員や「スポーツ財団」の職員では対応できないため、再委託を認めている。

(b)委託料の決定方法

「スポーツ財団」では、設計額 20,000 千円(消費税含まず。以下同じ)以上の委託業務について、特別指名委員会(委員長は副理事長)を開催し、業者指名のうえ入札により決定している。設計額(落札を認める最高限度額)は、平成 11 年度版建設大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という)に準じて積算される。積算における優先順位は、次のとおりである。

第 1 優先:「共通仕様書」に記載されている歩掛り(標準積算率)を最優先する。

第 2 優先:「共通仕様書」に「見積もりによる」と記載されている場合には、業者から見積もりを徴収する。なお、「共通仕様

書」に該当がないものは、内容に合わせて業者から見積もりを徴収する。

(c)委託料の状況

平成 13 年度における「スポーツ財団」での設計額 20,000 千円以上の委託業務は 10 件あり、これらに関する平成 12 年度以降の落札状況は、次のとおりである。

	H12	H13	H14
管理清掃			
入札参加数(社)	8	6	6
設計額(千円)(A)	91,200	86,208	84,019
落札価格(千円)(B)	90,900	84,500	82,200
落札率(%) (B)÷(A)	99.67	98.02	97.84
落札業者名	A	A	A
監視・指導			
入札参加数(社)	2	2	2
設計額(千円)(A)	24,640	23,492	24,126
落札価格(千円)(B)	23,800	23,250	23,980
落札率(%) (B)÷(A)	96.59	98.97	99.39
落札業者名	B	B	B
設備保全			
入札参加数(社)	5	5	5
設計額(千円)(A)	87,700	93,456	93,192
落札価格(千円)(B)	87,600	93,200	93,000
落札率(%) (B)÷(A)	99.89	99.73	99.79
落札業者名	C	C	C
計装設備保守点検			
入札参加数(社)	4	4	4
設計額(千円)(A)	20,435	23,529	23,230
落札価格(千円)(B)	20,000	22,800	21,500
落札率(%) (B)÷(A)	97.87	96.90	92.55
落札業者名	D	D	D

	H12	H13	H14
芝管理			
入札参加数(社)		8	8
設計額(千円)(A)		56,556	59,375
落札価格(千円)(B)		56,000	59,000
落札率(%) (B)÷(A)		99.02	99.37
落札業者名		E	E
グランド維持及び除草樹木管理			
入札参加数(社)	11	8	8
設計額(千円)(A)	31,840	31,525	31,610
落札価格(千円)(B)	29,500	31,500	29,500
落札率(%) (B)÷(A)	92.65	99.92	93.32
落札業者名	G	G	G
管理運営のみ保守点検			
入札参加数(社)		1	1
設計額(千円)(A)		23,912	24,607
落札価格(千円)(B)		23,800	24,500
落札率(%) (B)÷(A)		99.53	99.57
落札業者名		H	H
電気設備点検			
入札参加数(社)	7	7	7
設計額(千円)(A)	70,133	70,037	74,124
落札価格(千円)(B)	70,000	68,000	69,000
落札率(%) (B)÷(A)	99.81	97.09	93.09
落札業者名	K	K	K
宮城のみ建築付帯設備点検			
入札参加数(社)		4	4
設計額(千円)(A)		22,120	21,751
落札価格(千円)(B)		22,000	19,880
落札率(%) (B)÷(A)		99.46	91.40
落札業者名		M	M
宮城のみ補修用芝育成			
入札参加数(社)		16	
設計額(千円)(A)	-	45,397	-
落札価格(千円)(B)		33,800	
落札率(%) (B)÷(A)		74.45	
落札業者名		O	

県土木部発注工事における指名競争入札の平均落札率は、平成14年9

月末現在で 84.5%（同年 10 月 22 日河北新報朝刊より）であるが、臨時的な宮城スタジアム補修用芝育成管理業務を除くと、落札率は 93% 以上となっており、極めて高率である。

(d)孫請けの状況

平成 13 年度及び平成 14 年度における設計額 20,000 千円以上の再委託業務のうち、受託業者がさらに下請け業者を使用するいわゆる孫請けが行われている業務が、4 件あり、このうち、計装設備保守点検業務及び芝管理業務については、入札参加業者がいわゆる孫請け業者となっている。

県からの派遣職員人件費

県から「スポーツ財団」に派遣された職員の人件費は、委託費としていったん財団に支払われるが、事業年度終了後、「スポーツ財団」から出向者給料手当等として県に返還させるため（平成 13 年度の県に対する返還額 217,918 千円）委託による新たな県負担は生じない。

「スポーツ財団」職員人件費

「スポーツ財団」職員人件費は、事務局長、宮城県総合運動公園所長、宮城県宮城野原公園総合運動場所長、宮城県第二総合運動場所長、常勤職員、非常勤職員に対するものである。

事務局長及び各施設長は、県とのつながり、財団の円滑な運営のため、県職員 O B が就いている。

(7) 指摘事項

(大和町) 自転車競技場の見直し

(大和町) 自転車競技場は、経緯から県が所有すべき施設である。しかし、自転車競技場は、競技スポーツ施設として宮城野原公園総合運動場にもあり、利用状況からすれば、県が重複して所有する必要はないものと考えられる。

(大和町) 自転車競技場は、第 56 回国民体育大会に向けて大和町の要望により大和町総合運動公園内に建設された施設で、県からの補助金を実質的に大和町に支払われていることを考えれば、当該施設は大和町が所有するよう、県と大和町で話し合いを行うべきである。

当該施設が大和町の所有となれば、県から「スポーツ財団」への補助金

(平成13年度運営管理費補助金8,090千円)は廃止でき、県民負担を節約できる。

「スポーツ財団」における固定資産台帳の一部不備

「スポーツ財団」では、(大和町)自転車競技場にかかわる固定資産台帳が一部(取得価額:24,881千円)作成されていなかった。

(大和町)自転車競技場は、本来県が所有すべき施設なので、軽視したのかもしれないが、法形式上は「スポーツ財団」の所有であるから、公益法人会計基準の規定に従い、固定資産台帳を適正に作成する必要がある。

「スポーツ財団」における計算書類の注記内容の不備

平成11年度から平成13年度までの「スポーツ財団」の計算書類には、以下の不備がみられ、適正な情報開示が行われていない。

- (a)平成11年度の計算書類では、減価償却に関する注記が記載されていなかった。
- (b)平成12年度の計算書類では、減価償却方法の変更による注記が記載されていなかった。
- (c)平成12年度より、減価償却の時期を取得年度から行うことに変更したが、平成12年度及び平成13年度の計算書類では、計算書類に対する注記として、「1(2)減価償却の時期は、取得年度の翌年度からとしている。」と、誤った記載になっていた。
- (d)平成13年度の計算書類では、計算書類に対する注記として、「1(1)固定資産の減価償却については、法定償却法によっている。」と記載されていたが、「法定償却法」という方法は抽象的なので、定額法等具体的な方法を記載する必要がある。
- (e)注記情報として、固定資産の「取得価額」は、取得したときの金額を、「減価償却累計額」は、取得時から当期末までの減価償却費計上額の累計を記載するが、平成11年度から平成13年度までの計算書類では、「取得価額」として前期末簿価を記載し、「減価償却累計額」として当期減価償却費を記載していた。注記情報の意味がない。

計算書類は、「スポーツ財団」の財政状態、経営状況を数値化した重要な情報であるから、適正に作成するよう、十分注意が必要である。

「スポーツ財団」における基本財産運用方法の見直し

平成13年度末の基本財産のうち、92,245千円については、寄附行為第

8条第2項で認められている公社債投資信託を利用していましたが、解約の結果、1,992千円の損失が生じている。基本財産は、財団を維持するための根幹であるから、損失が生じる可能性のある運用は避け、ハイリスク・ハイリターンより、ローリターンであってもローリスクを目指すべきである。すなわち、運用収益獲得より、元本割れにならない運用を目指すべきである。

委託金額の前払方法の見直し

県の委託費は、委託契約書に従い「スポーツ財団」の請求に応じて前払いされるが、当初契約時の前払月及び前払金額は、「スポーツ財団」の資金需要を反映したものではなく、特に合理的な理由はない。

平成14年1月の最終請求額は、280,360千円である一方、平成13年度末に「スポーツ財団」が計上した未払金は、県からの派遣職員に対する人件費217,918千円、受託事業入金超過額47,210千円（県に対する返還額計265,128千円）、施設の業務委託費等374,786千円等、合計650,305千円である。すなわち、平成14年1月に県が前払した額の大半が、後に返還されており、「スポーツ財団」の資金需要時に需要額を前払いするシステムにはなっていない。「スポーツ財団」は、次年度計画において、月次予算を編成し、月次の資金需要額を算定する一方、県は、「スポーツ財団」に当該予算を提出させ、随時調整を行い、資金需要時に需要額を前払いするシステムを構築することにより、不要な資金支出を排除し、資金の効率的な管理・運用を図るべきである。

再委託について

(a)設計額算定手続きの見直し

再委託する場合、「スポーツ財団」では設計額を積算するが、「共通仕様書」に部掛りが記載されていない業務内容が多く、業者から見積もりを徴収するケースが多い。このような場合には、業者からの見積もり額に一定割合（例えば90%）を掛けた額を設計額としている（設計額20,000千円以上の再委託業務10件中7件が一部に見積もりを採用）。設計額20,000千円以上の再委託業務9件（宮城スタジアム補修用芝育成管理業務を除く）は、平成12年度以降の設計額が横ばいで、落札率が100%に近く、設計額が業者からの見積もりに依存していることが、うかがえる。

スポーツ施設管理は、基本的に定型的業務であるので、標準原価に

よる原価管理が適する。作業現場を視察し、できるだけ多くの業者から見積もりを入手し、データベース化し、見積もり内容を十分に比較・分析し、実現可能な標準積算率を設定し、「スポーツ財団」内部で積算できるシステムを構築することが、必要である。なお、実現可能な標準積算率は、不動のものではなく、定期的に見直し、低減する努力を怠ってはならない。

(b)入札参加業者がいわゆる孫請け業者になることの弊害

設計額 20,000 千円以上の再委託業務 10 件のうち、入札参加業者がいわゆる孫請け業者となっている業務が、2 件あった。入札参加業者がいわゆる孫請け業者になれるのであれば、どの業者が落札しても、仕事が回ってくることになる。したがって、当該業者は無理して元請業者になる必要はなく、自社の利益確保のため、入札額を高め設定しがちである。このような企業論理が働く状況では、入札は機能しない。

入札を意味あるものとするためには、入札参加業者がいわゆる孫請け業者になれないことをあらかじめ入札参加の条件とする等、対策が必要である。

(c)指名競争入札制度の見直し

設計額 20,000 千円以上の委託業務については、「スポーツ財団」にて特別指名委員会を開催し、業者指名のうえ入札を行っている。しかしすでに委託料の状況のところで見たように、入札参加業者数は増減しているものの、平成 12 年度以降の落札業者がまったく同じ業者という状況が続いており、又落札率も土木部扱いと比べかなりの高率となっており、特別指名委員会の形骸化がうかがえる。入札制度を意味あるものとするためには、入札参加業者を数社に指定せず、優秀な中小企業も入札に参加できるようにし、真の競争原理を導入する必要がある。ただし、入札参加を無制限に認めると、県民へのサービスが低下する恐れがあるので、入札参加資格をある程度制限する必要がある。

入札参加資格の制限は、過去の事業実績等、当該事業に直接関係のない事項で判断するのではなく、当該事業に直接関係する事項で判断すべきである。すなわち、入札参加希望業者から当該事業に関する見積書・事業計画書を提示させ、一定水準以上の業者だけに入札参加を認める等の方法が、考えられる。そのためにも、「スポーツ財団」内部で積算できるシステムを構築し、業者の提案を評価する力を備えることが不可欠である。

「スポーツ財団」の職員人件費について

(a) 県からの派遣職員人件費の削減

補正予算後の「スポーツ財団」への派遣職員 25 名の人件費は、231,145 千円であるから、1 名当たりの平均人件費は、9,245 千円（231,145 千円 ÷ 25 名）になる。

県から「スポーツ財団」に派遣された職員の人件費は、事業年度終了後、「スポーツ財団」から出向者給料手当等として県に返還させるため、委託費による新たな県負担は生じないが、そもそも県は、派遣職員について県職員としての人件費を負担している。したがって、県は、1 名当たり平均 9,245 千円の人件費を負担して、25 名に「スポーツ財団」の業務を行わせていることとなる。

派遣職員 1 名当たりの人件費は、「スポーツ財団」職員（常勤）（2,767 千円）や「スポーツ財団」職員（県職員 O B）（6,667 千円）に比べて、かなり高額である。

「スポーツ財団」の運営基盤を確立するため、また、第 56 回国民体育大会を目指していたこともあり、県からの派遣職員が必要なのは確かであるが、再委託の状況、派遣職員の配置状況、定期的に行われる県職員の人事異動の実態から判断すれば、再委託のための積算業務等を除き、高額な人件費負担を伴う県からの職員派遣は早急に見直す必要がある。

県の中・長期計画では、「スポーツ財団」への派遣職員数を次のとおり段階的に削減する予定となっている。

	H14	H15	H16	・・・	H21	H22	H23
派遣職員（人）	24	21	18	・・・	6	5	4

平成 23 年度には 4 名まで削減されることになっているが、当面派遣職員で対応しなければならない事務管理 1 名、積算業務 1 名、3 施設長各 1 名（下記イ・参照）合計 5 名までは早急に削減計画を前倒しすべきである。県の計画で 5 名になるのは、平成 22 年度であるが、あまりに悠長な計画と言わざるを得ない。

(b) 「スポーツ財団」職員人件費の削減

「スポーツ財団」職員人件費の内訳及び 1 名当たり人件費は、次のとおりである。

	職員数	人件費 (千円)	1名当たり人件費 (千円)
事務局長・3施設長	4	26,668	6,667
常勤職員	12	33,206	2,767
非常勤職員	14	29,239	2,088
当初予算		89,113	
補正予算による減額		3,753	
補正後		85,360	

事務局長及び各施設長（有給の役職を独占）は、県職員OBが占めており、いわゆる天下りが続いている。1名当たり人件費（6,667千円）は、常勤職員（2,767千円）等に比べてかなり高額である。県とのつながり、財団の円滑な運営のため、県職員OBが就くとのことであるが、その意味ではむしろ現職職員の派遣のほうが適任であり、県職員OBが就く必然性はなく、その方が人件費の圧縮が可能である。財団への派遣職員の早期の削減を求められている中、退職者の雇用確保より現職職員の雇用確保を優先すべきである。

（8）意見

委託費の効果の測定

平成13年度の管理委託施設の利用状況及び使用料収入は、次のとおりである。

施設名	利用人数(人)	使用料収入(千円)
宮城県総合運動公園	412,414	73,569
宮城県サッカー場	50,200	3,329
宮城県宮城野原公園総合運動場	168,340	42,657
宮城県第二総合運動場	281,523	9,587
宮城県水球プール	106,627	3,460
宮城県スポーツセンター	178,929	18,014
宮城県(大和町)自転車競技場	9,728	236
合計	1,207,761	150,855

一方、県は、「スポーツ財団」に対し委託費1,497,976千円及び（大和町）自転車競技場に対する運営管理費補助金8,090千円を支出している。したがって、平成13年度における県の負担額は1,355,211千円になり、これが県民の税金で賄われていることになるが、この種の県負担額に対す

る効果測定手段は、現在のところ開発されていない。

多額の県民負担を伴う以上、県の教育基本方針の目標である「県民総スポーツ社会」の観点から、施設利用状況、地域貢献度等を指標として、効果を具体的に定義・数値化し、効果測定手段を開発する必要がある。例えば利用人員1人あたりの負担額の推移、他の地公体あるいは民間での同様な施設での同様の指標との比較などが考えられよう。このような施設毎の考課測定の上で、定期的に県所有施設としての存続も含めてそのあり方を再検討すべきであろう。

「県民総スポーツ社会」実現における委託施設及び「スポーツ財団」のありかた

(a) 「県民総スポーツ社会」実現のための4つの柱

平成14年8月20日付けで、宮城県スポーツ振興審議会から宮城県スポーツ振興基本計画のあり方に関する答申（以下「答申」という）が提出された。「答申」では、県の教育基本方針の目標である「県民総スポーツ社会」実現のため、「生涯スポーツ社会の実現」、「競技スポーツの競技水準向上」、「地域と連携した学校体育・スポーツの推進」、「スポーツ施設の整備充実」という4つの柱を掲げている。このうち、委託施設及び「スポーツ財団」は、「生涯スポーツ社会の実現」、「スポーツ施設の整備充実」にかかわっている。

(b) 「生涯スポーツ社会の実現」と委託施設及び「スポーツ財団」のありかた

「生涯スポーツ社会の実現」では、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも主体的にスポーツを楽しむことができる環境の整備」を目標に掲げ、「総合型地域スポーツクラブ」（質の高い指導者のもと、体力、年齢、技術、趣味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめ、複数の種目から自由に選択できるように、地域住民が主体的に運営する、新形態のスポーツクラブ）の育成に重点に置いている。その支援策として、「広域スポーツセンター」（総合型地域スポーツクラブを支援する専門的機能を持った施設）を設置し、質の高い指導者を育成し、学校体育施設の有効活用を行い、情報システムを整備し、広く情報提供を行う。「答申」では、「生涯スポーツ社会の実現」のため、委託施設に「広域スポーツセンター」の機能を持たせ、「スポーツ財団」等の団体との連携・協力を図るよう、述べている。

現在、「スポーツ財団」の主力職員は、県からの派遣職員であるが、中・長期的には、派遣職員を削減し、「スポーツ財団」の職員として専門指導者等を育成することが、計画されている。しかし、スポーツ科学は日々進化しており、全員を常勤職員として固定化する事は避けなければならない。すなわち、雇用する常勤職員を必要最小限に抑え、指導者登録制度を採用し、最新指導技術を持つ者や元選手等に登録してもらい、充実した研修を行い、必要時に随時派遣できるような体制を確立することが、効率的であるといえる。

指導者登録制度が定着すれば、質の高い指導技術が維持でき、また、登録制度活用分については、指導量に比例して人件費が発生するため、費用と効果の対応が明確になる。この結果人件費が常勤職員として固定費用化された場合に比べて、直接費化することが可能となり人件費削減が期待できることになる。

(c) 「スポーツ施設の整備充実」と委託施設のありかた

「スポーツ施設の整備充実」は、他の3つの柱を支える基盤として位置づけられる。スポーツ施設の中核となるのは、委託施設である。「答申」では、宮城県総合運動公園（グランディ・21）について、スポーツ医科学面の支援、広域スポーツセンター機能の整備、ソフト面の充実、交通アクセスの整備、スポーツのみならず文化的なイベントの開催等を検討するよう、述べている。また、宮城県宮城野原公園総合運動場については、他の施設と機能が重複するので重複の解消を原則見直すよう述べている。

スポーツ施設を見直す場合、県は、次の点に留意すべきである。

スポーツは文化の一部であるから、スポーツ施設の見直しは、文化会館や美術館等、他の文化施設を含めた文化施設全体のあり方を十分検討した上で、見直すべきである。

スポーツ施設の見直しは、県営施設だけで考えるのではなく、県とか政令指定都市という縦割り行政意識を排除し、関係市町村や隣県と調整し、宮城地域といった広い見地から行うべきである。

県予算に限度がある以上、施設が分散するほど、施設規模は小さくなり、維持管理費が増大することを、認識すべきである。したがって、機能が重複する非効率な施設（機能が重複しても効果が大きい施設は除く）は、統合・廃止を検討し、施設を集約し、施設規模を拡大し、維持管理費の節減を図るべきである。また、県

予算の限界を克服するためにも、県単独で考えず、宮城地域として考えるべきである。